

八雲町高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

《令和3年度～令和5年度》

素案
(R2.12.26)



令和2年12月
八雲町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠法と位置付け	1
3 関連計画との関係	2
4 計画期間	2
5 計画の策定体制	3
6 北海道との連携	3
7 日常生活圏域の設定	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
1 総人口及び世帯の動向	4
2 日常生活圏域別の人口動向	7
3 介護保険事業の実施状況	8
4 重点事業の状況	15
5 介護予防・日常生活支援総合事業の状況	17
6 福祉サービス等の利用状況	18
7 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果	21
8 在宅介護実態調査結果	32
9 制度改正について	39
第3章 計画の基本的な方向	42
1 将来像	42
2 基本目標	43
3 重点的に取り組む事業	44
4 施策の体系	45

第4章 施策の展開	47
1 いつまでも現役で活躍できるまち	47
2 高齢者が安心して暮らせるまち	57
3 高齢者と地域がともに支え合うまち	64
第5章 第8期介護保険事業計画	74
1 保険料算定の流れ	74
2 将来推計	75
3 サービス見込量の推計	78
4 介護保険料の算定	83
第6章 計画の推進と評価	86
1 計画の周知と連携	86
2 地域資源の把握・有効活用	86
3 計画の点検・評価	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

八雲町は、平成30年3月に「八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域包括ケアシステムの推進を目指してまいりました。

総務省の人口推計「令和2年4月1日現在（確定値）」によると、我が国の総人口は1億2,593万人となっており、そのうち高齢者人口は3,605万人を占め、高齢化率は28.6%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

令和7年（2025年）には、いわゆる団塊世代が全て75歳以上となり、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、今後更に高齢化が進行していくことが見込まれています。

八雲町においては、令和2年10月1日現在における住民基本台帳の総人口は15,681人となっており、そのうち高齢者人口は5,523人を占め、高齢化率は35.2%と全国を上回る割合で推移しており、今後も高齢化はさらに進展すると見込まれています。

これまで、介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の制度改正では、地域共生社会の実現と令和22年（2040年）への備えとして、「地域包括ケアシステムの推進」を継続するとともに「介護予防・健康づくりの推進」、「認知症施策の総合的推進」及び「介護現場の革新」を改革の3つの柱とした高齢者福祉施策を進めていくこととなります。

これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、ニーズに応じた生活支援・介護予防サービスの充実や認知症高齢者を地域で支える取り組みなど、高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

八雲町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、高齢者が社会の一員として、生きがいをもって活躍でき、またいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるため、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、八雲町らしい地域包括ケアシステムの更なる推進を目指します。

2 計画の根拠法と位置付け

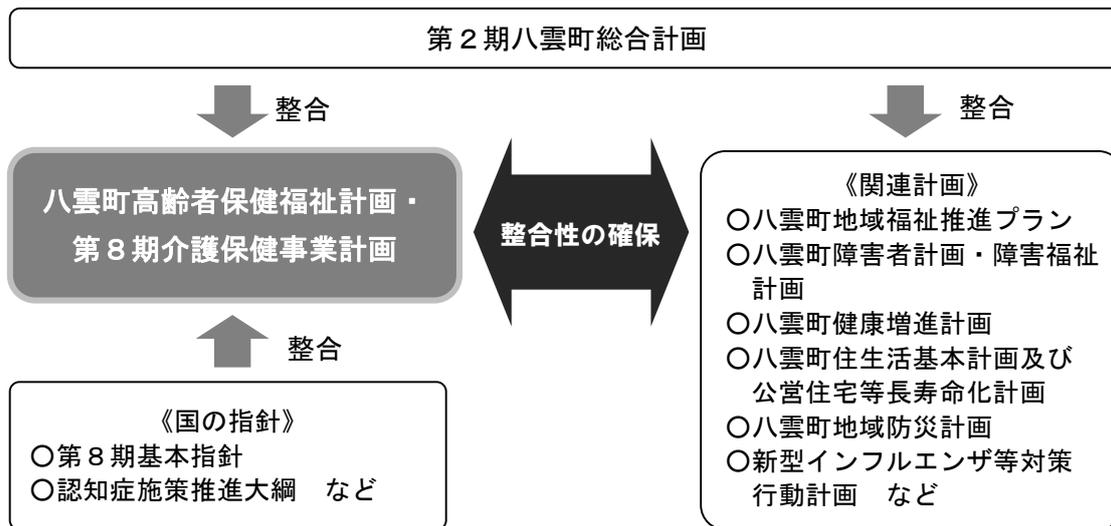
本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

また、本計画において「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づく成年後見制度利用促進計画を併せて策定し、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組めます。

3 関連計画との関係

本計画は、「第2期八雲町総合計画」を上位計画とし、八雲町における高齢者福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などをめざして策定するものです。

計画策定に当たっては、関連する計画との整合性に配慮しています。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、本計画の最終年度である令和5年度に見直しを行うこととします。

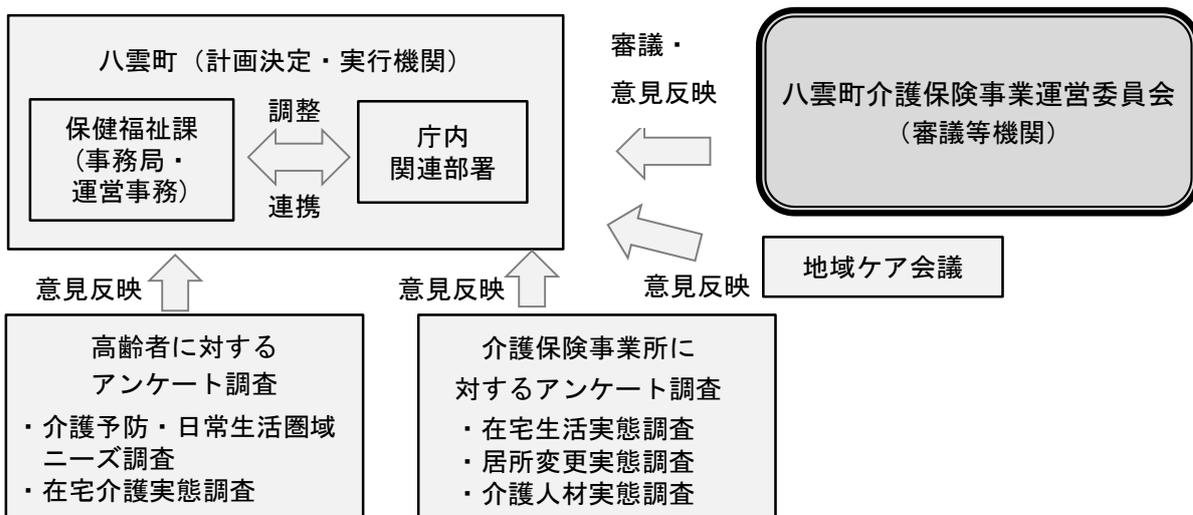
平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保健事業計画 </div>								
		↓ 見直し	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保健事業計画 </div>					
					↓ 見直し	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保健事業計画 </div>		

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業の担当部門である八雲町保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、高齢者及び介護保険事業所に対するアンケート調査を実施しました。

また、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者等の構成による「八雲町介護保険事業運営委員会」において、計画内容の審議を行いました。

■ 計画策定体制



6 北海道との連携

計画の策定にあたっては、介護サービスの広域的調整や地域医療構想との整合性に関して北海道と連携を図ります。

また、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を用いた課題分析及び取組の検討、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいに関する情報共有、ICT等の活用等による事務手続きの簡素化についても北海道と連携を図ります。

7 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な地域で必要なサービスが提供される体制を目指して、「日常生活圏域」を設定しています。

八雲町では、合併前の八雲町、熊石町の地域を「日常生活圏域」とし、圏域ごとに施設整備等も行っています。

地域包括ケアの要となる「地域包括支援センター」もそれぞれの圏域に設置しています。

第2章 高齢者を取り巻く状況

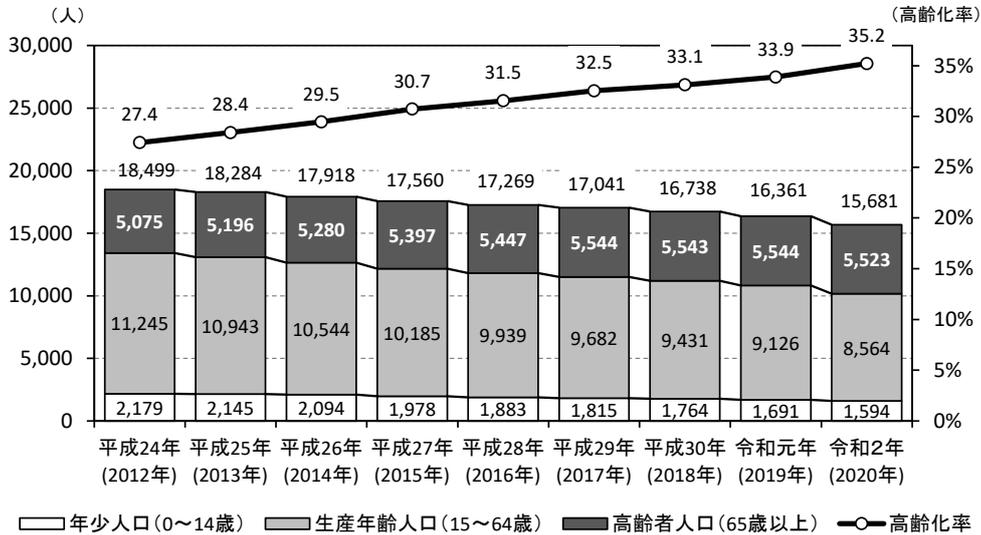
1 総人口及び世帯の動向

(1) 総人口の推移

八雲町の総人口は減少傾向にあり、平成24年の18,499人から令和2年には15,681人まで減少しています。

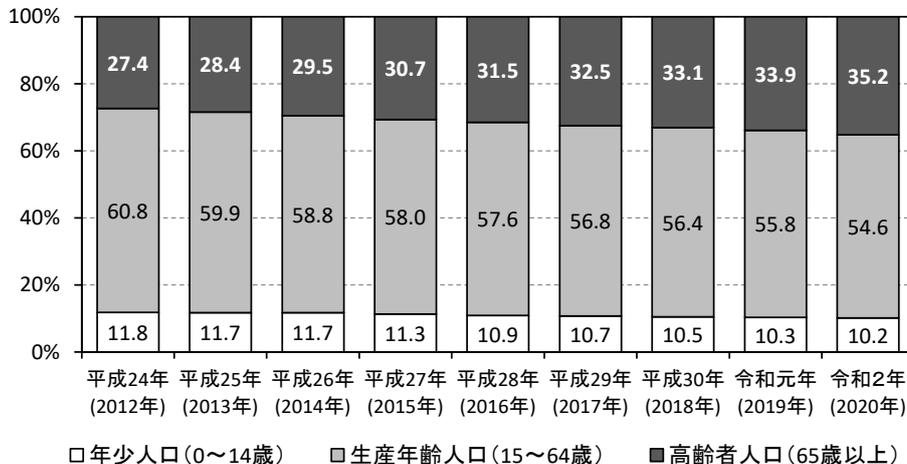
また、総人口を年齢3区分別の割合でみると、高齢者の割合は増加が続いているのに対し、生産年齢人口及び年少人口の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■年齢3区分別人口別割合の推移



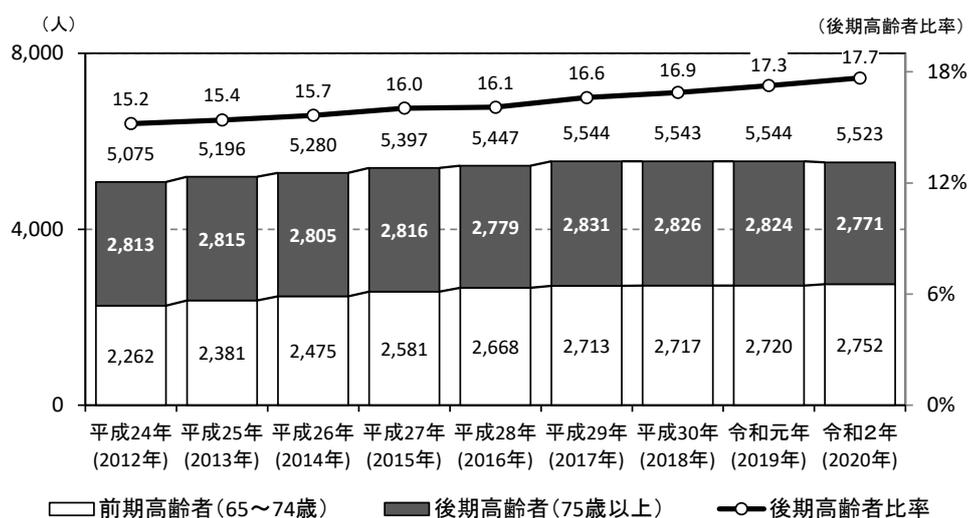
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）はともに増加傾向が続いていましたが、平成30年から後期高齢者人口が減少に転じています。

また、総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和2年には17.7%となっています。

■高齢者人口の推移



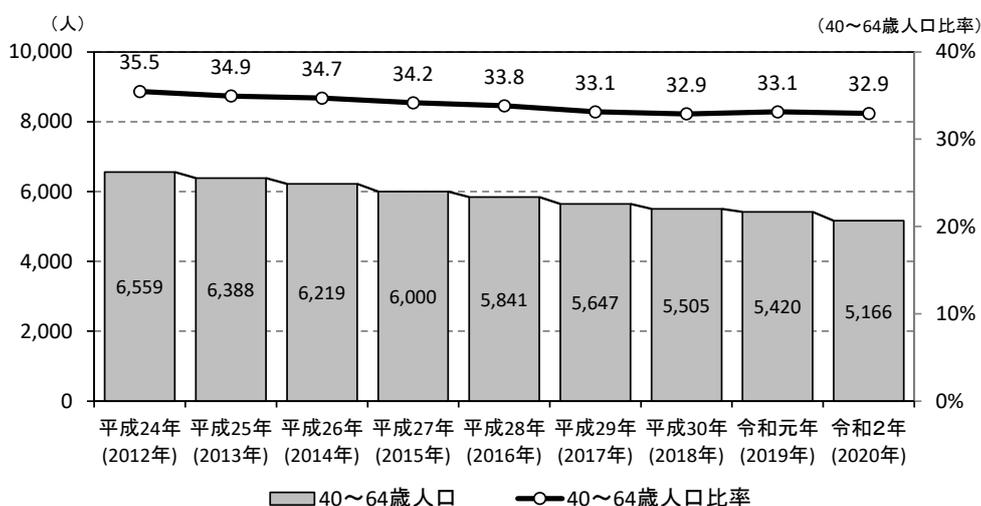
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(3) 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は減少傾向が続いており、平成24年の6,559人から令和2年には5,166人まで減少しています。

40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）は平成24年の35.5%から減少が続いていましたが、近年は横ばいに推移しています。

■40～64歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

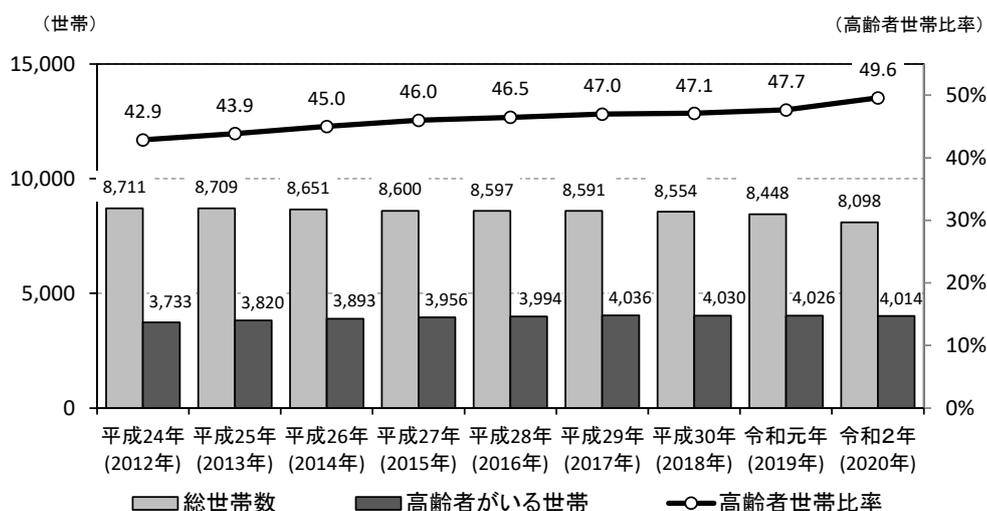
(4) 世帯数の推移

高齢者がいる世帯は平成29年の4,036世帯をピークに減少傾向に転じていますが、総世帯数に占める割合は緩やかな増加が続いており、令和2年は49.6%となっています。

高齢者がいる世帯を世帯類型別にみると、高齢者同居世帯は減少傾向が続いており、増加傾向が続いていた高齢者夫婦世帯は平成29年から減少に転じています。また、高齢者単独世帯は増加傾向が続いていましたが、令和2年は前年よりも減少しています。

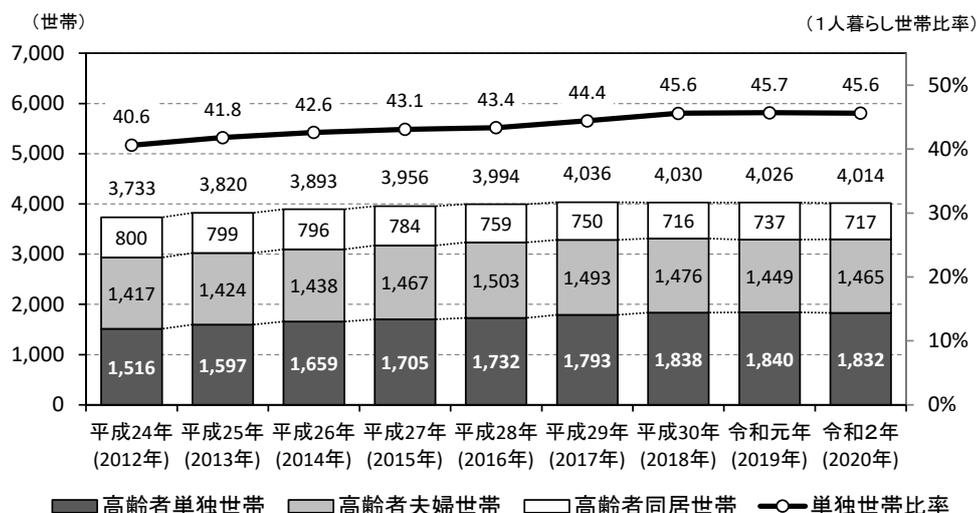
単独世帯比率（高齢者がいる世帯に占める高齢者単独世帯の割合）は平成30年まではゆるやかに増加していましたが、それ以降は横ばいに推移しています。

■ 高齢者世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■ 高齢者世帯の世帯類型別世帯数の推移



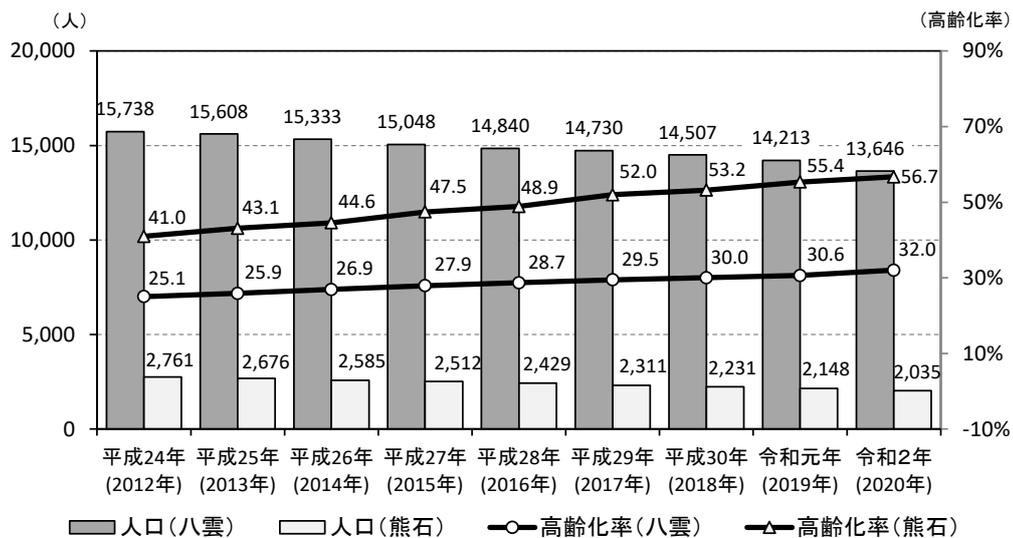
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 日常生活圏域別の人口動向

令和2年の日常生活圏域別の人口は、八雲地域が13,646人、熊石地域が2,035人となっています。両地域ともに高齢化率は増加傾向にあり、特に熊石地域は令和2年の高齢化率が56.7%と非常に高い状況です。

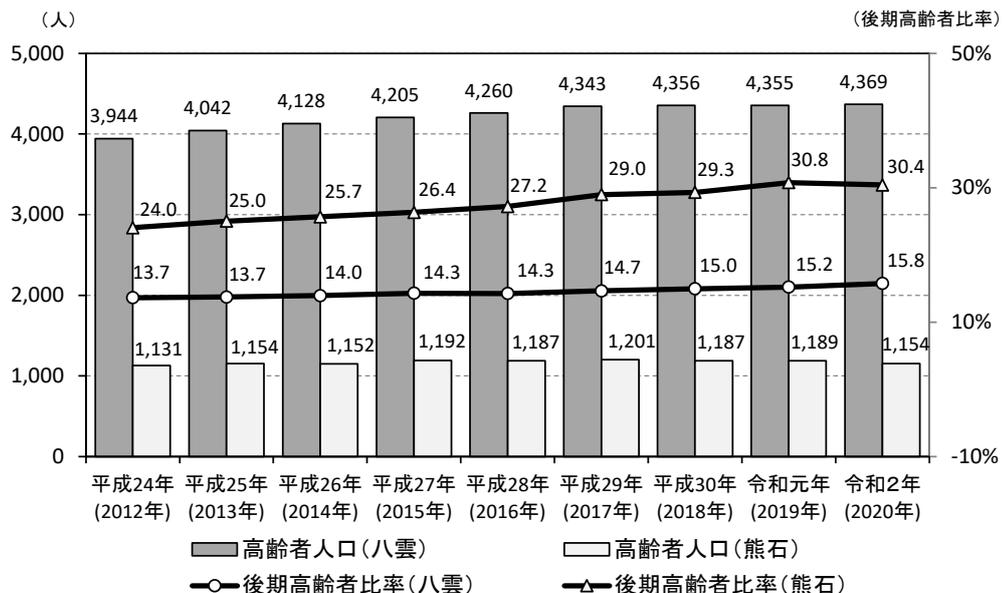
また、後期高齢者比率（人口に占める後期高齢者の割合）をみても、八雲地域、熊石地域ともに増加している状況です。

■日常生活圏域別の人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

■日常生活圏域別の高齢者人口と後期高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

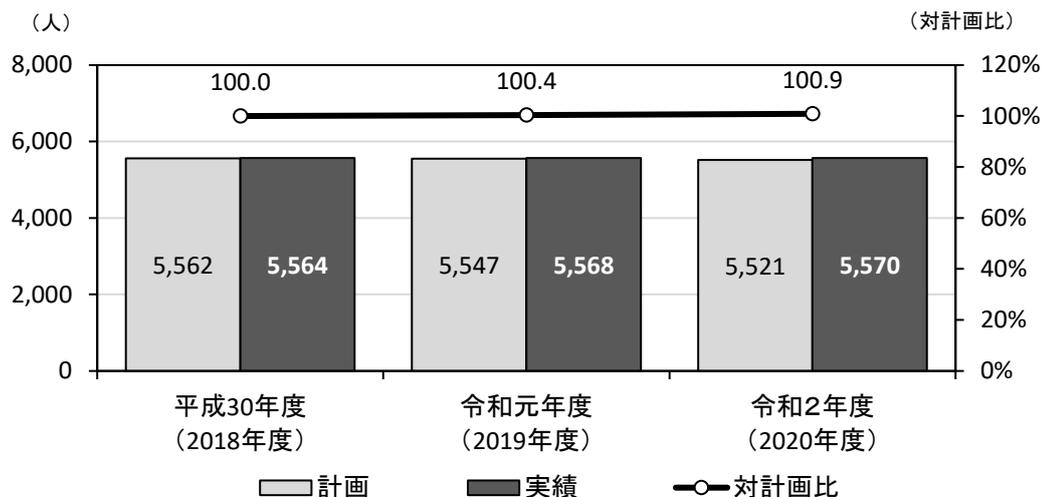
3 介護保険事業の実施状況

(1) 被保険者と要介護認定者の推移

第1号被保険者数の実績はおおむね計画通りに推移してきました。一方、要介護認定者数の実績は計画を下回って推移しており、令和2年度は対計画比で95.0%となっています。

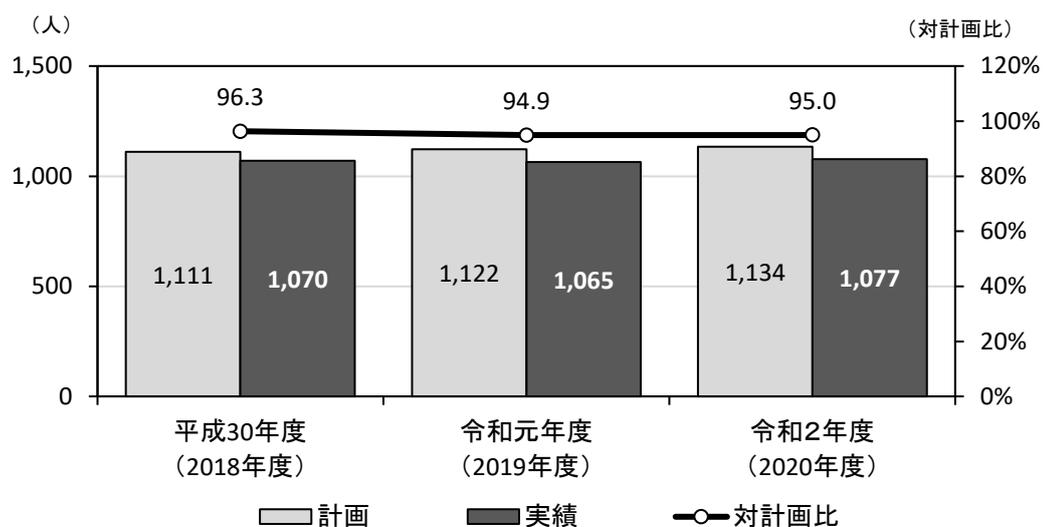
計画期間の3年間の推移をみると、第1号被保険者数はわずかに増加しており、要介護認定者数は年によって増減がある状況です。

■ 第1号被保険者数の計画値と実績値



資料：令和元年度まで/介護保険事業状況報告年報、令和2年度/介護保険事業報告月報（9月）

■ 要介護認定者数の計画値と実績値



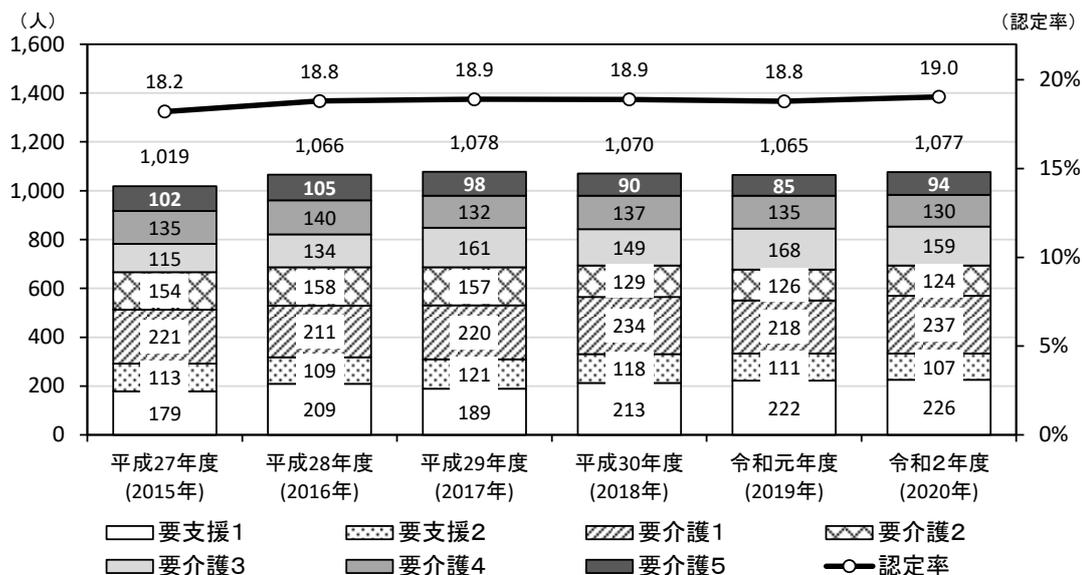
資料：令和元年度まで/介護保険事業状況報告年報、令和2年度/介護保険事業報告月報（9月）

(2) 要介護認定率と要介護度の推移

要介護認定率は平成28年度からはおおむね横ばいに推移しており、令和2年度は19.0%となっています。

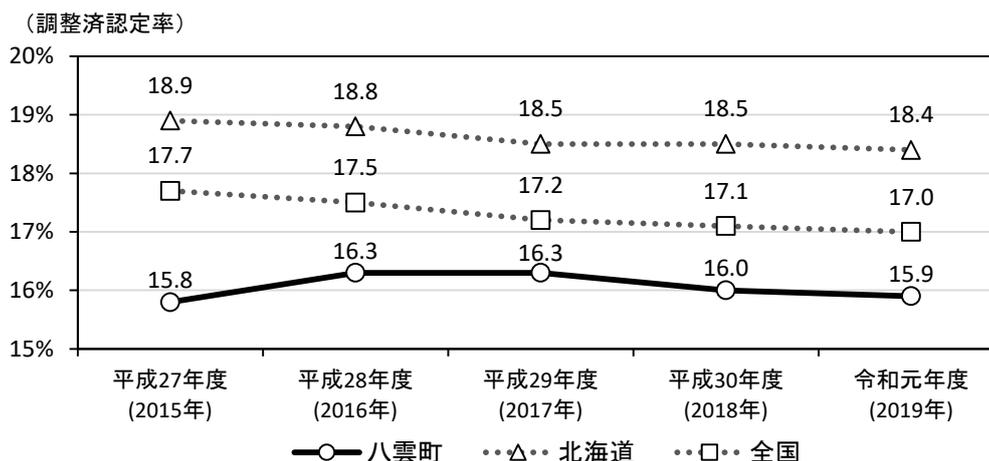
八雲町の調整済認定率^{※1}は全国・北海道よりも低く推移しており、令和元年度は北海道の18.4%、全国の17.0%に対し、八雲町は15.9%となっています。

■ 要介護度別認定者数と認定率の推移



資料：令和元年度まで/介護保険事業状況報告年報、令和2年度/介護保険事業報告月報（9月）

■ 調整済認定率の推移



資料：平成30年度まで/介護保険事業状況報告年報、令和元年度/介護保険事業報告月報（3月）
及び総務省「住民基本台帳・世帯数」

※¹ 調整済認定率

第1号被保険者の性・年齢別の人口構成が、どの地域も同じになるよう調整することで地域間での比較がしやすくなるよう算出した認定率。

(3) サービス別利用人数の状況

サービス別の利用人数を対計画比で見ると、施設サービス全体では実績が計画を下回っており、特に介護老人福祉施設の実績が低く推移しました。介護医療院及び介護療養型医療施設については、町外でのサービスとなりますが、実績が計画を上回りました。

居住系サービスでは、地域密着型特定施設入居者生活介護が計画通りに推移しましたが、特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護は計画を下回る実績で推移しました。

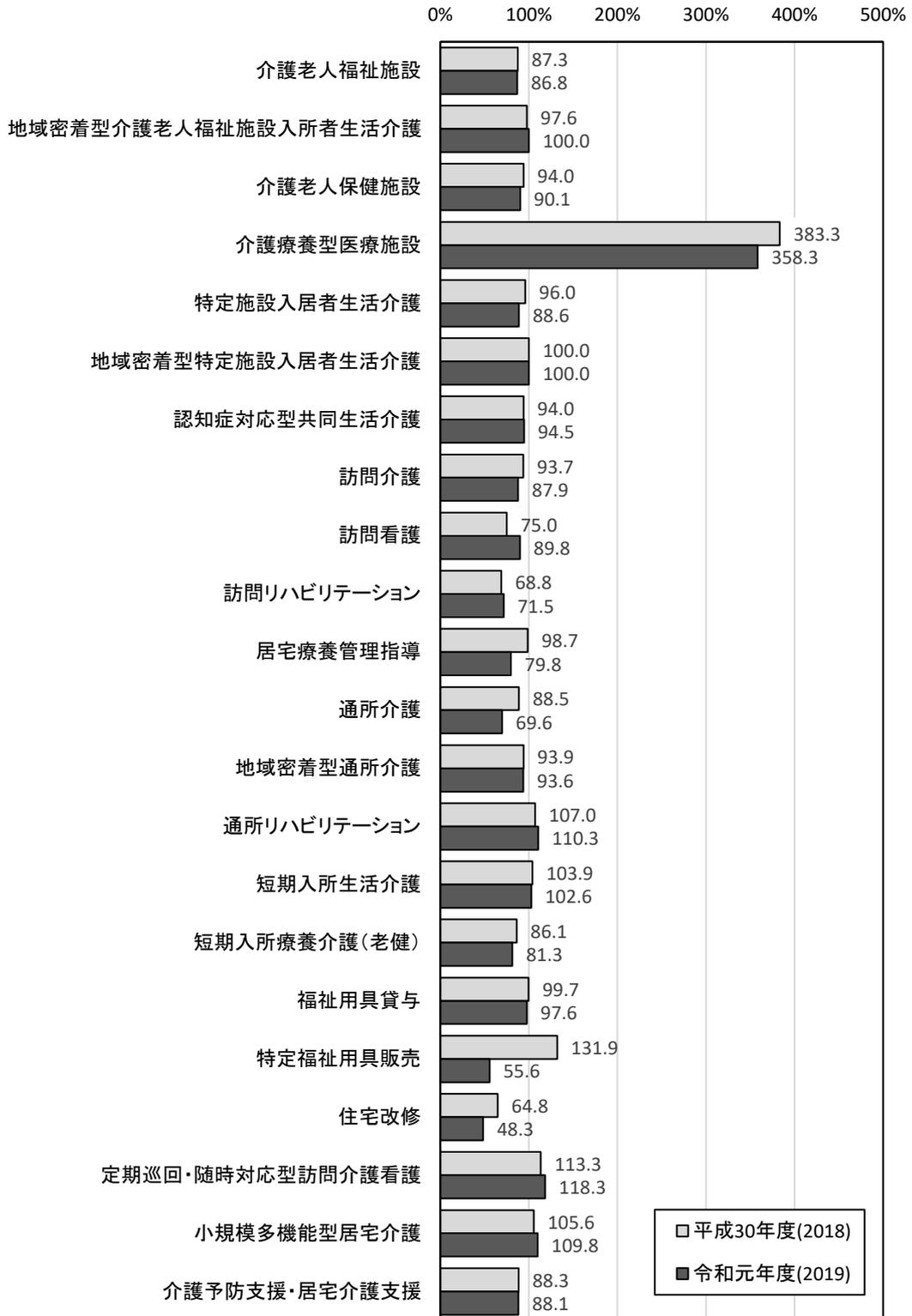
在宅サービスにおいても実績が計画を下回って推移したサービスが多くなっている状況です。

■介護保険サービス別利用人数

	計画値(人)			実績値(人)		対計画比	
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
施設サービス	3,288	3,336	3,384	3,033	3,023	92.2%	90.6%
介護老人福祉施設	1,848	1,872	1,896	1,614	1,624	87.3%	86.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	168	168	168	164	168	97.6%	100.0%
介護老人保健施設	1,260	1,284	1,308	1,185	1,157	94.0%	90.1%
介護医療院	0	0	0	24	31	—	—
介護療養型医療施設	12	12	12	46	43	383.3%	358.3%
居住系サービス	1,284	1,320	1,356	1,222	1,204	95.2%	91.2%
特定施設入居者生活介護	720	744	768	691	659	96.0%	88.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12	12	24	12	12	100.0%	100.0%
認知症対応型共同生活介護	552	564	564	519	533	94.0%	94.5%
在宅サービス	—	—	—	—	—	—	—
訪問介護	900	924	948	843	812	93.7%	87.9%
訪問看護	516	528	540	387	474	75.0%	89.8%
訪問リハビリテーション	468	480	492	322	343	68.8%	71.5%
居宅療養管理指導	312	336	372	308	268	98.7%	79.8%
通所介護	192	204	216	170	142	88.5%	69.6%
地域密着型通所介護	840	864	900	789	809	93.9%	93.6%
通所リハビリテーション	1,344	1,344	1,356	1,438	1,483	107.0%	110.3%
短期入所生活介護	648	660	672	673	677	103.9%	102.6%
短期入所療養介護(老健)	180	192	204	155	156	86.1%	81.3%
福祉用具貸与	2,712	2,892	3,036	2,703	2,823	99.7%	97.6%
特定福祉用具販売	72	72	72	95	40	131.9%	55.6%
住宅改修	108	120	120	70	58	64.8%	48.3%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60	60	72	68	71	113.3%	118.3%
小規模多機能型居宅介護	252	264	276	266	290	105.6%	109.8%
介護予防支援・居宅介護支援	4,992	5,124	5,196	4,407	4,513	88.3%	88.1%

資料：実績値/介護保険事業状況報告年報

■介護保険サービス別利用人数の対計画比



(4) サービス別給付費の状況

サービス別の給付費を対計画比で見ると、施設サービス、居住系サービス及び在宅サービスいずれも計画を下回って推移しました。

個別サービス別で見ると、介護療養型医療施設が利用人数の増加に伴って給付費が計画を大きく上回っているほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績も計画を大きく上回っております。

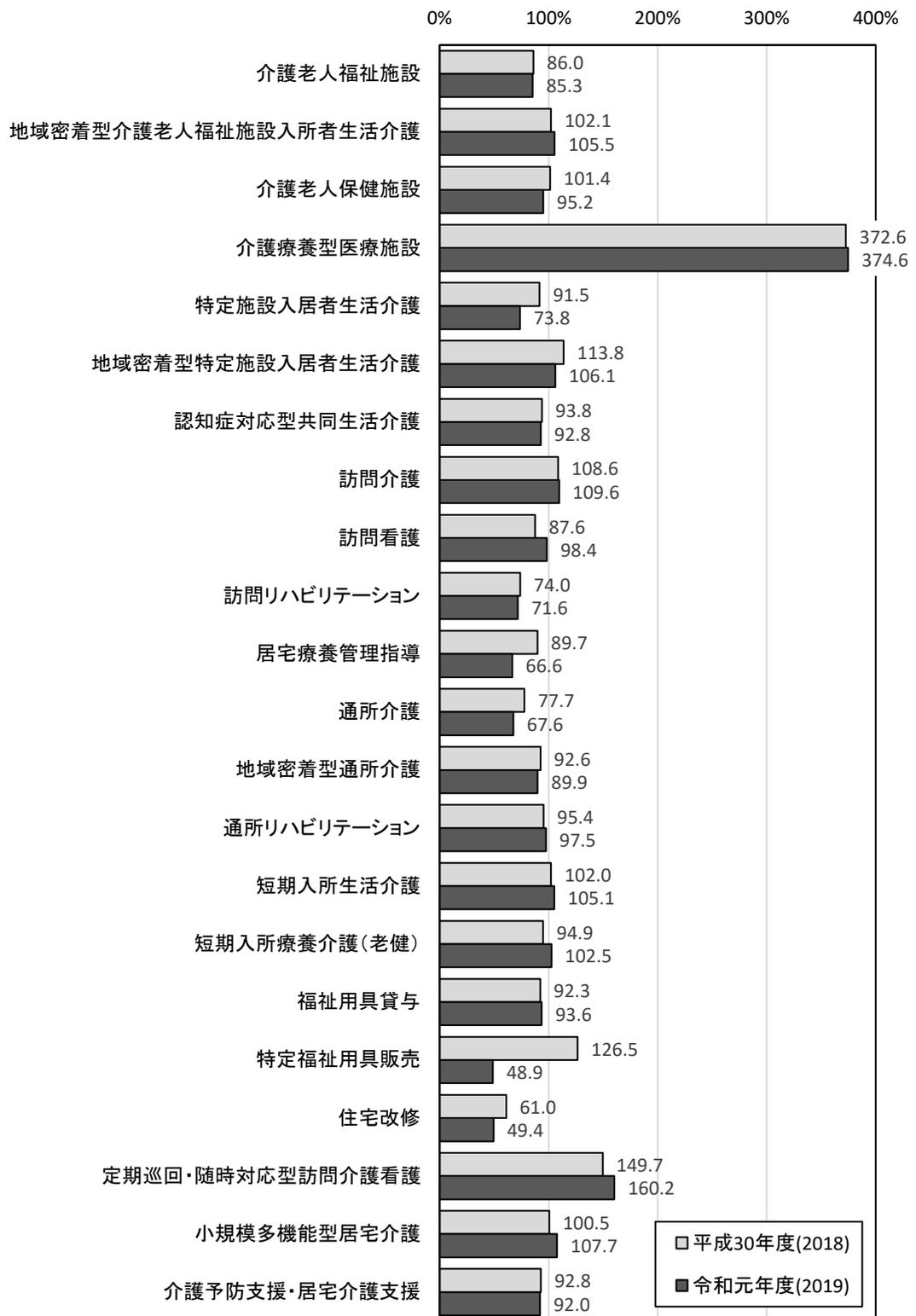
■介護保険サービス別給付費

	計画値(千円)			実績値(千円)		対計画比	
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
施設サービス	797,893	810,325	822,908	764,311	756,121	95.8%	93.3%
介護老人福祉施設	423,783	430,053	435,736	364,618	367,011	86.0%	85.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	33,906	33,922	33,922	34,630	35,791	102.1%	105.5%
介護老人保健施設	335,860	342,004	348,904	340,638	325,520	101.4%	95.2%
介護医療院	—	—	—	8,240	11,520	—	—
介護療養型医療施設	4,344	4,346	4,346	16,185	16,279	372.6%	374.6%
居住系サービス	235,526	241,705	247,059	219,108	204,589	93.0%	84.6%
特定施設入居者生活介護	101,355	104,809	107,814	92,789	77,310	91.5%	73.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,053	2,054	4,403	2,336	2,180	113.8%	106.1%
認知症対応型共同生活介護	132,118	134,842	134,842	123,983	125,099	93.8%	92.8%
在宅サービス	410,837	421,475	438,702	396,205	409,699	96.4%	97.2%
訪問介護	33,730	34,570	35,515	36,616	37,875	108.6%	109.6%
訪問看護	13,768	14,009	14,194	12,067	13,790	87.6%	98.4%
訪問リハビリテーション	12,019	12,437	12,757	8,889	8,909	74.0%	71.6%
居宅療養管理指導	2,875	3,102	3,353	2,578	2,066	89.7%	66.6%
通所介護	10,739	11,353	12,035	8,348	7,669	77.7%	67.6%
地域密着型通所介護	34,533	35,533	37,046	31,967	31,945	92.6%	89.9%
通所リハビリテーション	79,466	79,502	80,236	75,778	77,518	95.4%	97.5%
短期入所生活介護	77,562	77,707	79,711	79,127	81,633	102.0%	105.1%
短期入所療養介護(老健)	11,892	12,654	13,618	11,290	12,972	94.9%	102.5%
福祉用具貸与	24,896	26,707	27,834	22,985	25,007	92.3%	93.6%
特定福祉用具販売	2,263	2,263	2,263	2,863	1,107	126.5%	48.9%
住宅改修	9,785	10,985	10,985	5,968	5,432	61.0%	49.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,770	8,774	11,838	13,125	14,058	149.7%	160.2%
小規模多機能型居宅介護	31,236	32,928	38,011	31,404	35,460	100.5%	107.7%
介護予防支援・居宅介護支援	57,303	58,951	59,306	53,201	54,257	92.8%	92.0%
合計	1,444,256	1,473,505	1,508,669	1,379,624	1,370,409	95.5%	93.0%

※端数処理により合計等が合わない箇所があります。

資料：実績値/介護保険事業状況報告年報

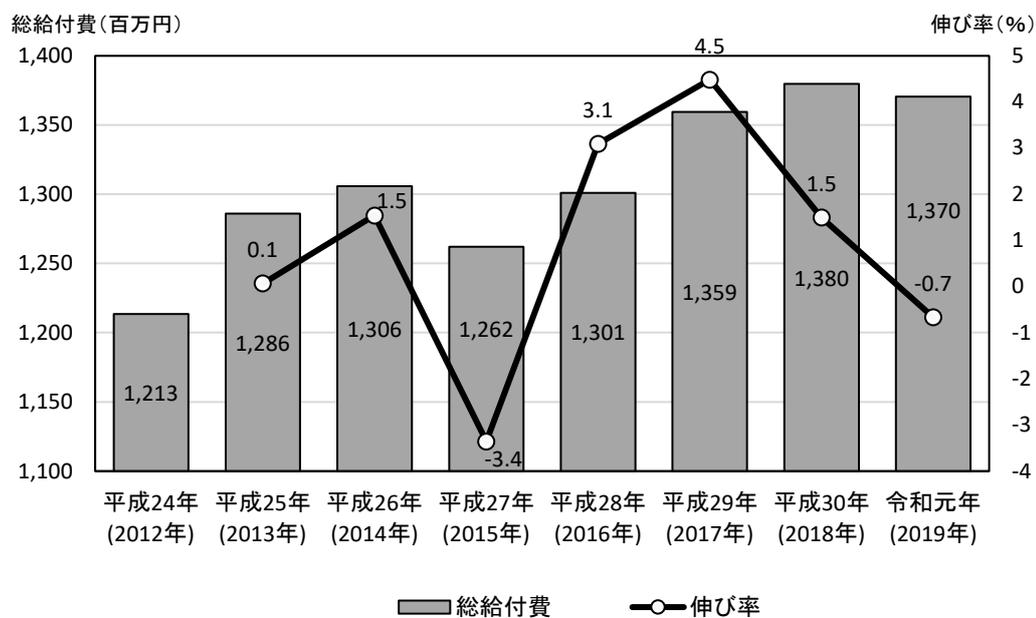
■介護保険サービス別給付費の対計画比



(5) 総給付費の状況

総給付費は平成27年度を除いては増加傾向が続き、平成30年度には13億8千万円となりましたが、令和元年度は13億7千万円となり前年比で-0.7%の微減となりました。

■ 総給付費と伸び率の推移



4 重点事業の状況

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

運動機能の低下や物忘れがみられる高齢者を対象にリハビリテーション専門職等が訪問し、生活機能の維持・向上が図れるよう専門的指導を短期集中的に行いました。新型コロナウイルス感染症の影響があるにも関わらず、令和2年度の利用者数は増加しております。

事業名	単 位	計画/実績	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
短期集中予防サービス	人数(人)	計画	24	24	24
		実績	17	10	22

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(2) 介護予防普及啓発事業

第7期より、介護予防教室のひとつをNPO法人に委託し、「まるごと元気運動教室」として週1回の運動教室を町内3か所で実施したほか、その他3つの介護予防教室を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響で中止したことにより回数は減っておりますが、参加者数は計画を上回ることが出来ました。

事業名	単 位	計画/実績	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
まるごと元気運動教室 いきいき健康クラブ くまとも広場 高齢者栄養改善教室	実施回数(回)	計画	108	150	150
		実績	143	176	148
	実参加者数(人)	計画	40	50	60
		実績	217	214	147

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(3) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場の創出については、生活支援コーディネーターの働きかけにより、八雲地域は「いきいき百歳体操」を、熊石地域は「ふまねっと運動」や「ドウミンリハ体操」等を活用し、実施地区が増えています。

事業名	単 位	計画/実績	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
住民主体の通いの場 (いきいき百歳体操・ふまね っと運動等)	実施地区(地区)	計画	3	4	6
		実績	4	17	19

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職の介入は、介護保険サービス事業所への助言指導、地域ケア会議への出席、住民主体の通いの場での指導や参加者の身体機能の評価などを実施しました。

事業名	単 位	計画/実績	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
リハビリテーション専門職の 介入回数（地域ケア会議・介 護予防教室等）	介入回数（回）	計画	30	35	40
		実績	33	28	24

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(5) 地域ケア会議の推進

八雲地域ではケアマネジャー部会を設け、全体会（年6回）と部会（年6回）という構成とし、熊石地域とともに毎月開催しました。個別事例の検討件数は八雲地域の件数が少なく、熊石地域では自立支援に向けた介護予防事例の検討を実施しました。

事業名	単 位	計画/実績	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
地域ケア会議	開催回数（回）	計画	18	24	24
		実績	18	21	20
個別事例検討	検討件数（件）	計画	24	30	30
		実績	22	13	16

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

5 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

(1) 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活のための取組を支援する事業です。

事業名	単 位	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
訪問型サービス	実利用者数(人)	23	53	50	55
短期集中予防サービス	実利用者数(人)	0	12	9	20
通所型サービス	実利用者数(人)	25	53	45	48
栄養改善や見守りを目的とした配食	配食数(食)	1,644	1,667	2,261	2,190

[出典]八雲町保健福祉課(令和2年度は実績見込み)

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、住民主体の通いの場を充実させ、地域における自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした事業です。

事業名	単 位	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
筋力アップ教室	実施回数(回)	8			
	実参加人数(人)	29			
あすなる会	実施回数(回)	8			
	実参加人数(人)	6			
いきいき健康クラブ	実施回数(回)	14	4	4	
	実参加人数(人)	32	19	18	
しゃきっと会	実施回数(回)	8			
	実参加人数(人)	16			
元気さんさんクラブ	実施回数(回)	12			
	実参加人数(人)	40			
くまとも広場	実施回数(回)	44	31	40	27
	実参加人数(人)	70	96	85	85
高齢者栄養改善教室	実施回数(回)	4	3	3	0
	実参加人数(人)	72	50	57	0
その他(いきいきカレッジ、シルバーオリンピック、ふれあいサロン、生きがい学習塾)	実施回数(回)	12	17	10	4
	実参加人数(人)	920	690	418	50

[出典]八雲町保健福祉課(令和2年度は実績見込み)

6 福祉サービス等の利用状況

(1) 生活支援

1) 移送サービスの利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	実利用者数(人)	44	39	39	33	37	50
	延利用者数(人)	487	422	349	353	404	500
熊石	実利用者数(人)	53	65	67	61	63	55
	延利用者数(人)	744	868	949	869	701	674
計	実利用者数(人)	97	104	106	94	100	105
	延利用者数(人)	1,231	1,290	1,298	1,222	1,105	1,174

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

2) 除雪費の助成状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	実利用者数(人)	21	22	9	13	7	38
熊石		1	0	1	1	0	2
計		22	22	10	14	7	40

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

3) 訪問サービスの利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	実利用者数(人)	154	132	140	94	79	70
	延利用者数(人)	1,632	1,413	1,153	1,040	781	802
熊石	実利用者数(人)	16	17	18	21	24	19
	延利用者数(人)	1,102	998	868	1,086	1,062	1,036
計	実利用者数(人)	170	171	158	115	103	89
	延利用者数(人)	2,734	2,411	2,021	2,126	1,843	1,838

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

4) 福祉タクシー助成の利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	実利用者数(人)	482	491	490	477	459	454
熊石		145	154	161	132	136	131
計		627	645	651	609	595	585

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

5) 緊急通報電話機貸与の利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	設置台数(台)	107	106	106	106	105	105
熊石		28	29	29	29	30	30
計		135	135	135	135	135	135

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

6) 冬期福祉手当の給付状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	給付世帯数 (世帯)	227	232	249	278	280	303
熊石		124	112	120	123	104	130
計		351	344	369	401	384	433

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

7) 入浴料助成事業（入浴券交付事業）の利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	利用人数(人)	860	982	1,030	985	1,011	883
熊石		535	475	444	419	411	396
計		1,395	1,457	1,474	1,404	1,422	1,279

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

8) やくも安心キットの配布状況

単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
配布世帯数(世帯)	22	20	27	25	13	15

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

9) 給食サービスの利用状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	給食数(食)	2,521	2,605	2,684	2,716	3,158	2,892
熊石		2,105	1,505	1,481	1,361	1,421	1,483
計		4,626	4,110	4,165	4,077	4,579	4,375

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(2) 養護老人ホーム

単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
措置実人数(人)	8	7	6	6	6	7

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

(3) 生きがづくり支援

1) 老人クラブの状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	クラブ数(クラブ)	27	27	27	27	26	25
	会員数(人)	727	706	657	628	607	593
熊石	クラブ数(クラブ)	5	5	5	5	5	5
	会員数(人)	188	186	183	177	176	172
計	クラブ数(クラブ)	32	32	32	32	31	30
	会員数(人)	915	892	840	805	783	765

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

2) ボランティアの状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	団体数(団体)	14	13	13	13	15	15
	会員数(人)	216	214	221	193	209	193
熊石	団体数(団体)	1	1	1	1	1	1
	会員数(人)	27	27	24	23	24	26
計	団体数(団体)	15	14	14	14	16	16
	会員数(人)	243	241	245	216	233	219

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

3) 高齢者事業団の状況

地 域	単 位	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)
八雲	登録者数(人)	34	32	30	30		
	就業延人員(人)	2,074	2,014	2,022	1,979		
熊石	登録者数(人)	28	29	30	28	29	32
	就業延人員(人)	2,201	2,218	2,378	2,426	2,719	3,500
計	登録者数(人)	62	61	60	58	29	32
	就業延人員(人)	4,275	4,232	4,400	4,405	2,719	3,500

[出典]八雲町保健福祉課（令和2年度は実績見込み）

7 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

第8期介護保険事業計画策定にあたって、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

■調査方法

対象者	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者
調査時期	令和2年5月7日(木)～6月17日(水)
調査方法	郵送による配布・回収

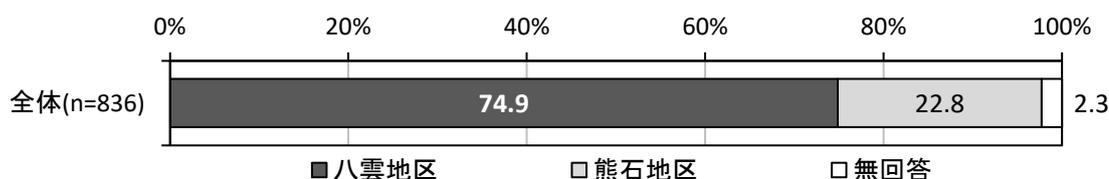
■配布数・回収率

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
1,500	836	55.7

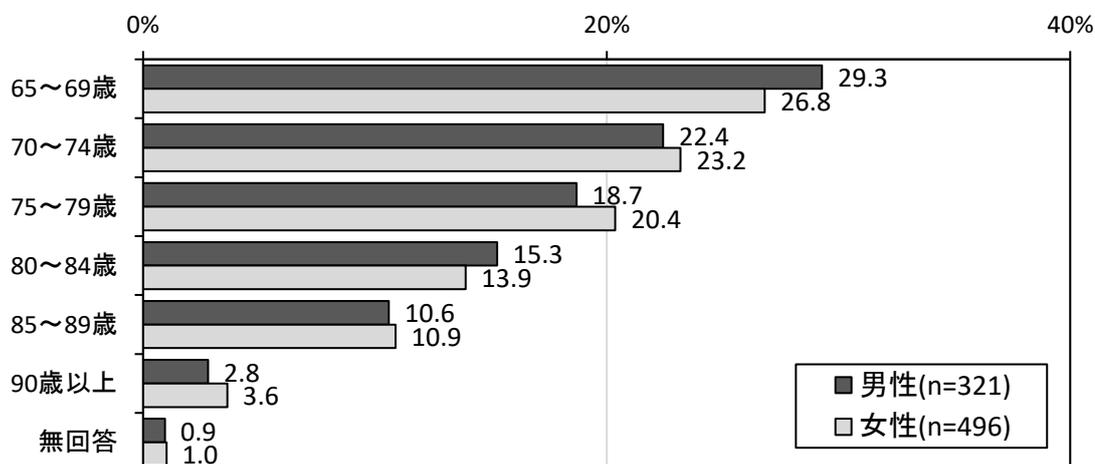
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の日常生活圏域は「八雲地域」が74.9%、「熊石地域」が22.8%となっています。年齢は男女ともに「65～69歳」が最も多く、年齢が高くなるにつれて少なくなっています。

《調査対象者の日常生活圏域》



《調査対象者の年齢》



(3) 家族や生活の状況

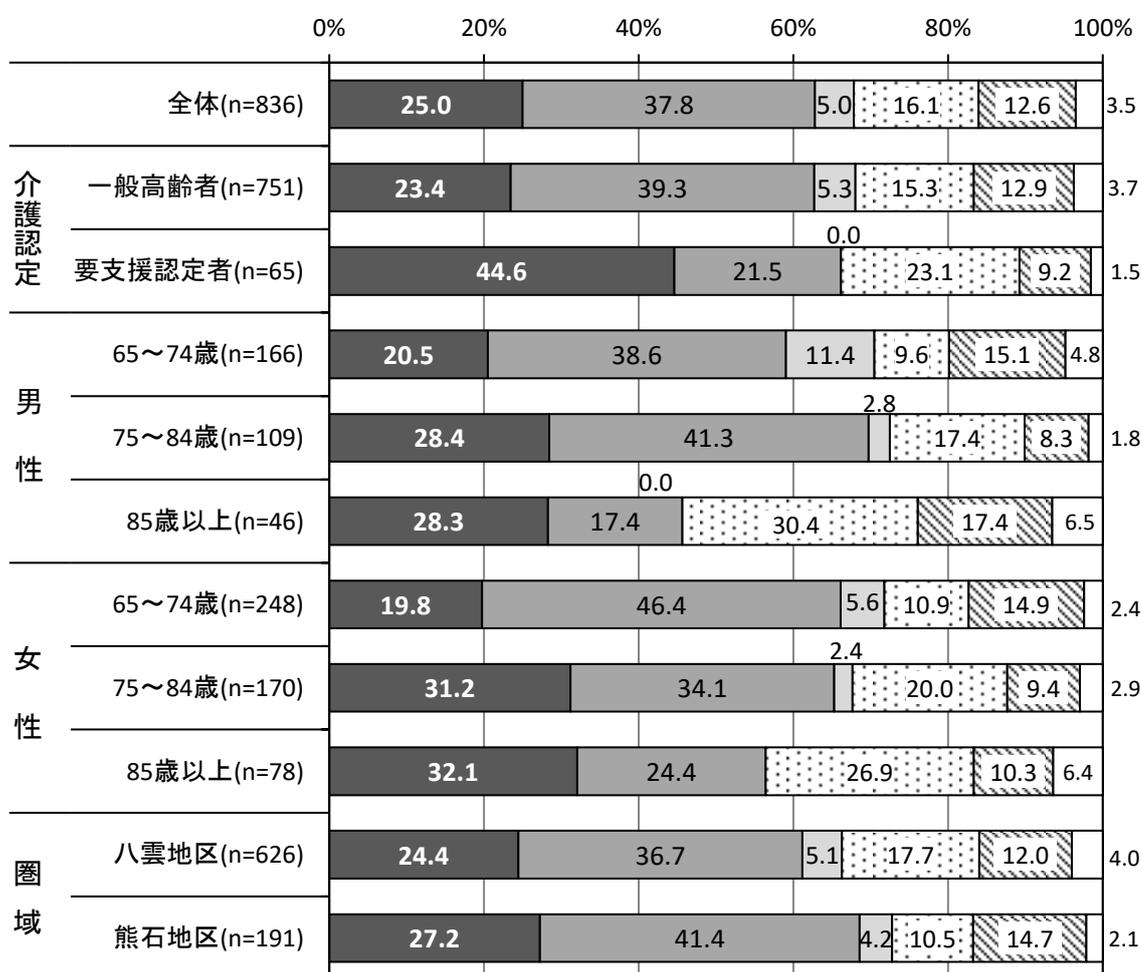
① 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 37.8%で最も多く、次いで「1人暮らし」が 25.0%で続いています。

介護認定別で見ると、要支援認定者は「1人暮らし」が 44.6%で一般高齢者と比べて多くなっています。

男女年齢階級別で見ると、「1人暮らし」は、男女ともに 65～74 歳は約 20%、75 歳以上では約 30%となっています。

圏域別で見ると、熊石地域は八雲地域と比べて「息子・娘との2世帯」が 7.2 ポイント少なくなっています。



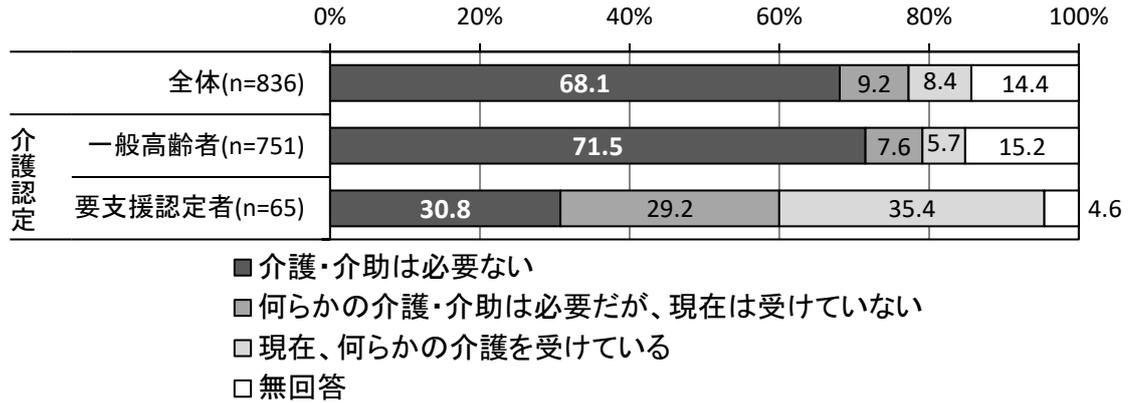
- 1人暮らし
- 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
- 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)
- 息子・娘との2世帯
- ▨ その他
- 無回答

②介護・介助の必要性和主な原因

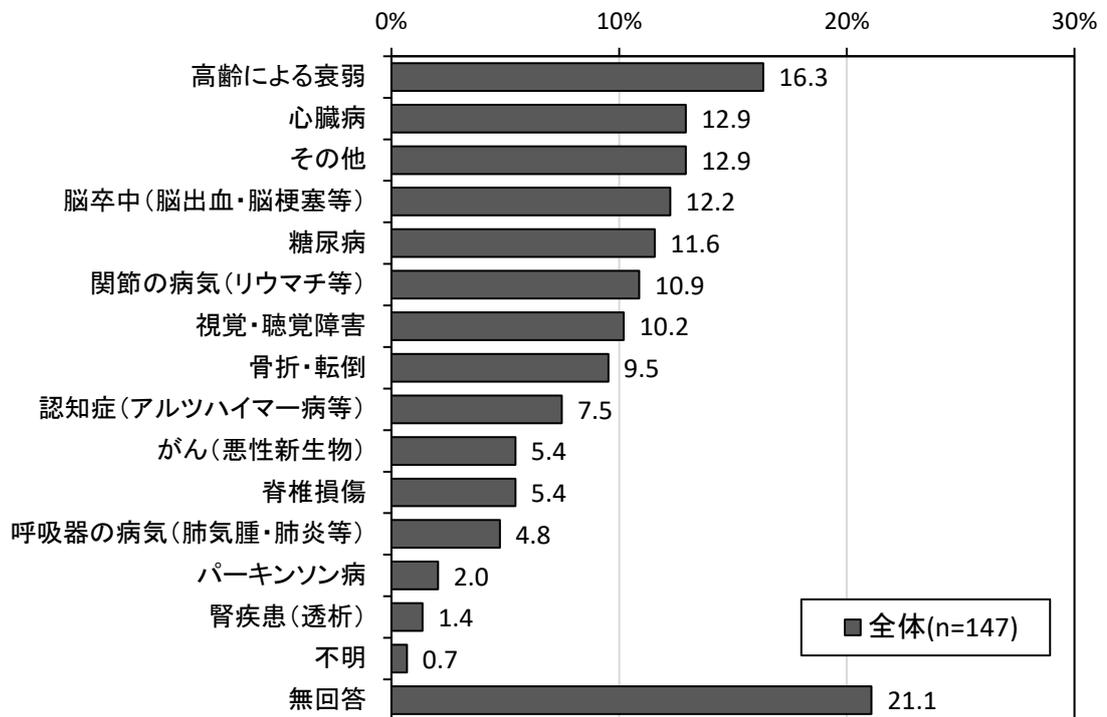
全体では、「介護・介助は必要ない」が 68.1%を占めていますが、要支援認定者はその割合が 30.8%と少なく、「現在、何らかの介護を受けている」が 35.4%と多くなっていますが、圏域別では八雲地域と熊石地域の間に大きな差異はみられません。

介護・介助が必要となった主な原因は、「高齢による衰弱」が 16.3%で最も多く、次いで「心臓病」「その他」（ともに 12.9%）が続いています。

《介護・介助の必要性》

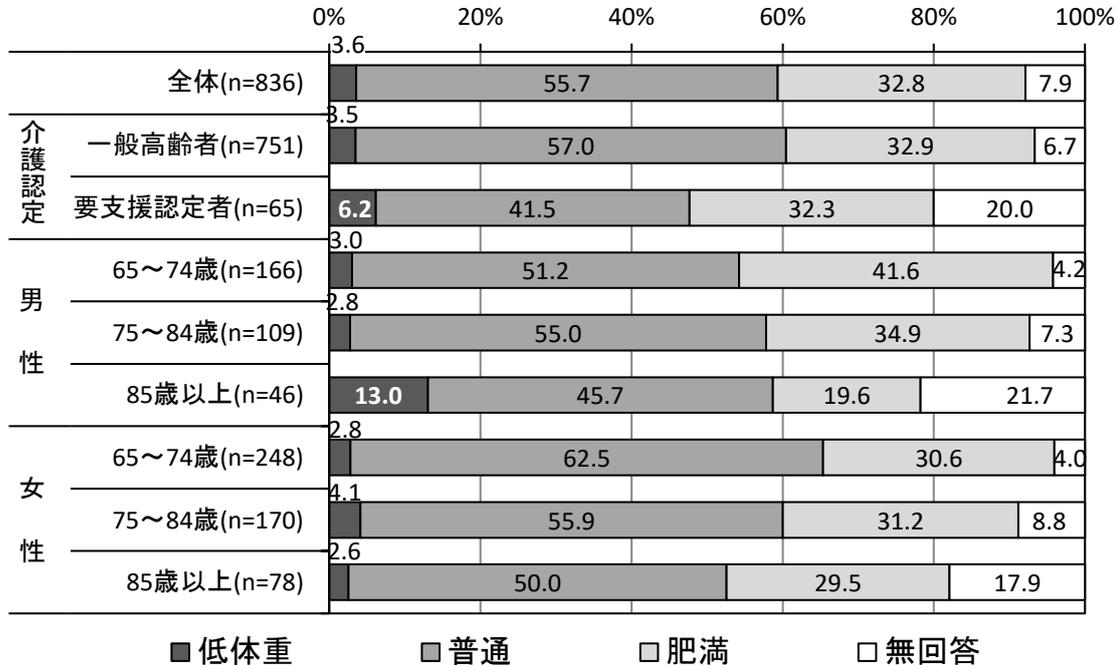


《介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）》



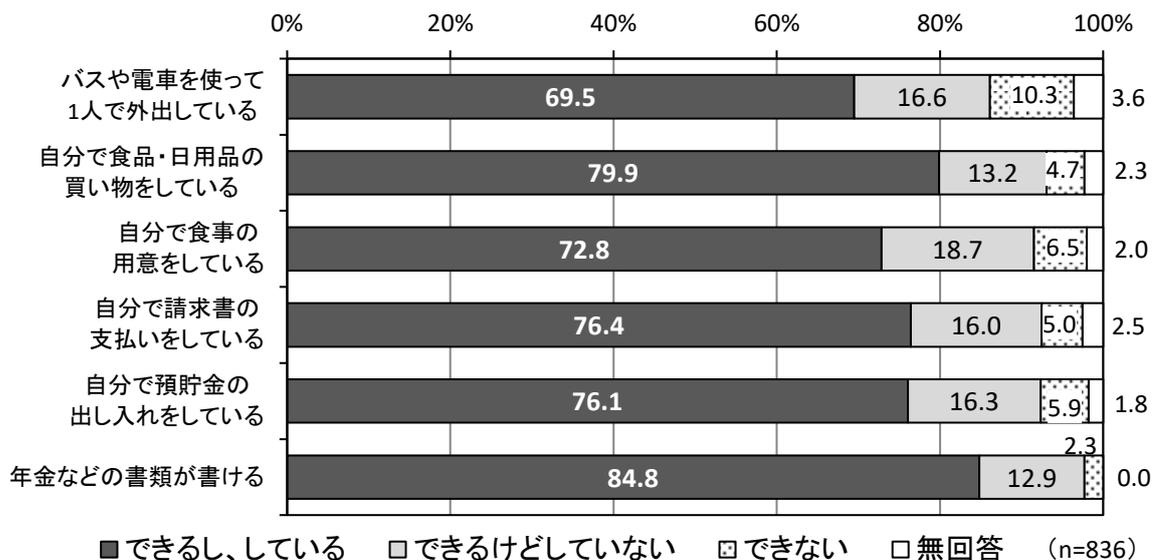
③BMI

男女年齢階級別でみると、「低体重」に該当する人は85歳以上の男性が13.0%、「肥満」に該当する人65～74歳の男性が41.6%でそれぞれ他の年齢階級と比べて多くなっています。



④日常生活の動作について

生活機能全般に関する設問では、いずれの設問も65%以上が「できるし、している」と回答しています。一方、「できない」が最も多いのが「バスや電車を使って1人で外出している」で10.3%となっています。



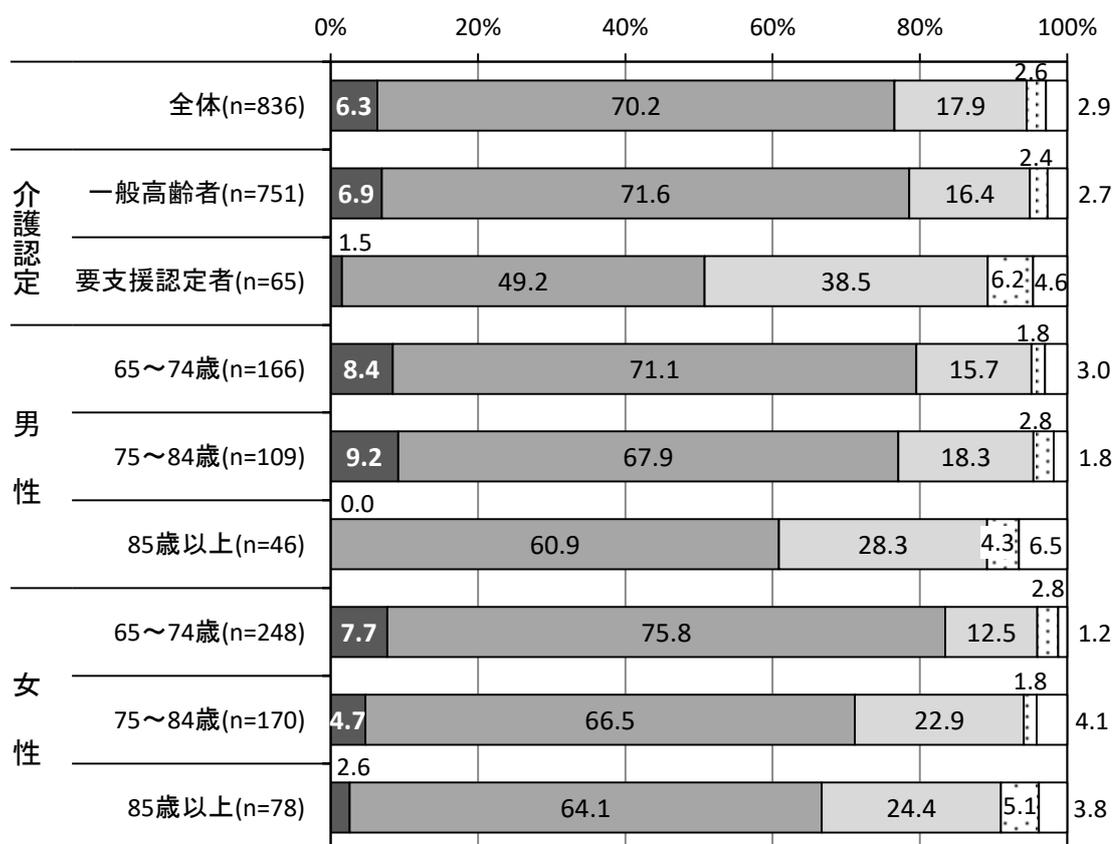
(4) 健康について

①現在の健康状態

全体で見ると、「とてもよい」(6.3%)、「まあよい」(70.2%)の合計76.5%が健康状態がよいと回答しています。

介護認定別で見ると、要支援認定者は「とてもよい」と「まあよい」の合計は50.7%で一般高齢者よりも27.8ポイント少なくなっています。

男女年齢階級別に「とてもよい」、「まあよい」の合計をみると、男女ともに年齢が高くなるにつれてその割合が少なくなっています。

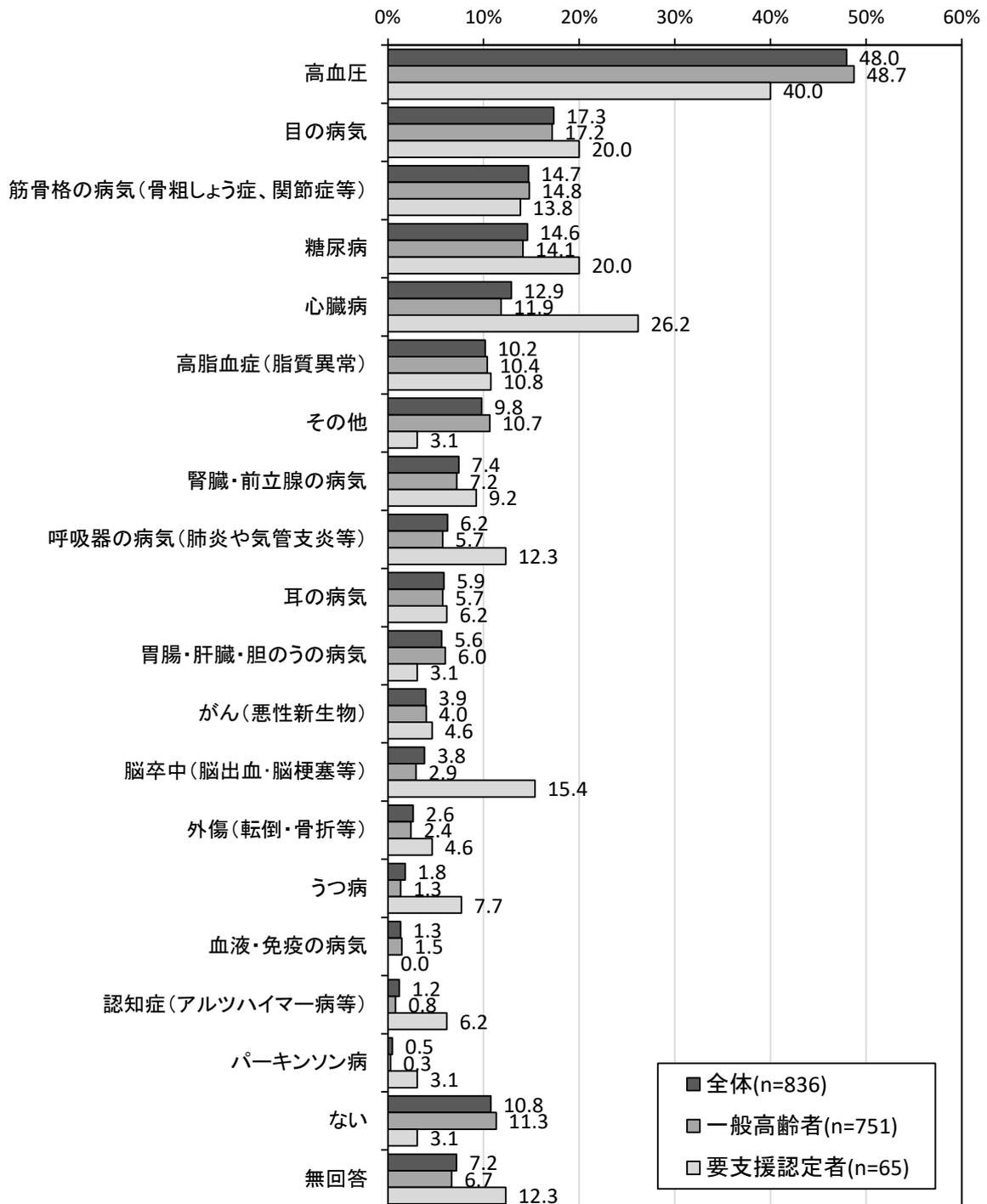


■とてもよい □まあよい □あまりよくない □よくない □無回答

②治療中・後遺症のある病気【複数回答】

全体で見ると、「高血圧」が48.0%で最も多くなっており、次いで「目の病気」(17.3%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(14.7%)が続いています。

介護認定別で見ても「高血圧」が最も多くなっていますが、要支援認定者は「心臓病」(26.2%)、「糖尿病」(20.0%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(15.4%)も多くなっています。

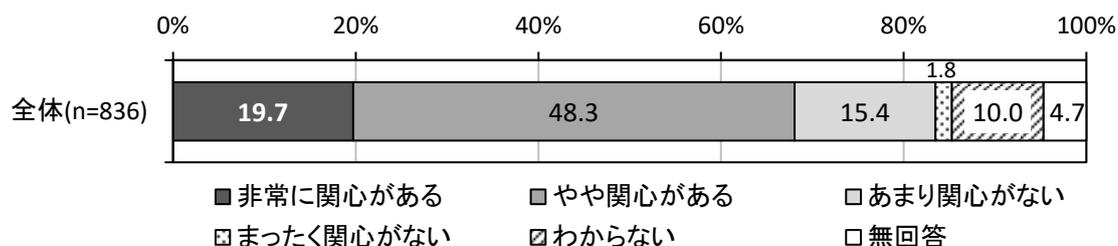


(5) 介護予防について

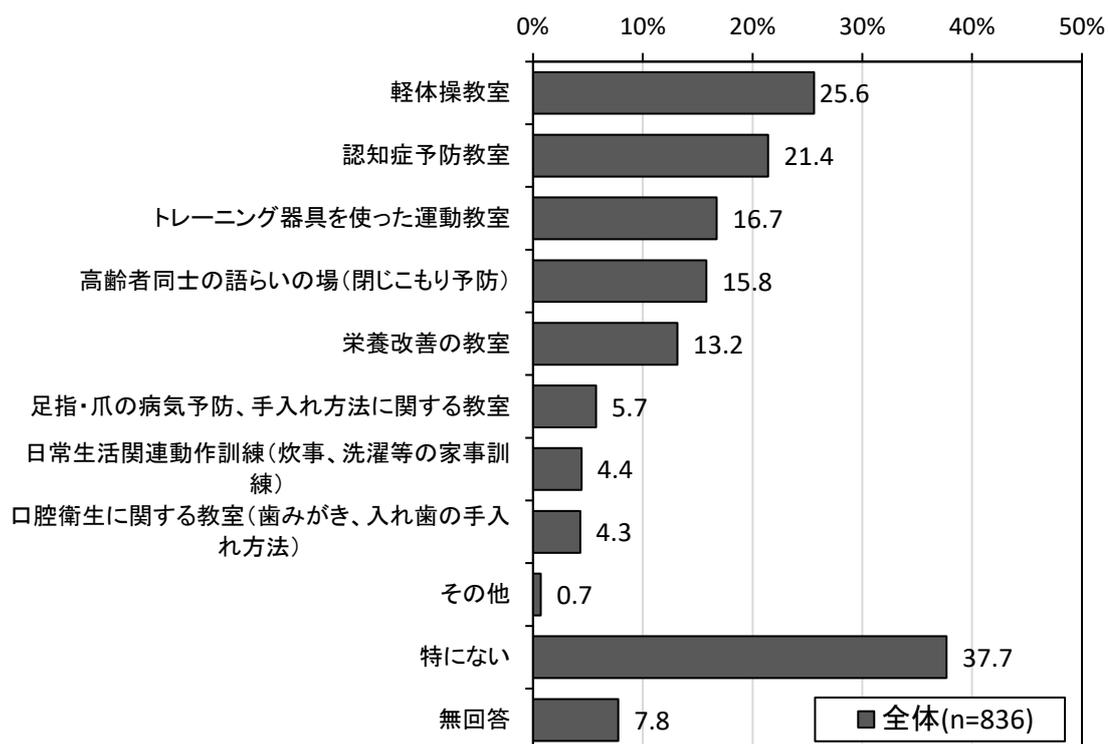
介護予防への関心度は、「非常に興味がある」(19.7%)及び「やや興味がある」(48.3%)の合計68.0%が介護予防に関心がある状況です。

介護予防で参加したい講座は、「軽体操教室」が25.6%で最も多く、次いで「認知症予防教室」(21.4%)、「トレーニング器具を使った運動教室」(16.7%)、が続いています。

《介護予防への関心度》



《介護予防で参加したい講座（複数回答）》

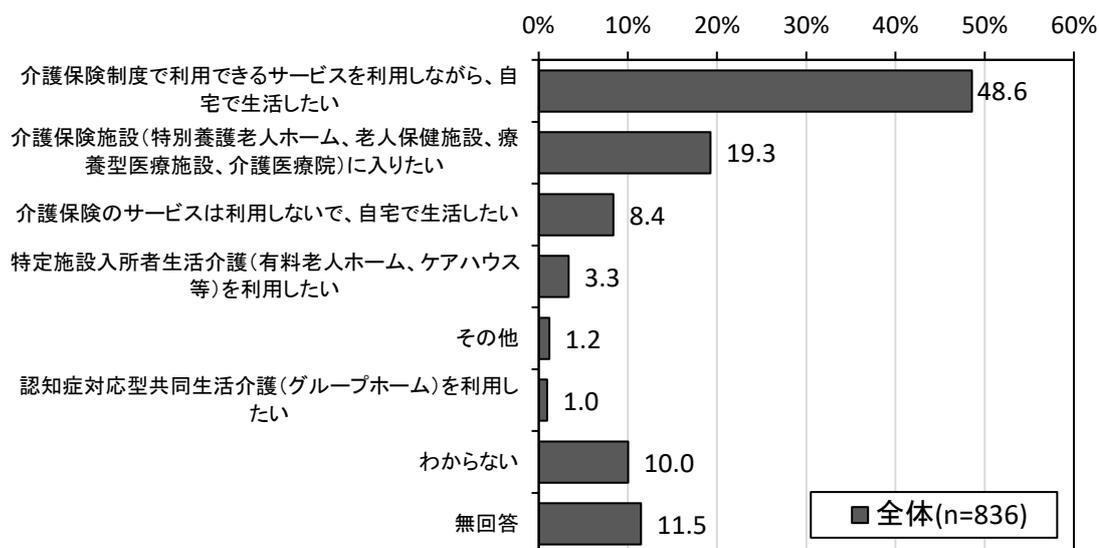


(6) 介護に関する希望

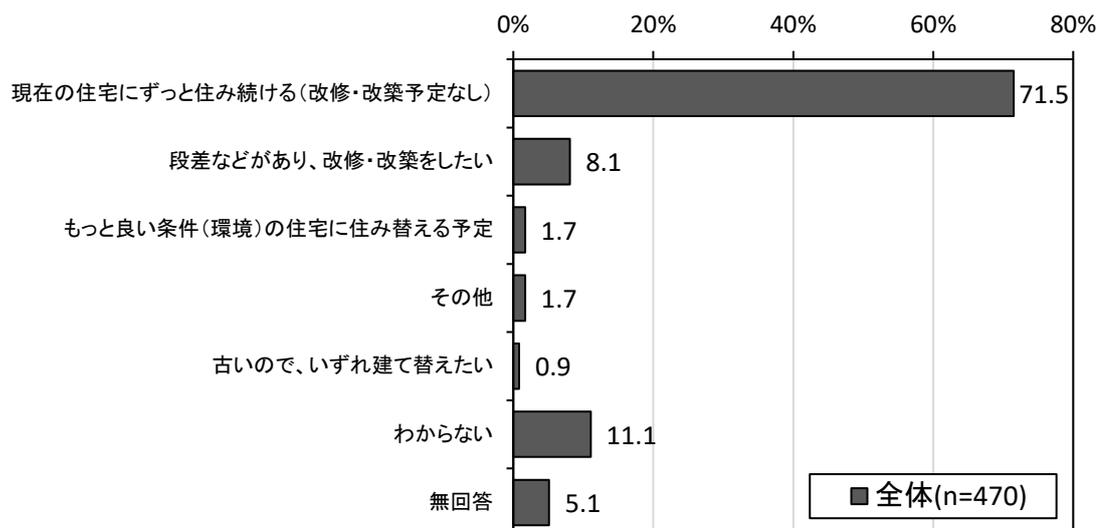
介護が必要な状態になった場合に望む介護は、「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が48.6%で最も多く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設、介護医療院）に入りたい」が19.3%が続いています。

在宅介護を希望する人に今後の住まいの予定をたずねたところ、「現在の住宅にずっと住み続ける（改修・改築予定なし）」が71.5%を占めている状況です。

《介護が必要な状態になった場合に望む介護》



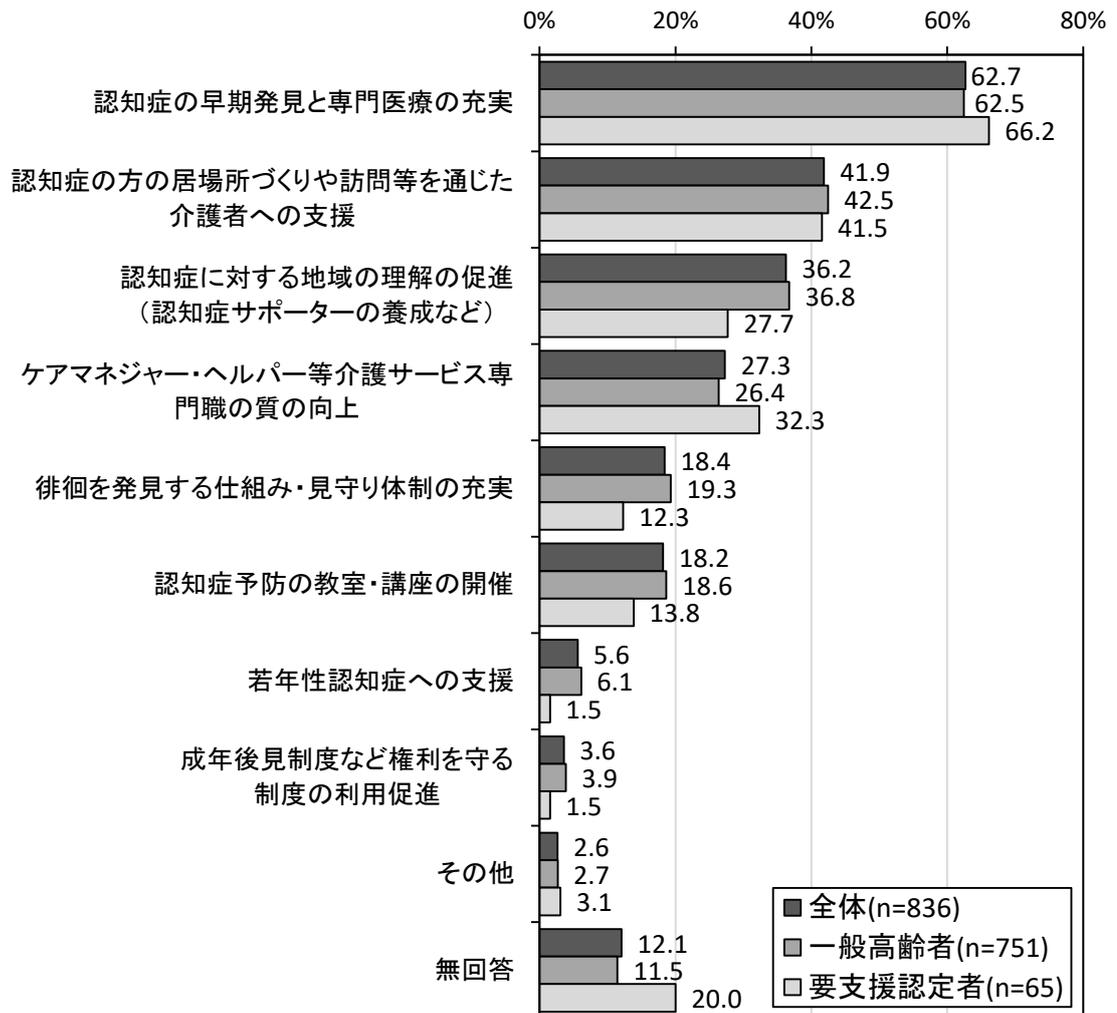
《在宅介護を希望する人の住まいの予定》



(7) 認知症対策を進める上で重点を置くべきこと【複数回答】

全体で見ると、「認知症の早期発見と専門医療の充実」62.7%で最も多く、次いで「認知症の方の居場所づくりや訪問等を通じた介護者への支援」(41.9%)、「認知症に対する地域の理解の促進(認知症サポーターの養成など)」(36.2%)と続いています。

介護認定別で見ても、全体とほぼ同様の傾向となっていますが、要支援認定者は「ケアマネジャー・ヘルパー等介護サービス専門職の質の向上」(32.3%)が一般高齢者よりも5.9ポイント多くなっています。



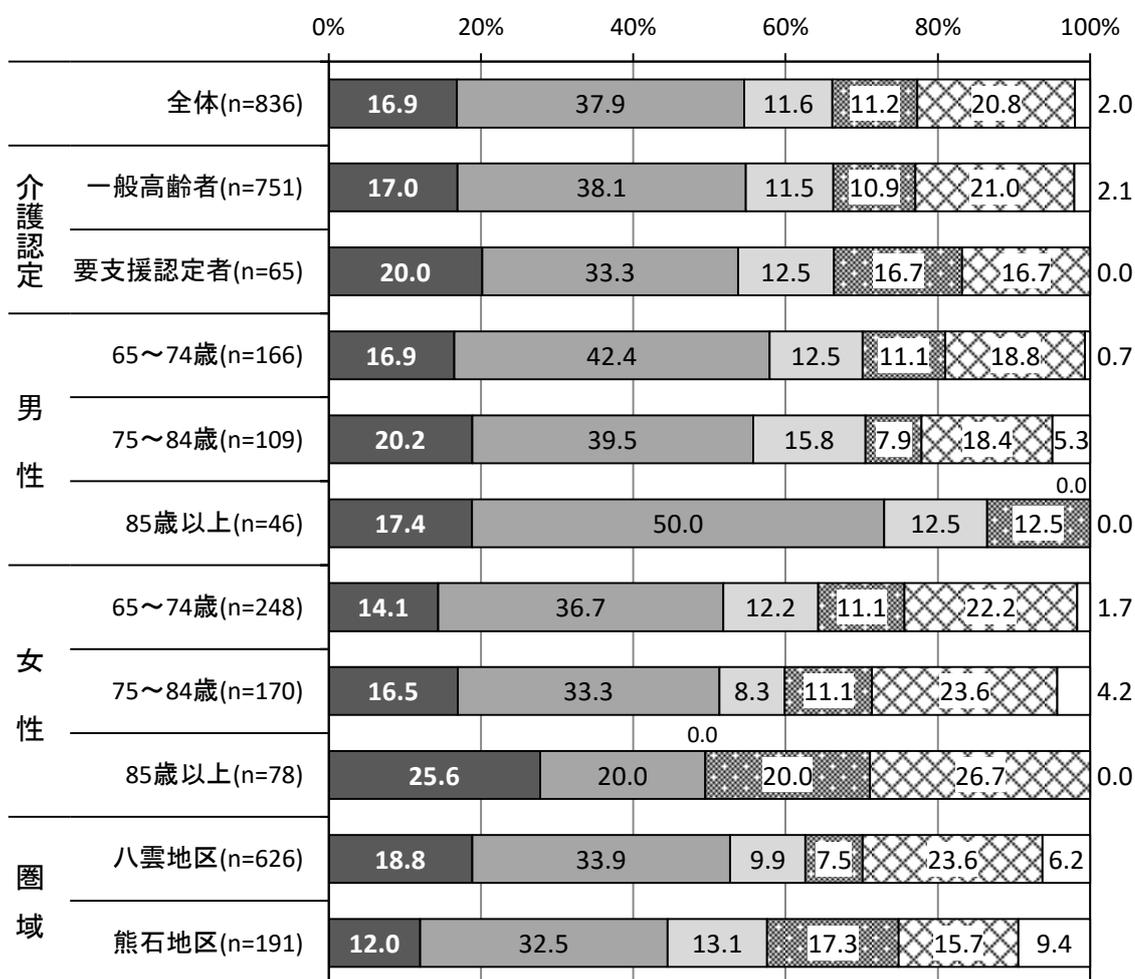
(8) 八雲町の高齢者福祉について

①高齢者にとっての町の暮らしやすさ

全体で見ると、「暮らしやすいと思う」(16.9%)、「どちらかといえばそう思う」(37.9%)は合計54.8%で、暮らしやすいと回答している人が半数以上となっています。

男女年齢階級別に「暮らしやすいと思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、85歳以上の男性は67.4%と最も多くなっています。また、女性は「暮らしやすいと思う」の割合が25.6%で他の年齢階級と比べて多くなっています。

圏域別に「暮らしやすいと思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、八雲地域は52.7%で熊石地域よりも8.2ポイント多くなっています。

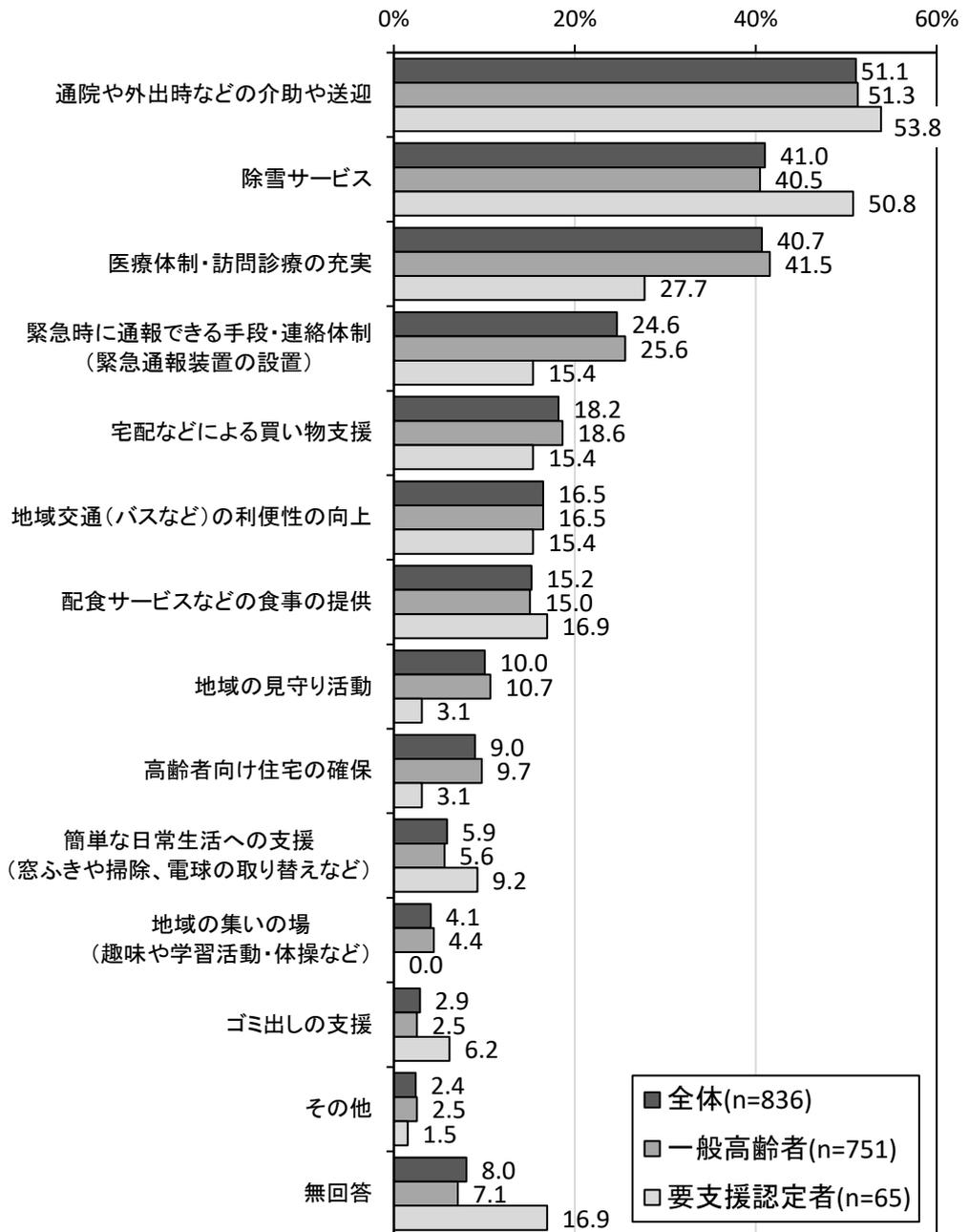


- 暮らしやすいと思う
- どちらかといえばそう思わない
- わからない
- どちらかといえばそう思う
- 暮らしやすいとは思わない
- 無回答

②地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービス【複数回答】

全体で見ると、「通院や外出時などの介助や送迎」が51.1%で最も多く、次いで「除雪サービス」(41.0%)、「医療体制・訪問診療の充実」(40.7%)と続いています。

介護認定別で見ても全体とほぼ同様の傾向となっていますが、要支援認定者は「除雪サービス」が50.8%で、一般高齢者と比べて10.3ポイント多くなっています。



8 在宅介護実態調査結果

(1) 調査の概要

第8期介護保険事業計画策定にあたって、要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として、国の示す調査手法に基づき、在宅介護実態調査を実施しました。

■調査方法

対象者	要介護認定者及び家族介護者（施設入所者は除く）
調査時期	令和2年5月7日（木）～6月17日（水）
調査方法	郵送による配布、訪問による回収

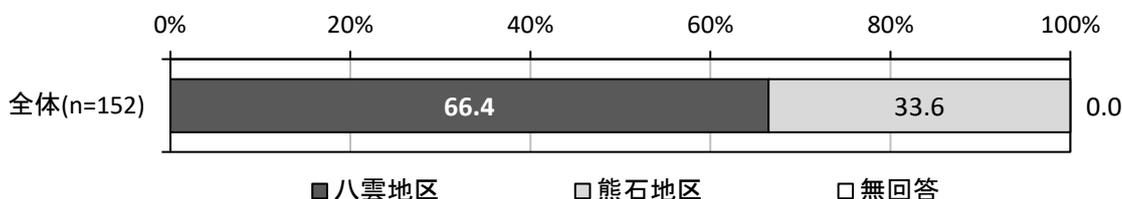
■配布数・回収率

配布数(票)	有効回収数(票)	有効回収率(%)
229	152	66.4

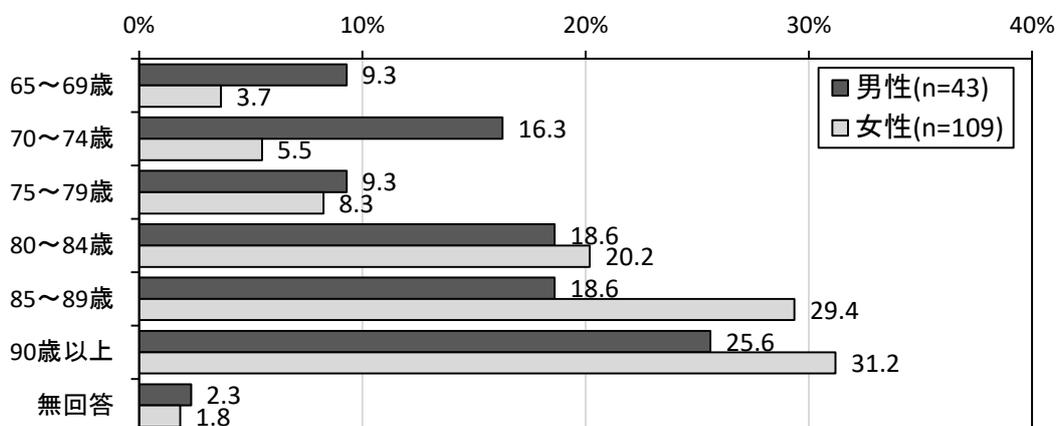
(2) 調査対象者の属性

調査対象者の日常生活圏域は、八雲地域が66.4%、熊石地域が33.6%で、年齢は男女ともに「90歳以上」が最も多くなっています。

《調査対象者の日常生活圏域》



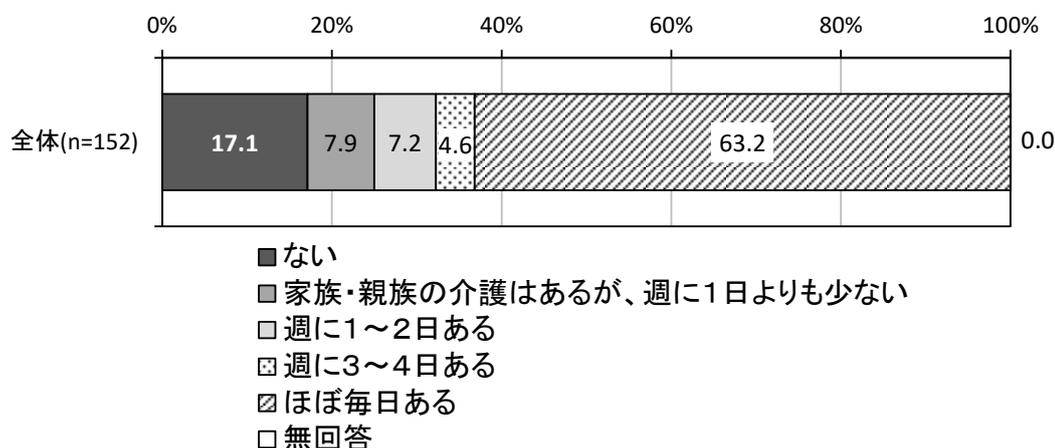
《調査対象者の年齢》



(3) 調査対象者の状況

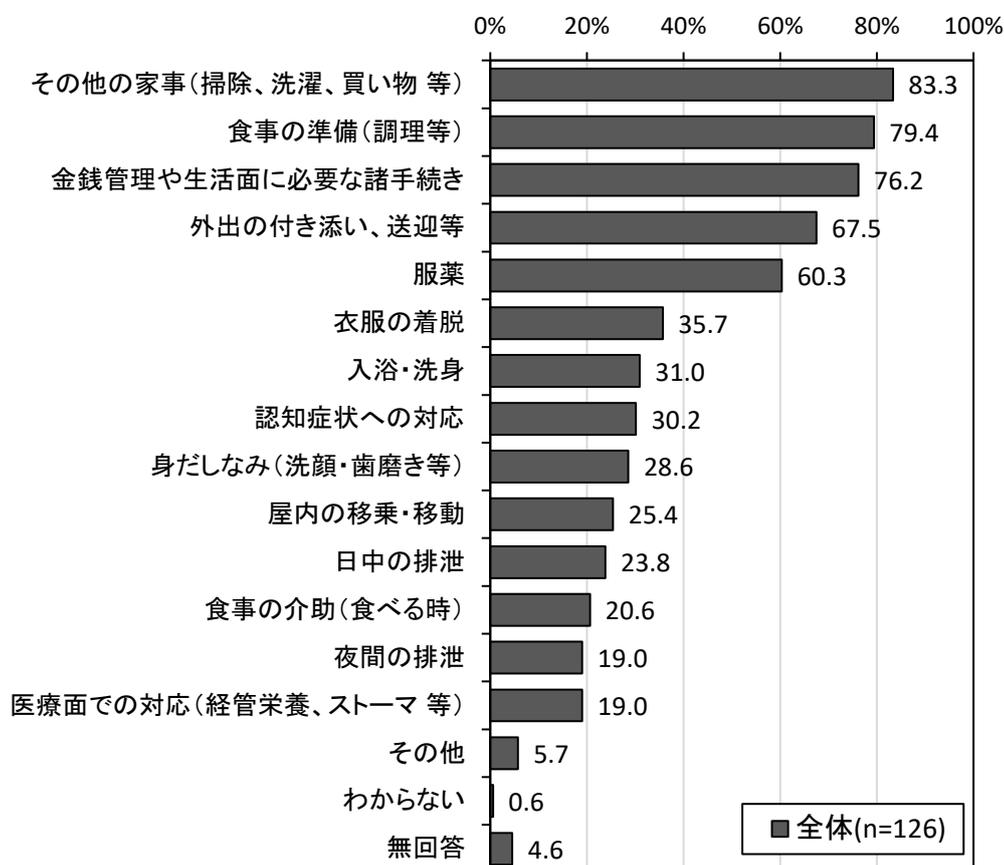
① 家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日ある」が 63.2%で最も多く、次いで「ない」(17.1%)、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(7.9%)が続いています。



② 主な介護者が行っている介護【複数回答】

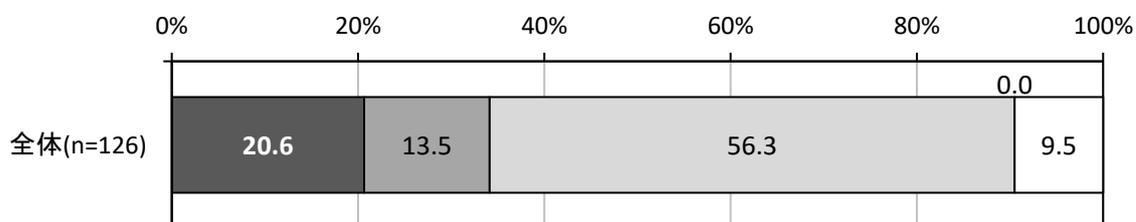
「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 83.3%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」(79.4%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(76.2%)が続いています。



(4) 就労と介護の状況

① 主な介護者の勤務形態

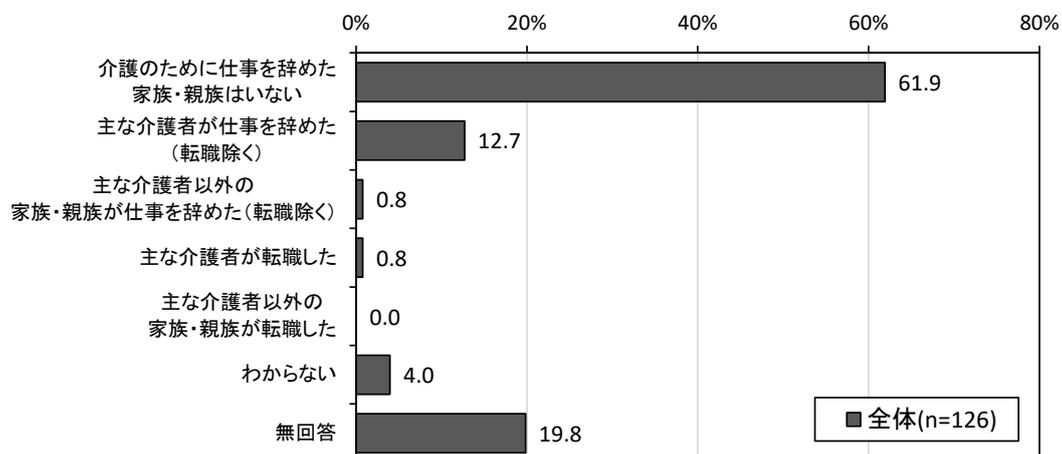
「働いていない」が 56.3%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」(20.6%)、「パートタイムで働いている」(13.5%)が続いています。



- フルタイムで働いている
- パートタイムで働いている
- 働いていない
- 主な介護者に確認しないと、わからない
- 無回答

② 介護のための離職の有無【複数回答】

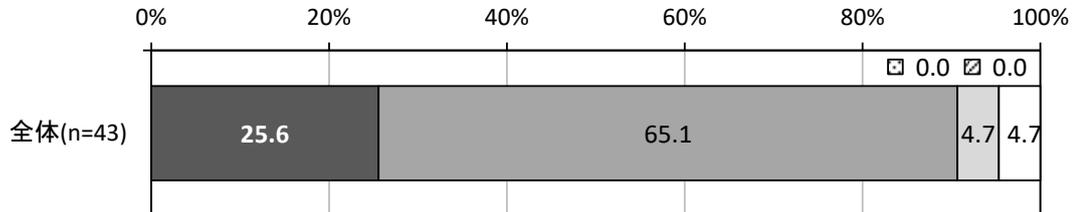
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 61.9%で最も多く、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(12.7%)及び「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(0.8%)の合計は 13.5%となっています。



③主な介護者の就労継続可否

「問題なく、続けていける」(25.6%)及び「問題はあるが、何とか続けていける」(65.1%)の合計90.7%を占めています。

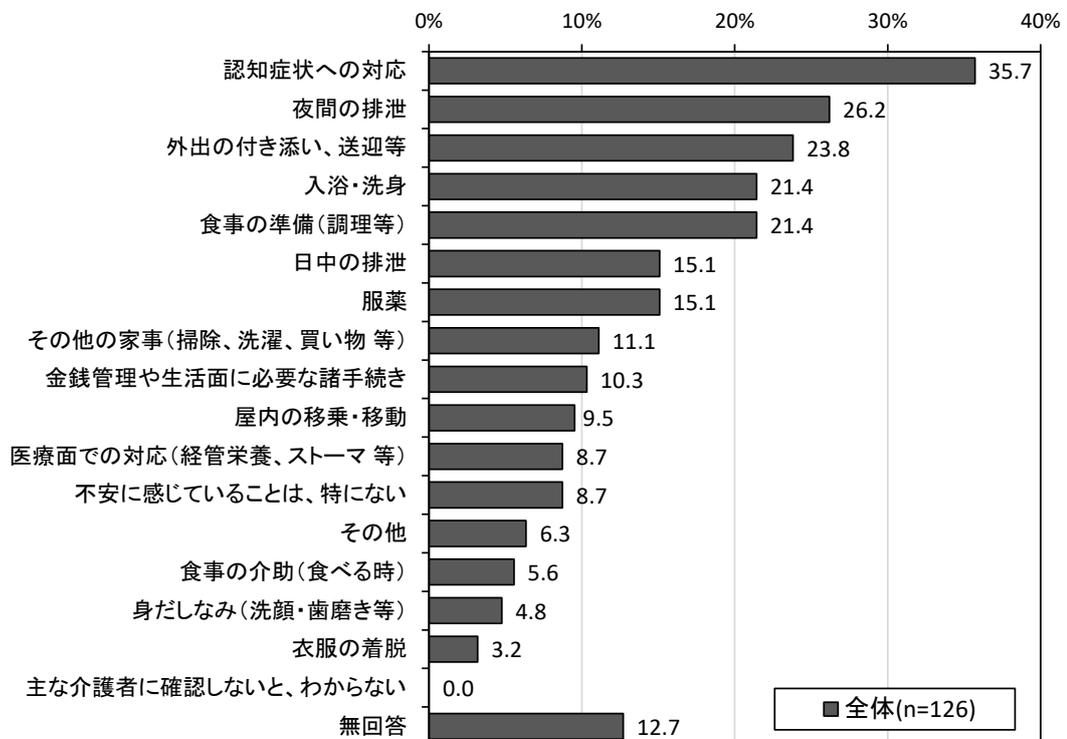
一方、「続けていくのは、やや難しい」は4.7%となっています。



- 問題なく、続けていける
- 問題はあるが、何とか続けていける
- 続けていくのは、やや難しい
- ▣ 続けていくのは、かなり難しい
- ▣ 主な介護者に確認しないと、わからない
- 無回答

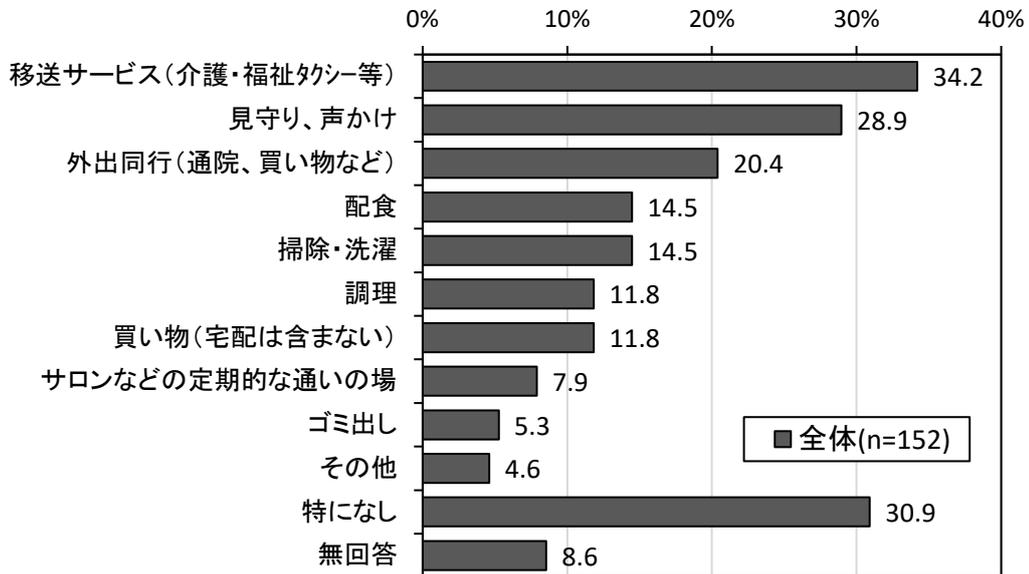
④主な介護者が不安に感じる介護の内容【複数回答】

「認知症状への対応」が35.7%で最も多く、次いで「夜間の排泄」(26.2%)、「外出の付き添い、送迎等」(23.8%)が続いています。



⑤在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス【複数回答】

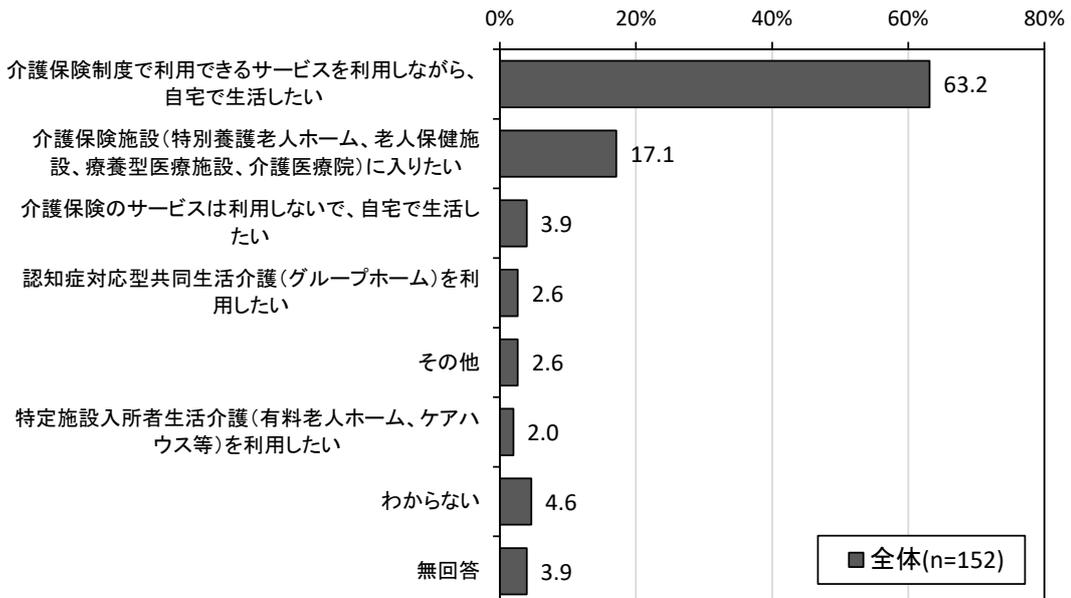
「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（34.2%）、「見守り、声かけ」（28.9%）、「外出同行（通院、買い物など）」（20.4%）が上位回答となっています。



(5) 八雲町の高齢者福祉について

①今後どのような介護を希望するか

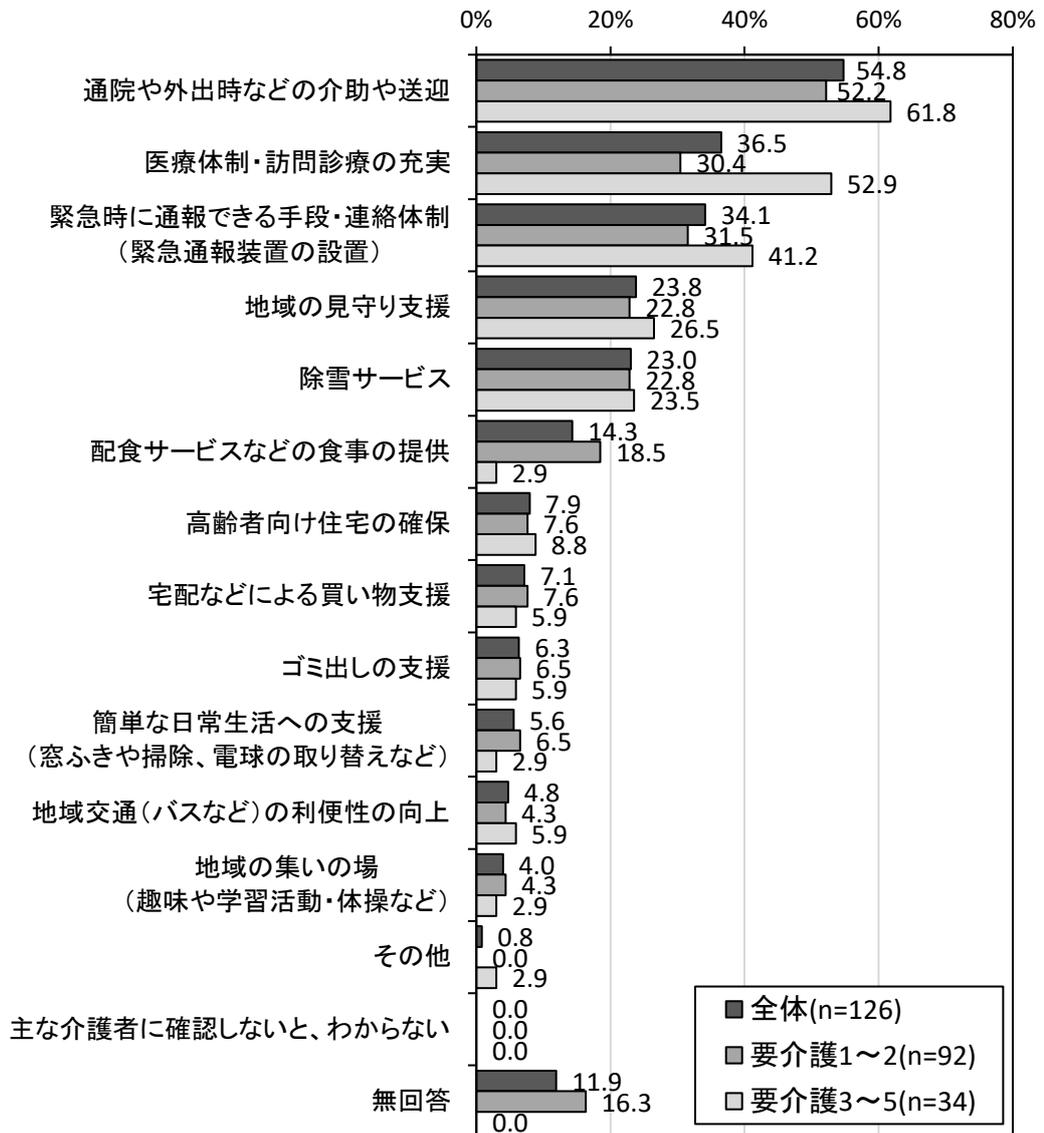
「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が63.2%で最も多く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）に入りたい」が17.1%が続いています。



②高齢者が身近な地域や自宅での生活を続けるために特に必要なこと【複数回答】

全体でみると、「通院や外出時などの介助や送迎」が 54.8%で最も多く、次いで「医療体制・訪問診療の充実」(36.5%)、「緊急時に通報できる手段・連絡体制（緊急通報装置の設置）」(34.1%)が続いています。

介護度別でみると、要介護3～5は要介護1～2と比べて「医療体制・訪問診療の充実」が22.5ポイント高くなっています。



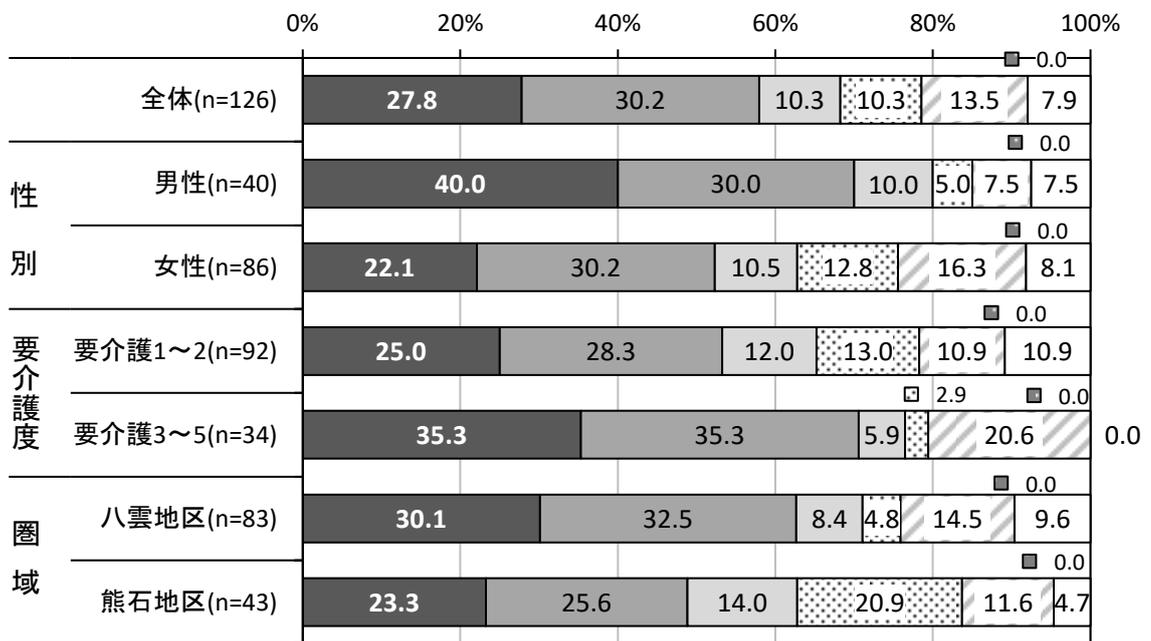
③高齢者にとっての町の暮らしやすさ

全体で見ると、「暮らしやすいと思う」(27.8%)、「どちらかといえばそう思う」(30.2%)の合計58.0%が暮らしやすいと回答しています。

男女別に「暮らしやすいと思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、男性は70.0%を占め、女性は52.3%で少ない状況です。

要介護度別に「暮らしやすいと思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、要介護1～2の53.3%に対して、要介護3～5は70.6%と非常に多くなっています。

圏域別に「暮らしやすいと思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計をみると、八雲地域は62.6%、熊石地域は48.9%で八雲地域の方が多くなっています。

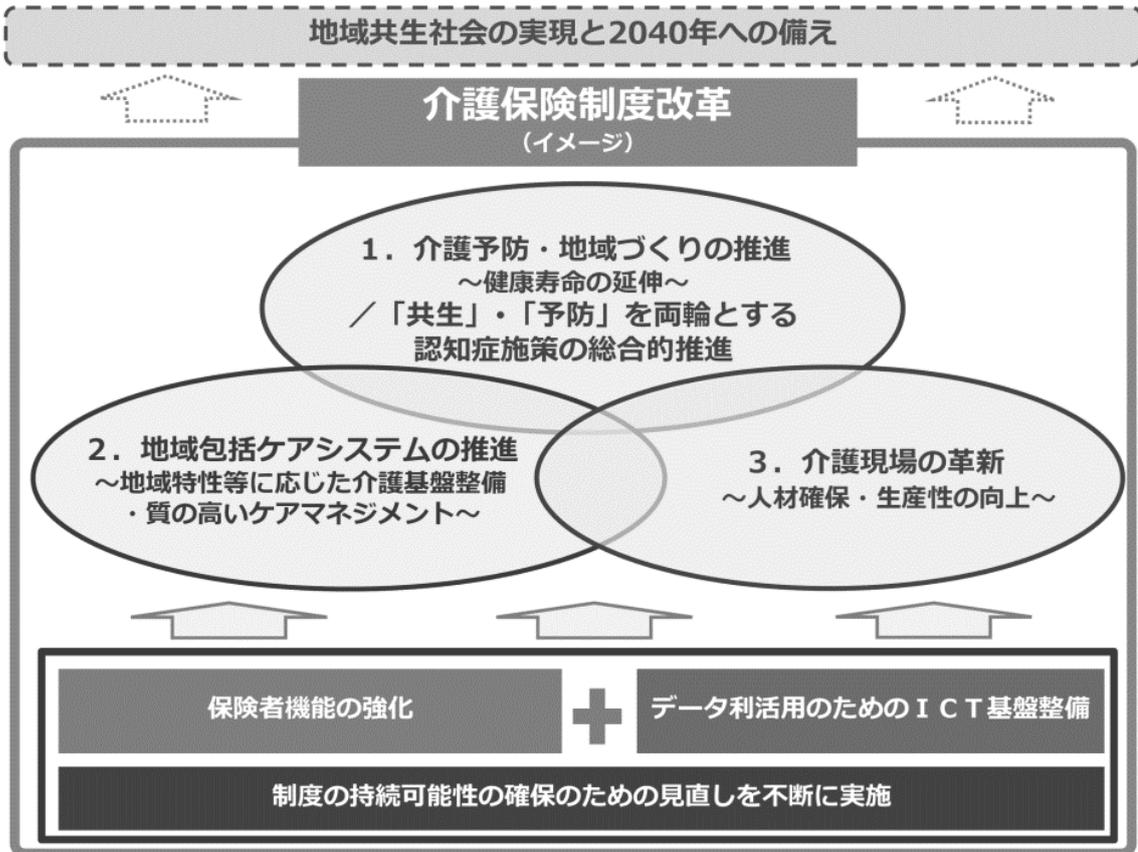


- 暮らしやすいと思う
- どちらかといえばそう思わない
- わからない
- 無回答
- どちらかといえばそう思う
- 暮らしやすいとは思わない
- 主な介護者に確認しないと、わからない

9 制度改革について

今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会²の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものです。

■介護保険制度改革の全体像



出典：厚生労働省

² 地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

(1) 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

高齢者が社会で役割をもって活躍できるよう、健康寿命の延伸につなげます。また、高齢者が体操などを通じて交流する「通いの場」でポイント付与の取り組みの推進や、医療専門職の効果的な関わりの強化が進められます。

主な取組

- ・一般介護予防事業等の推進 ～ 住民主体の通いの場の取組を一層推進
- ・総合事業 ～ より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・ケアマネジメント ～ 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
- ・地域包括支援センター ～ 増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

(2) 認知症施策の総合的な推進

認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が令和元年6月18日にとりまとめられました。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」³の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」⁴の取組が「認知症施策推進大綱」に基づいて進められます。

認知症施策推進大綱施策の5つの柱

①普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進／「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

②予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充／エビデンスの収集・普及 等

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化／家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり／企業認証・表彰の仕組みの検討／社会参加活動等の推進 等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

- ・薬剤治験に即応できるコホート（共通した因子を持ち、観察対象となる集団）の構築 等

³ 認知症バリアフリー

認知症でも不自由や不便を感じる事が少ない生活空間や環境のこと

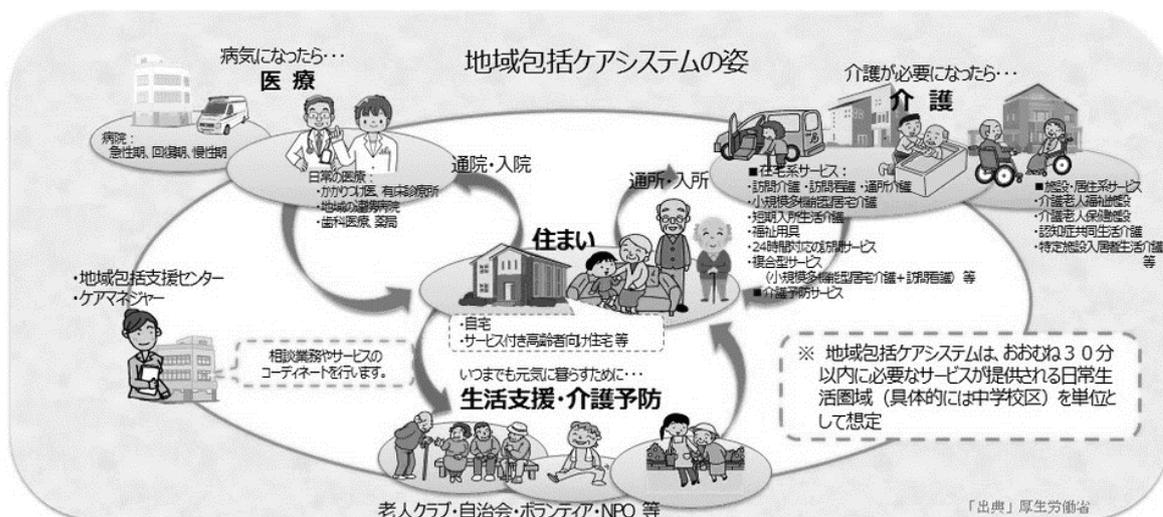
⁴ 予防

認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということを意味する。

(3) 地域包括ケアシステムの推進

2025年に団塊の世代が後期高齢者（75歳以上の高齢者）となり、高齢者や要介護認定者が大幅に増加することが予測されています。そのため、行政、事業者、専門機関、地域が手を取り合い、地域の特性を最大限に活かしながらあらゆるニーズに対応するための多様なサービスや活動の展開が進められます。

■地域包括ケアシステムのイメージ



(4) 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策を推進します。また、人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業（支援）計画に基づく取組を推進します。

主な取組

- ・ 介護職員の更なる処遇改善の着実な実施
- ・ 若者、潜在介護福祉士、元気高齢者等の多様な人材の参入・活躍の促進
- ・ 働きやすい環境の整備・介護の魅力向上・発信・外国人材の受入環境整備
- ・ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組の推進
- ・ 経営の大規模化・協働化、事業所の連携による共同購入、人材確保・育成、事務処理の共同化
- ・ 介護分野の文書に係る負担軽減

第3章 計画の基本的な方向

1 将来像

八雲町では、「第2期八雲町総合計画」（平成30年度～令和9年度）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」を基本目標として掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳」を継承します。

将 来 像

未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳

この将来像は、八雲町の高齢化率は全国・全道の平均を上回る高齢者の多い町ですが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に活かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある85歳」を目指すことを目標にするという願いがこめられています。

また、この将来像の実現のため、

- いつまでも現役で活躍できるまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者と地域がともに支え合うまち

の3つの基本目標を掲げます。

2 基本目標

(1) いつまでも現役で活躍できるまち

「活力ある85歳」を目標に、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

(2) 高齢者が安心して暮らせるまち

介護保険サービスを提供する体制は一定程度整備されましたが、いまだ、身近な地域で、高齢者のニーズに応じた質の高いサービスが十分に提供される体制が完全に整っているとは言えません。

そこで、介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える八雲町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の充実など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

(3) 高齢者と地域がともに支え合うまち

これからますます増えていくことが予測される認知症高齢者や一人暮らし高齢者など支援を必要とする人々を、高齢者を含む社会全体で支える必要があります。

地域での支え合いについては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要な時に必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。

3 重点的に取り組む事業

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者については、複数の慢性疾患の罹患に加え、身体的な脆弱性、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあります。

高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくために、身体的・精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要となります。

医療や介護サービスに繋がっていない方などに対しての個別訪問や八雲町の健康課題を抽出し、運動・栄養・口腔ケア等フレイル予防に関わる健康教育・相談等を通いの場で実施するなど、きめ細かな保健事業と介護予防を実施していきます。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

地域包括ケアシステムの構築のためには、介護サービス事業所や多様なサービスの提供のための担い手（民間事業者、NPO、ボランティア等）が必要となります。

しかしながら、介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足している状況であり、また、生活支援などの多様なサービスの担い手が十分に確保されている状況にはありません。

介護分野で働く人材の確保・育成に向けた取組を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めるとともに、生活支援の担い手については、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的とした、有償ボランティア等による体制づくりを検討していきます。

(3) 認知症施策の推進

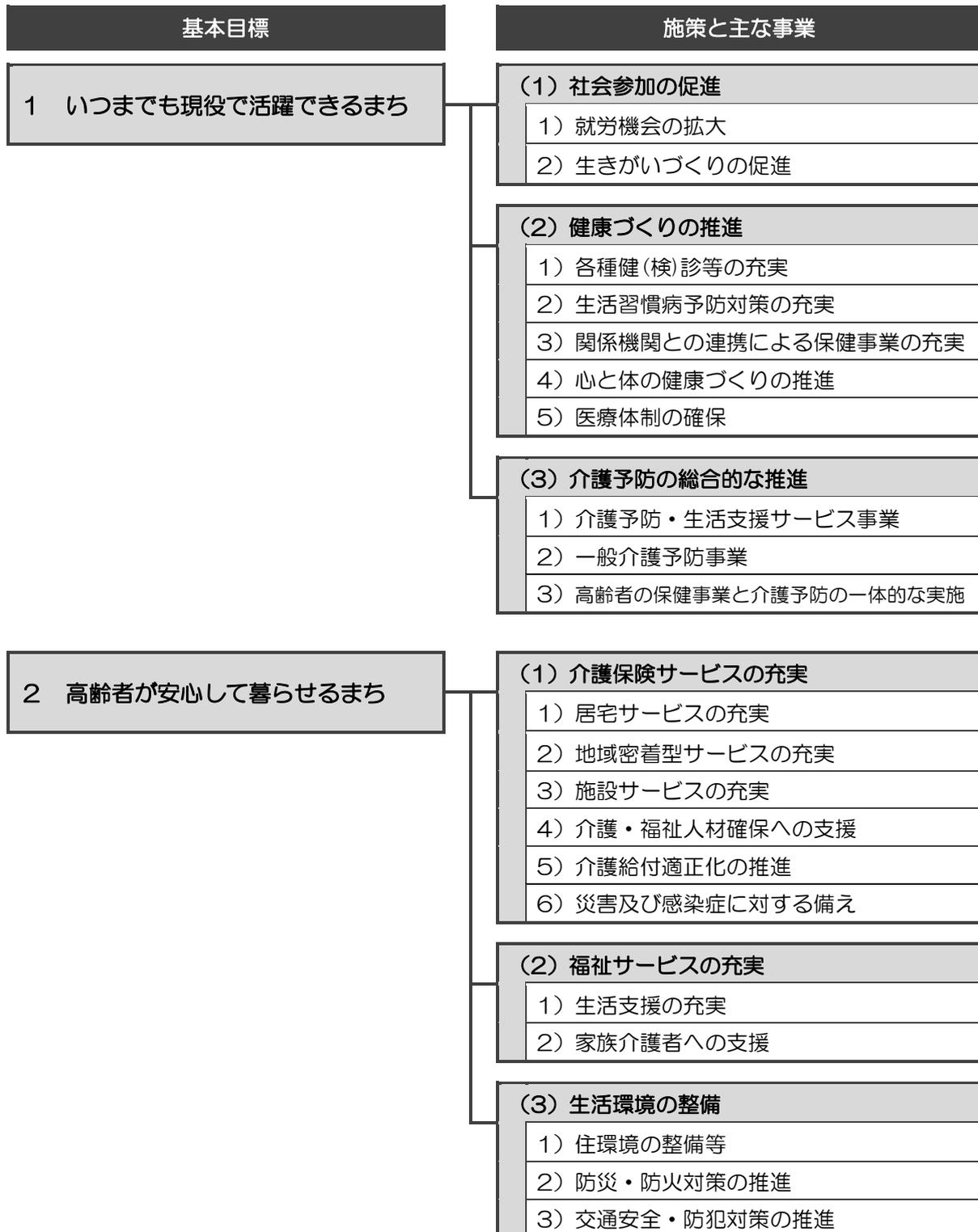
市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが求められます。

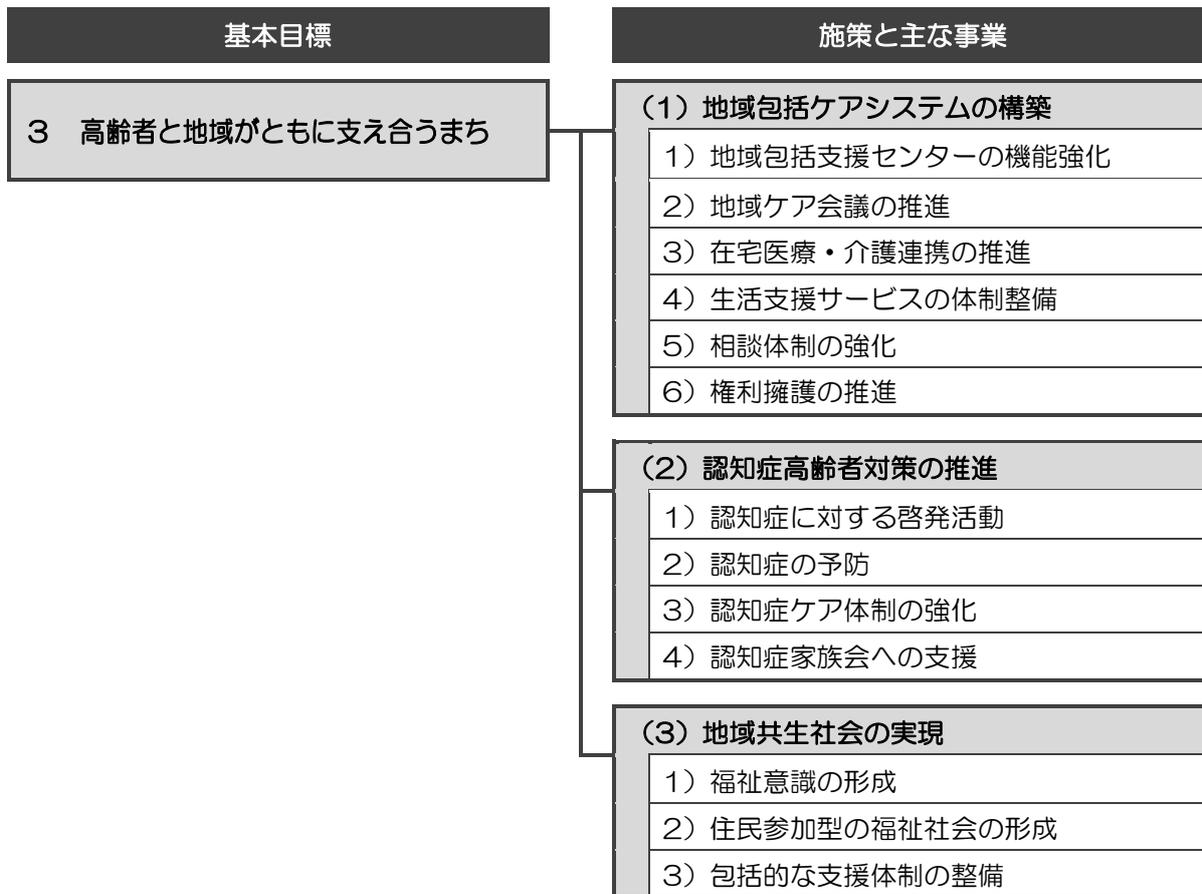
八雲町においては、認知症高齢者支援事業に取り組むとともに、認知症の症状・介護の方法及びかかわり方について情報提供し理解を深め、認知症の早期診断、早期対応に向けて医療との連携を図り支援を強化します。

更に、自主的な活動を一歩進め、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組を進めていきます。

4 施策の体系

未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある 85 歳





第4章 施策の展開

1 いつまでも現役で活躍できるまち

(1) 社会参加の促進

1) 就労機会の拡大

高齢者が就労することは、高齢者自身の介護予防や生きがいがいづくりにも多大な効果があると考えられることから、高齢者を積極的に社会に貢献する人材としてとらえて、高齢者の経験や知識を発揮することができる環境整備を目指します。

① 高齢者雇用の促進

平成30年度に行われた北海道労働局の調査によると、季節労働者数は減少傾向にあるものの、45歳以上の占める割合は増加傾向がみられる状況です。

渡島檜山北部通年雇用促進協議会では通年雇用化を推進しており、令和元年度は八雲町内から4名の季節労働者が通年雇用となりました。

引き続き季節労働者（高齢者）の就労対策、通年雇用化へ向けた事業を展開し、高齢者の就労機会の確保につなげます。

また、生きがいがいづくりや社会参加の観点から、高齢者事業団の活動を支援します。

② 高齢者の生産活動の促進

ファームメイド遊楽部館を利用した乳製品の加工等活動グループの自主的な活動が広く行われています。

農業において高齢者が現役で活躍する現状を踏まえ、引き続き活動グループの自主的活動を支援し、各グループの連携により活動の活発化を図ります。

2) 生きがいがいづくりの促進

① 生涯学習活動の支援

高齢者の豊かな経験や学習成果を青少年の健全育成や子育て支援に役立て、高齢者の社会参加の積極的な促進に努め、自立と生きがいがいづくりを通して、地域づくりにつながる高齢者教育を推進します。

また、地域の高齢者が互いを思いやり、楽しくふれあう場として本事業を継続します。

ア) 生涯学習の充実・強化

八雲町では高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につける「遊楽部学園」「地域生きがい教室」「熊石生きがい学習塾」などの開催により生涯学習の環境づくりを行ってきました

今後は、高齢者サークルへの支援を継続するとともに、高齢者が意欲をもって生涯

学習に参加できるよう、参加者拡大に向けた魅力ある新たなプログラムの検討を進めます。

イ) 学習拠点の充実

高齢者が自宅で取り組める生きがいづくりやコミュニケーション手段の一助として、IT（情報通信・パソコン技術）の活用は有効であることから、IT町民サポートセンターが開設されています。毎月第2・4木曜日に公民館及びはぴあ八雲で開催しており、高齢者の利用は増加しています。

今後も高齢者の学習のニーズに応える講座の開設とともに、利用者が安心して利用できる施設の維持管理に努めます。

②老人クラブ活動の活性化

平成30年度から令和2年度までの3年間では老人クラブ数は32クラブから30クラブに減少し、老人クラブ会員数も805人から765人に減少しています。

クラブにより活動内容は様々ですが、会員相互の親睦、研修等の事業を積極的に行っており、八雲町としては老人クラブ連合会によるパークゴルフ大会、のど自慢交流会等の開催により、老人クラブの活性化に向けた支援を行っています。

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいづくりの中心的活動であるとともに、地域活動の取組や高齢者同士の支え合い、閉じこもり予防など、様々な効果が期待されます。

今後も、老人クラブ連合会や単位老人クラブの活動を通じて、未加入者、特に若手会員への参加の働きかけとともに、老人クラブの活性化と新規クラブの立ち上げに向けた取組を支援します。

③多様な交流活動の場の創出

少子化や核家族化の進行とともに、家庭や地域での子育て機能が低下しており、子育て支援活動や地域での活動に、高齢者が主体的に参加し豊かな体験を子どもに伝承するなど、高齢者と子育て家庭や子どもとの交流により、地域の結びつきが強くなることが期待されます。

町内には、共生型サロンが2箇所を整備され、障がい者、高齢者、子どもが空間を共有する場となっています。

今後も、高齢者と多様な世代の交流活動の場の提供のため、引き続き共生型サロンの利用促進を図り、共生型サロンを拠点とした共生のまちづくりを目指します。

④軽スポーツの推進

高齢社会を迎え、住民の健康・体力づくりに関する関心は高まっており、多様化するニーズに対応した各種スポーツ教室や大会の開催が求められています。

八雲町では地域住民の健康体力づくり推進のため、各世代や住民ニーズに応じた各種スポーツ教室・大会を開催しており、近年は、パークゴルフやノルディックウォーキングなど個人で楽しめるニュースポーツの人气が高く、愛好者の拡大とともにサークル化や体育協会への加盟など、自主的な活動へつながっています。

また、高齢者が年間を通して町営のパークゴルフ場、温水プール及びスキー場を利用できる共通利用券の発行及び利用料金の一部助成により、スポーツ活動の推進を図っております。

今後はスポーツ施設のユニバーサルデザインへの改修など適切な維持管理を推進するとともに、高齢者の健康体力づくり推進のため、今後も継続してスポーツ情報の収集と積極的な情報発信、住民ニーズに応じたスポーツ機会の提供を関係機関と連携を強化しながら推進するとともに、多様にスポーツに親しめる環境を計画的に整備します。

(2) 健康づくりの推進

八雲町ではライフステージに合わせた健康づくりに着目し、各種健(検)診や健康づくり教室を通じて、「自分の健康は自分でつくる」意識の醸成と取組を支援し、町民全体の疾病リスク、介護リスクの軽減につながるよう努めます。

1) 各種健(検)診等の充実

① 特定健診

受診率の向上に向けて、これまで受診勧奨や健診を受けやすい体制の整備を積極的に実施してきました。令和2年度は個々の受診履歴状況に合わせた個別案内通知による受診勧奨を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による町民ドックの中止や他健診の日程変更等により、受診者は減少している状況です。

生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの早期発見につなげるため、今後も積極的な受診勧奨と個別健診の拡充、病院受診者のデータ受領による健診受診者数の増加に向けて取組を行います。

② 各種検診

各種がん検診においては、がんの早期発見、早期治療を目的として肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん検診を行っています。胃がん・大腸がん検診の受診率が年々低下してきている状況にあるため、平成30年度より特定健診に併せて胃・大腸がん検診を実施するなど工夫をしてきました。

今後は子宮・乳がん検診も特定健診に併せて実施できるようにするなど、利便性の良い検診体制の確保に努めるとともに、がん検診の必要性に関する知識の普及・啓発や効果的・積極的な受診勧奨など受診率向上に向けた取組を行います。

その他、簡易脳ドック、骨粗鬆検査、ピロリ菌検査などにおいても、検査の目的等の知識の普及・啓発を行い、まだ検査を受けたことのない方々が検査につながるよう努めていきます。

③ 高齢者等予防接種

高齢者の死亡原因になりやすい肺炎を予防するため、誕生日訪問や老人クラブ等でインフルエンザや肺炎球菌ワクチン接種の勧奨を今後も継続的に実施します。

名 称	内 容
インフルエンザ予防接種	65歳以上の方、60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。現在は対象者の約半数の方が接種をしています。
肺炎球菌予防接種	令和元年から定期接種として65歳以上の5歳刻み年齢の方、未接種者及び60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器に障がいのある方を対象に、医療機関に委託して実施しています。

2) 生活習慣病予防対策の充実

①生活習慣病予防教室

「サラサラ血液めざそう会」、「さよならメタボリック教室」、「爽快アクア」など、健診での血液検査結果などで生活習慣の改善が必要とされる方を主に対象者とした教室を実施しています。毎年、健康意識の高い方の参加が多く、健診結果にて生活習慣の改善が必要とされる方の参加者が少ない状況にあるため、今後は、参加することが望ましい方々に積極的に声掛けを行うとともに、年齢を問わず、気軽に取り組める運動を取り入れることで、高齢者の健康づくりを支援します。

また、今後は介護予防の観点から、糖尿病治療者の重症化予防を中心とした食事療法等の教室を開催します。

②健康教育

平成30年度は「胃・大腸がん」、令和元年度は「骨粗鬆症」をテーマに各地域で健康教室を実施しました。また、老人クラブをはじめ、各種団体からの依頼により、生活習慣病予防など健康に関する講話を行っています。

八雲町は男性に健康課題が多くみられることから、今後は男性が参加しやすい健康教育の機会を設定できるよう、保健推進委員会や各組織、団体等との連携を図っていきます。

③訪問指導・健康相談

健診後の事後指導として、要精密検査者を主として、訪問による保健指導を行っている他に65歳の方などを対象とした訪問を実施し、病院受診状況や生活状況の確認により、必要時、栄養指導など個別に生活習慣の改善指導等を行っています。

今後は糖尿病性腎症重症化予防の個別栄養指導のためのマニュアル及びツールを作成し、指導強化を図ります。

また、老人クラブや地域からの依頼による健康相談や介護予防事業との合同による健康相談を実施し、高齢者の健康管理を行っています。今後も老人クラブや地域、包括支援センターと連携し、健康相談事業を継続して実施していきます。

3) 関係機関との連携による保健事業の充実

後期高齢者が虚弱高齢者や要介護者とならないための取組として、生活習慣病の悪化予

防とフレイル予防を一体的に取り組んでいく必要があるため、国保レセプト情報、介護認定情報、健診結果情報等をもとに地域や個人の課題を見出し、保健と介護が連携し、一体となって生活習慣病の悪化を防ぐとともにフレイル対策を行います。

4) 心と体の健康づくりの推進

①こころの健康づくり事業

毎年、重点地域を設定し、「こころの健康」をテーマに健康教育を実施しています。また、平成30年度には八雲町自殺予防対策行動計画を策定しました。八雲町の自殺の特徴として、高齢者の自殺者が多いことから、保健推進委員や民生委員、老人クラブ等と連携を図りながら、高齢者うつ症状の早期発見や自殺予防が図れるよう、地域のつながりの強化を推進する保健活動を展開していくとともに、ゲートキーパーの養成に取り組みます。

②健康づくり教室・健康づくりの意識啓発

高齢者の健康づくりに対する興味や関心度は高まっていると考えられ、「地区料理教室」、「男性の料理教室」、「高齢者栄養改善教室」等の健康づくり教室には、多くの高齢者が参加しています。

今後は運動や栄養の習慣改善によるフレイル予防の視点を取り入れた健康づくり教室に取り組んでいきます。

また、65歳訪問・お誕生日訪問、健診結果説明会、健康教室や「全町一日健康の集い」等を通して、健康づくりの意識啓発を行っています。健康づくりイベントである「全町一日健康の集い」は講演会の開催等で高齢者を中心とした多くの町民を対象に健康づくりの意識啓発を行える機会となっています。

今後も訪問や健康教室、健康づくりイベント等の機会を利用して健康づくりの意識が高まるよう意識啓発に取り組みます。

5) 医療体制の確保

①地域医療機関との連携

疾病の早期発見・早期治療及び重症化対策など高齢者の健康管理には、地域の医療機関との連携は欠かせません。

八雲町では、令和2年2月から糖尿病性腎症重症化予防のプログラムにより、医療機関と連携して保健指導を実施する体制を確保しました。今後はこのプログラムの連携医療機関の拡大に向けた取組を推進します。

②救急医療体制の確保

八雲町では、在宅当番医制度による休日の救急患者への診療のほか、重症救急患者や休日・夜間の医療体制を確保しています。熊石地域には在宅当番医制度はありませんが、熊石国保病院で24時間の救急患者の受け入れを行っています。

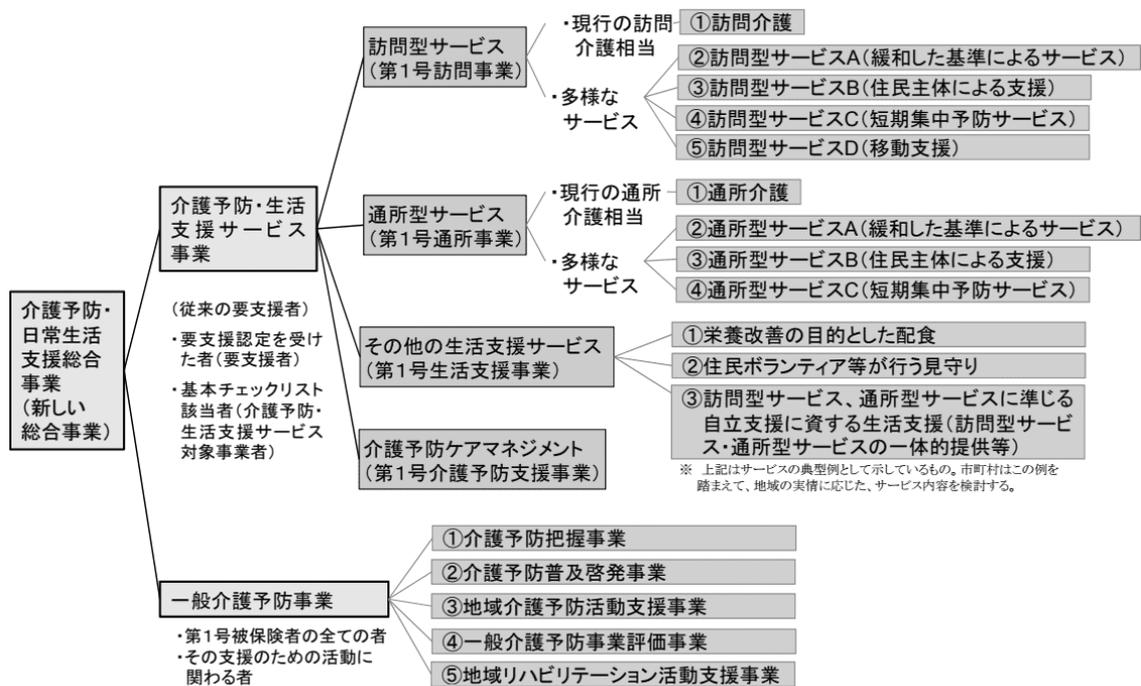
今後もこれらの体制が維持できるよう、医療機関との連携を図ります。

(3) 介護予防の総合的な推進

平成29年4月からの介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、要支援認定者の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は介護予防・生活支援サービス事業に移行され、生活支援を組み合わせた様々なサービスを地域のニーズに合わせて提供できるようになりました。

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援1・2の認定を受けた方、基本チェックリストで事業対象者と判断された方、一般介護予防事業は65歳以上の高齢者を対象として高齢者保健事業と一体的に推進します。

■介護予防・日常生活支援総合事業の構成



[出典]厚生労働省資料

1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして提供します。

また、運動機能の低下や物忘れがみられる高齢者を対象にリハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員が訪問し、生活機能の維持・向上が図れるよう専門的指導を行う短期集中予防サービス（訪問型サービスC）を提供します。

■短期集中予防サービスの見込

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	15回	15回	15回

②通所型サービス

従来の介護予防通所介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして提供します。

③その他の生活支援サービス

低栄養による栄養改善が必要な方に対し、給食サービスを週に2回実施しています。

食生活の改善を図るとともに利用者の安否確認を行うため、今後も給食サービスを継続します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対して、介護予防プラン作成を行うとともに、サービス利用後も生活状況に変化がないか等継続的にモニタリングを行います。

また、ケアマネジャーを対象とした研修等を開催し、ケアマネジメント力の向上に努めます。

2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

高齢者対象の事業、健康診査や誕生日訪問等の訪問活動により何らかの支援が必要な高齢者を把握します。

また、民生委員や町内会との連携を強化し、早期に対象者を把握することで必要とされるサービスにつなぐことができるように努めます。

加えて、フレイル予防の観点から早期の介入が必要な人の把握方法について検討を進めます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防教室や地区で実施する出前説明会、老人クラブなど高齢者が集まる機会を利用して介護予防に関する講話や実技を実施するほか、今後も誕生日訪問を継続して行い、介護予防への関心が高まるよう積極的に知識の普及・啓発を行っています。

平成30年7月からNPO法人に委託を行い、週1回の運動教室を実施しているほか、介護予防事業として、運動器の機能向上や口腔機能の向上、栄養改善などの介護予防教室を実施します。

事業名	内 容
介護予防講話 (出前説明会等)	老人クラブや町内会など各種団体など高齢者等が集まる機会を利用して介護予防に関する講話や実技を実施します。
まるごと元気運動教室 (八雲・落部・熊石3地区)	転倒による骨折の防止、及び加齢に伴う体力や下肢筋力の低下による活動性の低下を防ぐため、健康運動指導士による運動を週1回実施します。
高齢者栄養改善教室	「食べること」を通じて低栄養状態を予防・改善し介護予防を図ります。食べることやバランスのとれた食事をすることの重要性について啓発します。
くまとも広場	生きがいづくりや社会参加の促進のため身近な会館において創作活動やレクゲーム、体操等を行い介護予防につなげます。
いきいきカレッジ	介護予防や高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決していくための必要な教養や知識を身につけるために、講演会等を開催します。
シルバーオリンピック	スポーツ活動を実践することにより健康づくりの意識高揚と体力の維持を図ります。
ふれあい農園	高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために福祉村内の農園を開放します。

③地域介護予防活動支援事業

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援します。

生活支援コーディネーターが中心となって住民主体の活動を支援しており、住民主体の通いの場は増えています。

今後も住民主体の活動を広げていくため、八雲地域ではいきいき百歳体操を活用し、熊石地域ではふまねっと運動や地域サロン等への継続支援等により、住民運営の通い場の充実や新設に向けた取組を進めます。

■住民主体の通いの場（いきいき百歳体操・ふまねっと運動等）の見込

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施地区	22地区	24地区	26地区

④一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、年度ごとに事業評価を行う事業となっており、八雲町においては計画に掲げた目標に対する評価だけでなく、通いの場への参加者数など、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業評価を行っています。

今後も一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業の数値目標を設定し、事業の評価を行います。

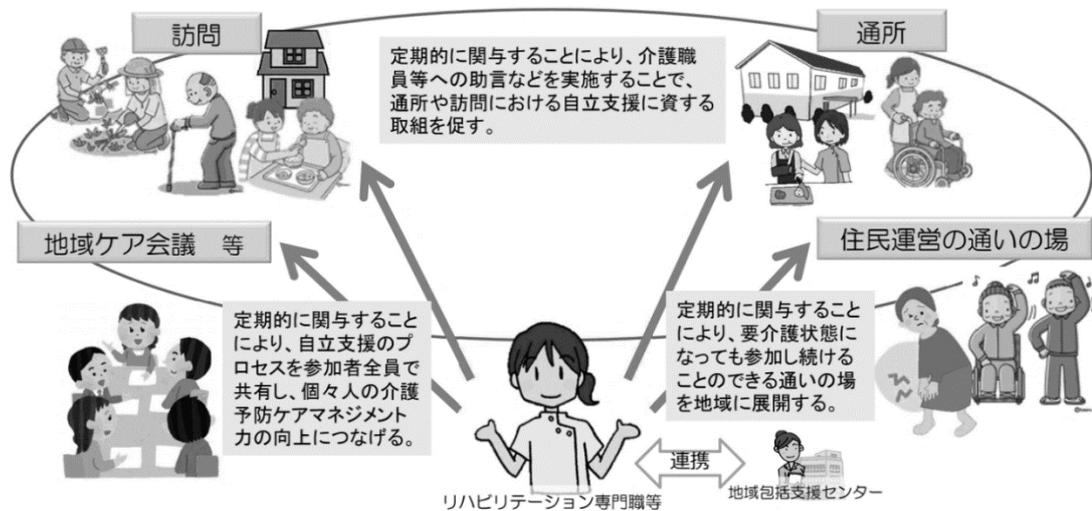
⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

八雲地域ではリハビリテーション専門職が百歳体操の体力評価や介護サービス事業者への助言指導を行っており、熊石地域では地域ケア会議、介護予防教室等においてリハビリテーション専門職による助言指導を受け、介護予防の強化を図っています。

今後もケアマネジャーや介護サービス事業者への周知を行い、当事業の利用を促進します。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



[出典]厚生労働省資料

■地域リハビリテーション活動支援事業の見込

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリテーション専門職の介入回数 (地域ケア会議・介護予防教室等)	25回	30回	35回

■リハビリテーションに関する取組目標

評価指標		目 標		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護保険のリハビリテーションを供給体制の充実	事業所数（事業所）	5	5	5
	定員数（人）	135	135	135
	リハビリテーション専門職の従事者数（人）	12	12	12
介護保険サービスの利用	訪問リハビリテーションの利用率（％）	2.1	2.2	2.2
	通所リハビリテーションの利用率（％）	9.7	9.7	9.9
	訪問リハビリテーションの延べ利用人数（人）	1,360	1,380	1,390
	通所リハビリテーションの延べ利用人数（人）	8,850	8,870	9,000
アンケート調査によるリスク高齢者の減少	運動機能リスク高齢者の割合（％）			15.0
	転倒リスク高齢者の割合（％）			32.0
	IADL リスク高齢者の割合（％）			6.5

3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による、次の事業に取り組んでいきます。

①個別の支援（ハイリスクアプローチ）

医療や介護サービス等に繋がっておらず、健康状態が不明な方や閉じこもりの可能性のある方に対して個別訪問を行い、必要に応じ適切な医療や介護サービスの利用勧奨を行います。

②通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

八雲町の健康課題を抽出し、運動・栄養・口腔ケア等フレイル予防に関わる健康教育・相談等を通いの場で実施するとともに、高齢者の全身状態の把握に努めます。

■高齢者と保健事業と介護予防の一体的実施の見込

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
健康状態が不明の方への訪問実施率	60%	70%	80%
通いの場における健康相談実施個所数	8箇所	10箇所	12箇所

2 高齢者が安心して暮らせるまち

(1) 介護保険サービスの充実

1) 居宅サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、自宅で介護サービスを受けながら生活したいという要望は多く、在宅サービスは安定した供給が求められています。

八雲町では訪問看護事業所が新たに開設され、在宅における医療サービスの充実が図られてきたところです。

第7期においては要介護認定者数の実績が計画を下回って推移したこともあり、居宅サービスの利用人数は想定していたよりも少ない状況でしたが、通所リハビリテーションは計画を上回る利用実績となりました。

今後も在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに安定的な利用に向け、サービス提供体制の充実に努めます。

2) 地域密着型サービスの充実

八雲町では熊石地域の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が廃止となったものの、これまで小規模多機能型居宅介護や地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が整備され、地域密着型サービスは充実が図られてきました。

地域密着型サービスの需要が今後は大きく伸びることは想定しておりませんが、ニーズに合った地域密着型サービス提供について検討していきます。

3) 施設サービスの充実

熊石地域の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、平成29年に55床から80床への増改築が行われ、八雲町においては国の水準を上回る施設整備が図られました。

介護人材の不足などを背景として、施設サービスの利用は計画を下回って推移してきましたが、介護度の高い高齢者にとって施設サービスは必要不可欠であるため、今度も施設サービスが安定的に供給されるよう努めます。

4) 介護・福祉人材確保への支援

介護・福祉人材は処遇改善などの対応が進められてきているものの、全国的に人材不足が深刻化しており、介護職及び専門職の人材確保は厳しい状況にあります。

八雲町においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあるため、平成30年度には八雲町介護保険事業所合同説明会を実施、令和元年度は外国人技能実習生導入介護保険施設等先進地視察研修を開催、令和2年度には介護従事者就職支援貸付金制度を開始するなど、人員確保に向けた施策を展開してきました。

今後も、各介護保険事業所の実態を確認しながら、介護人材の確保や定着に向けた取組を進めていくとともに、有償ボランティア等による生活支援体制の整備を推進します。

また、介護保険事業所の業務効率化を図る観点から、介護分野の申請様式・添付書類の簡略化やICT等の活用を進めます。

5) 介護給付適正化の推進

介護給付適正化は、介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としています。

介護給付や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適正に提供するよう促します。

八雲町では下記の介護給付適正化事業を推進しています。

■介護給付適正化事業の概要

事業名	内 容
①要介護認定の適正化	居宅介護支援事業者やケアマネジャー等に委託して行った要介護認定の更新・変更に係る認定調査について、書面等の審査により調査内容の点検を行います。
②ケアプランの点検	ケアマネジャーが作成したケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。
③住宅改修等の点検	住宅改修費申請時に、請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。
④縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。
⑤介護給付費通知	利用者本人(又は家族)に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用等について通知します。

八雲町では、令和5年度までの計画期間において、介護給付適正化事業の取組目標を下記のとおり設定します。

■介護給付適正化事業の取組目標

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	訪問調査に関する認定調査状況の内容点検を全件実施
②ケアプランの点検	町内の全居宅介護支援事業所が作成したケアプランの点検
③住宅改修等の点検	住宅改修施行後の現地確認及び利用状況等を確認 福祉用具購入・貸与者への訪問による利用状況の確認
④縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会への業務委託による全件実施
⑤介護給付費通知	実施に向けての検討を行う

6) 災害及び感染症に対する備え

①災害に対する備え

介護保険事業所で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、介護保険事業所と連携し避難訓練を実施するなど、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路の確認などを促し、災害に対する備えを呼び掛けていきます。

②感染症に対する備え

介護保険事業所に対し、感染症発生時に備えた平時からの事前準備や、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか、定期的に確認します。

また、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、各種研修会への参加の促しや、情報提供を行います。

(2) 福祉サービスの充実

1) 生活支援の充実

さらなる高齢化の進展により、高齢者人口及び一人暮らし高齢者の増加が予想されます。今後とも一人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供に努めます。

事業名	内 容
①移送サービス	おおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者で、病院への入退院及び通院、その他町長が必要と認めたとき、送迎を行います。
②除雪費助成	おおむね 65 歳以上の高齢者等のうち、虚弱等により除雪が困難で家族や隣人等の協力が得られない方に、町が契約する事業者が玄関から道路までの通路を除雪し、その費用の一部を助成します。
③訪問サービス	65 歳以上の一人暮らし高齢者や、生活に支障をきたすおそれのある方等をヘルパーが声かけ訪問し、安否確認を行います。
④福祉タクシー助成	在宅生活者で、80 歳以上の方、身体障害者手帳を所持されている下肢・体幹・視覚・内部障がいの方、療育手帳を所持されている A 判定の方及び精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持されている方のうち、町民税非課税世帯に属する方に、年間 10,000 円以内のタクシー料金助成券を交付します。
⑤緊急通報電話機貸与	健康状態や日常生活の動作に不安のある一人暮らしの高齢者等に、緊急通報用電話機を無料貸しつけし、消防本部と電話回線で結ぶことによって急病や火災など突発的な事態が発生した時に迅速な救援体制をとるとともに、日常生活での悩みごとへの相談を受けます。
⑥冬期福祉手当給付	在宅生活者で、75 歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び特定疾患医療受給者世帯等のうち、生活保護世帯を除く町民税非課税世帯に、年額 5,000 円を給付します。

事業名	内 容
⑦入浴料助成事業	65歳以上の方又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方に、申請により、年間24枚の範囲内で町内入浴施設で利用できる助成券（1回200円）を交付し、健康づくりを支援します。
⑧やくも安心キット	65歳以上の世帯、障がいのある方だけの世帯及び健康に不安を抱えている方等に医療情報を入れる「やくも安心キット」を配布し、自宅の冷蔵庫に保管のうえ、救急搬送時に活用していただきます。
⑨高齢者等給食サービス支援事業	一人暮らし高齢者等で、食事の準備が困難な人に対して定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認等を行い、在宅生活の維持継続を支援します。
⑩介護用品支給事業	65歳以上の在宅高齢者で要介護4又は5に相当し、常時おむつを使用している町民税非課税世帯の家族に対し、月額5,000円分の紙オムツ利用券を交付します。
⑪高齢者スポーツ施設利用助成事業	高齢者が年間を通して町営のパークゴルフ場、温水プール及びスキー場を利用できる共通利用券の発行及び利用料金の一部助成により、スポーツ活動を推進します。

2) 家族介護者への支援

在宅介護を継続するための介護サービスや介護休暇制度に関する相談・情報提供による支援及び介護者相互の交流会等の開催など、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減します。また、家族介護者への健康相談の実施により、疾病予防、病気の早期発見を図ります。

事業名	内 容
①家族介護者相談	家族介護者の総合的な相談に応じます。
②家族介護者健康相談	家族介護者の疾病予防、早期発見のための健康相談を行います。
③家族介護慰労事業	要介護4又は5に相当する町民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を現に介護している家族に年額10万円を支給します。
④介護マーク入り名札配布事業	現に要介護者を介護している者に対し、介護を行う際に周囲から偏見や誤解を受けることがないように、介護者に対し介護マーク入り名札を配布します。

(3) 生活環境の整備

1) 住環境の整備等

高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、生活困窮者等にも配慮しながら安心して居住できる環境を生活支援と一体的に提供できるよう努めます。

①ケアハウス・有料老人ホーム

身体機能の低下等により、自立した生活が困難な高齢者等の増加に対応するため八雲町内には、ケアハウスが2施設、有料老人ホームが1施設開設されています。

②養護老人ホーム

65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方に、入所措置を行います。

今後も個々の事情により養護老人ホームへの措置が必要な場合は、入所を支援します。

③住宅改修理由書作成

ケアマネジャー又は作業療法士及び福祉住環境コーディネーター2級以上の資格者による、介護保険の住宅改修費の支給申請の理由書の作成を支援します。

④町営住宅の整備

令和元年度に見直しを行った「八雲町公営住宅等長寿命化計画」に基づき町営住宅の建て替え、改善、修繕を行い、バリアフリー化などにより高齢者に配慮した住宅の整備を促進します。

⑤公共建築物や公園等の整備充実

広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障がい者をはじめ全ての町民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り込みます。

⑥安全な道路空間の確保

車いすなどの通行における安全確保のため、側溝を暗渠化して歩行帯を広げるなど、安心、安全な通行の確保に努めます。

⑦公共交通機関等の改善の促進

函館バス株式会社が運行する桧山海岸線（2路線）、快速せたな号、函館長万部線、江差八雲線について車両のノンステップ化が高い割合で進んでおり、町内ハイヤー業者でも一部、高齢者に配慮した取り組み（持ち運び用ステップの利用、乗降時の介助など）が行われています。

今後も、函館バス株式会社及び町内ハイヤー業者へ高齢者や障がいのある人などの利用に配慮した施設・車両等の改善を引き続き働きかけます。

また、令和2年3月に策定した「八雲町地域公共交通網形成計画」（5年計画）に基づ

く新たな公共交通手段導入の際にも、高齢者や障がいのある人を含む全ての町民が使いやすい公共交通となるよう地域公共交通関連部門と連携しながら検討を進めます。

2) 防災・防火対策の推進

民生委員や町内会と連携しながら防災意識の普及に取り組んでいくとともに、災害時要援護者の避難支援計画についても取り組みを進めます。

①防災・防火意識の啓発

八雲町は災害が少ない地域であるものの、全国の災害発生状況を鑑みると八雲町においても災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。

防災意識の啓発に向けた取組として、出前説明会等により町内会に出向いて啓発活動を進め、町民の防災への意識は高まりつつあるものの、充分とはいえない状況にあります。

今後も広報紙・町ホームページ等を通じて防災・防火に関する情報提供を図るほか、町内会への積極的な啓発活動を継続し、高齢者や障がい者など、特別な配慮が必要な人が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

②災害時等の避難誘導體制の整備

八雲町地域防災計画及び平成25年3月に策定した「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者(避難行動要支援者)の安全確保のため町内会等の協力を得ながら、避難誘導等の防災体制の整備を図ります。

3) 交通安全・防犯対策の推進

関係機関と協力し、今後も交通事故が発生しにくい環境づくりを進めていくとともに、運転モラルをはじめとする安全意識の高揚を図ります。

住民の安全な生活を確保するために防犯思想の高揚に努めるとともに、関係機関や関係団体と緊密な連携を図りながら、「地域の安全は地域で守る」という活動を展開します。

①交通安全意識の高揚

警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障がい者など交通弱者を交通事故から守るため、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進しています。

協力体制にある各町内会や交通安全推進員の高齢化が進んでいるため、推進員等の世代交代を図っていく必要はありますが、今後も交通安全施設の保守管理の徹底や交通安全指導員等との連絡調整をしっかりと図り、町民ニーズにあった各種交通安全事業の実施に努めます。

②交通安全施設の整備

これまで、住民の協力を得ながら、除排雪体制の充実や障害物の除去、道路区画線やカーブミラーの設置等、町民や各町内会からの要望に即時対応し、交通事故が発生しに

くい環境整備を進めてきました。

これまでと同様に交通安全施設の整備を継続するとともに、信号機設置や速度規制等の町民からの要望について、今後も警察等へ働きかけます。また、過去に設置したカーブミラー等についても定期的に点検を行い、適切な維持管理を行います。

③高齢者の安全運転への取組

運転に不安のある方で、運転免許証の自主返納をされた方にハイヤー利用料金の一部を助成し、高齢者の交通事故の減少を図ります。

④防犯活動の促進

町公用車への青色回転灯の設置や防犯ステッカーの貼付による防犯活動を推進し、「交番だより」等の配布など広報活動を実施します。

また、警察や防犯ボランティア等の協力を得て、大型量販店や各種行事での街頭啓発活動を今後も継続します。

⑤消費者生活知識の普及

八雲町では、警察などとも連携し、悪質商法や振り込め詐欺に関してタイムリーな情報提供を行っていますが、新たな詐欺の出現など巧妙化・多様化により依然として後を絶たない状況にあり、消費者被害が全国・地方を問わず増加しています。

消費者被害に関する啓発として、八雲町町内会等連絡協議会と連携し、講演会・町連協だより等による消費者への情報提供を行います。

また、被害を未然に防ぐため、消費生活センター等の相談機関に関する情報を広報紙に掲載します。

3 高齢者と地域がともに支え合うまち

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていくことが求められています。

これまで、八雲町では介護保険サービスや生活支援サービスの充実を中心に地域包括ケアシステムの構築を進め、一定の成果は得られたと考えています。

令和3年度からの制度改正では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた上で、社会保障制度の持続可能性を確保していくことが求められます。

1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、住民が困ったり悩んだりした時に、最初に訪れる最も身近な窓口であるとともに、相談からサービス調整まで一貫した対応ができる“ワンストップサービスの拠点”です。

八雲町では、八雲地域は5名体制、熊石地域は3名体制で2箇所の地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの基本的機能(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援)だけでなく、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備に係る事業を推進しています。

今後も地域包括支援センターの体制を維持し、高齢者支援の中核的機関としての機能を提供するとともに、その充実に努めます。また、地域包括支援センターの事業内容については、地域包括支援センター運営協議会を開催し評価を行います。

2) 地域ケア会議の推進

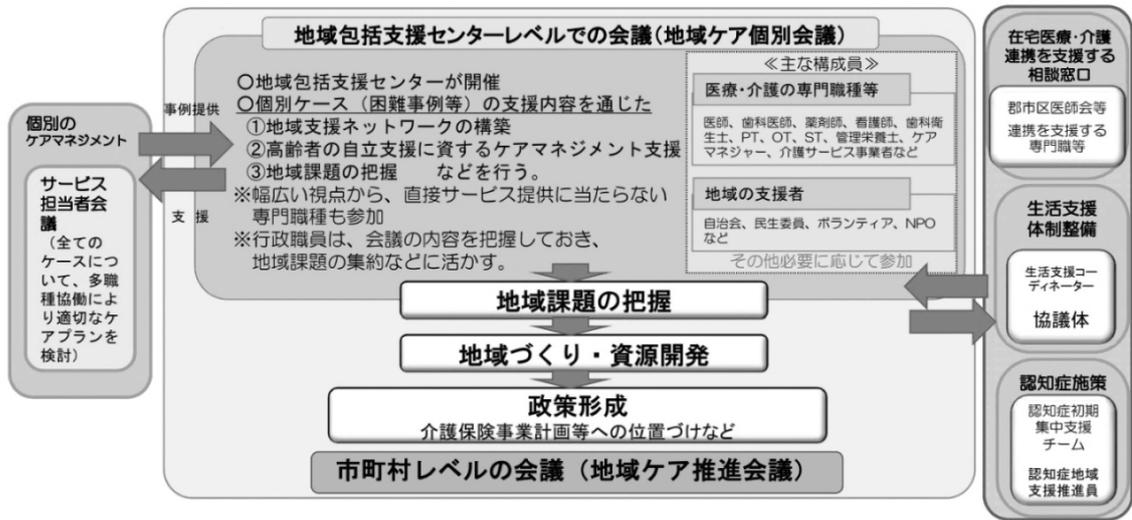
地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとされており、これまでも介護支援専門員やサービス提供事業者等への情報提供、研修会等として開催してきました。

八雲地域、熊石地域ともに定期的に地域ケア会議及び個別事例検討を行っており、八雲地域では令和元年度よりケアマネジャー部会を設け、令和2年度からは障がい部門との連携強化のため相談部会と合同開催となりました。

熊石地域では、個別事例検討を重ねることで参加している介護従事者に変化がみられてきています。

今後も地域ケア会議を通じて、地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握など実効性のあるものとなるよう取組を進めます。

■地域ケア会議の概要



[出典]厚生労働省資料

■地域ケア会議の開催回数等の見込み【重点事業】

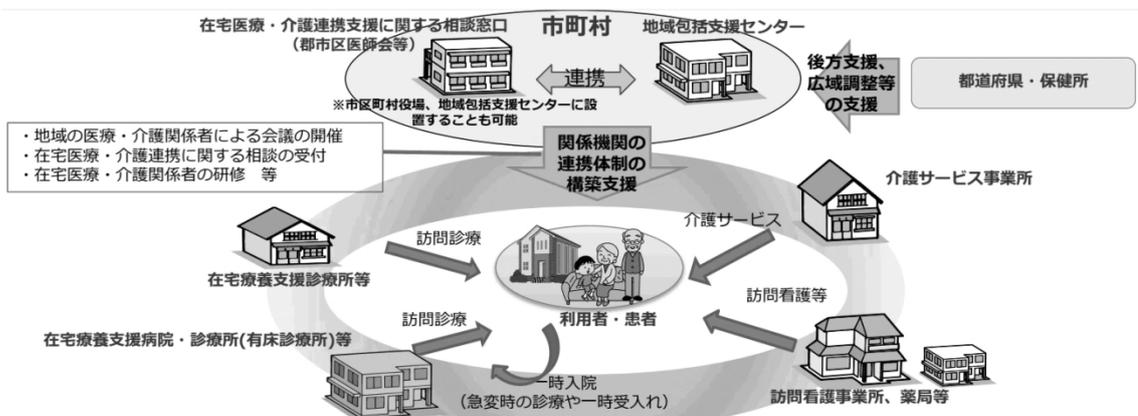
区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域ケア会議開催回数	24回	24回	24回
個別事例検討件数	18件	18件	18件

3) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅療養・介護の提供を行うことが必要となります。

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、北海道・保健所の支援の下、地域の医療機関と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

■在宅医療・介護連携体制の構築イメージ（推進の概要）



[出典]厚生労働省資料

4) 生活支援サービスの体制整備

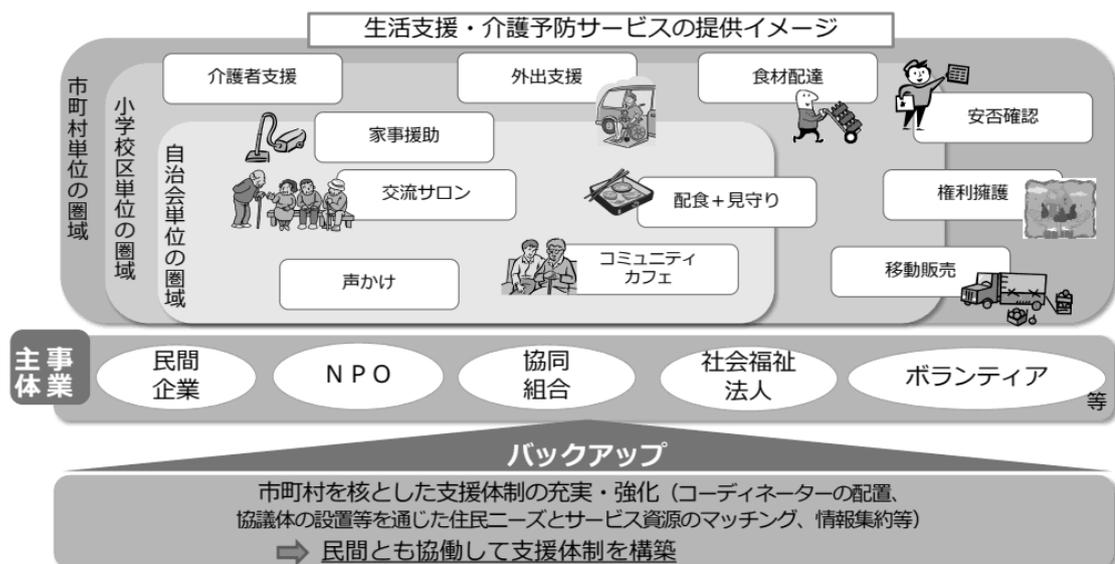
単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加し、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実が求められてきます。また高齢者自身がそのような活動に参加することによって社会参加、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。

八雲町における生活支援サービスの充実に向け、平成30年度に生活支援担い手の養成・発掘の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を八雲地域・熊石地域それぞれに配置しました。

生活支援コーディネーターの働きかけにより、八雲地域にはほとんど無かった住民主体の活動の場が増えてきているほか、熊石地域においても住民運営の通いの場が増えてきています。

今後も生活支援コーディネーターの活動を通じて住民主体の活動の場づくりに努めていくほか、ボランティア等を活用した新たな生活支援サービスの検討を進めます。

■生活支援サービス体制整備のイメージ



[出典]厚生労働省資料

5) 相談体制の強化

認知症などにより対応に苦慮するケースや複雑化した困難ケースも多くなってきており、今後も高齢者等からの様々な相談に対応できるよう職員の資質向上に努めるほか、支援を必要としている人に適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。

■相談件数の推移

単 位	区 分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)
相談件数 (件)	電話	81	85	95	92	105
	来所	58	44	64	61	57
	その他	73	52	43	41	31
	合 計	212	181	202	194	193

[出典]八雲町保健福祉課

■相談内容の推移

単 位	区 分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)
相談件数 (件)	介護保険その他の保健 福祉サービスに関するこ と	234	240	268	241	260
	権利擁護(成年後見制 度等)に関すること	1	3	3	7	8
	高齢者虐待に関するこ と	10	6	2	9	2
	合 計	245	249	273	257	270

[出典]八雲町保健福祉課

①高齢者虐待の防止

高齢者虐待への社会的関心が高まってきていることにより、サービス事業者はもちろん家族や地域住民などからの通報も増えてきています。

八雲町では、年1回、広報紙に虐待に関する記事を掲載し啓発を行っており、今後も高齢者虐待防止法に基づき適切に対応していくとともに、相談や通報の受理から介入、解決に至るまでの一連のプロセスについて、地域包括支援センターを中心とし、民生委員等地域住民、サービス事業者、司法関係者などとの連携を図り、適切な対応を行っていきます。

6) 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

今後も認知症が増えることが予測されるなど、判断能力が低下する可能性のある方は増えていくと考えられます。このことから本項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、本計画で取り組む一事業として他の事業と一体的に進めます。

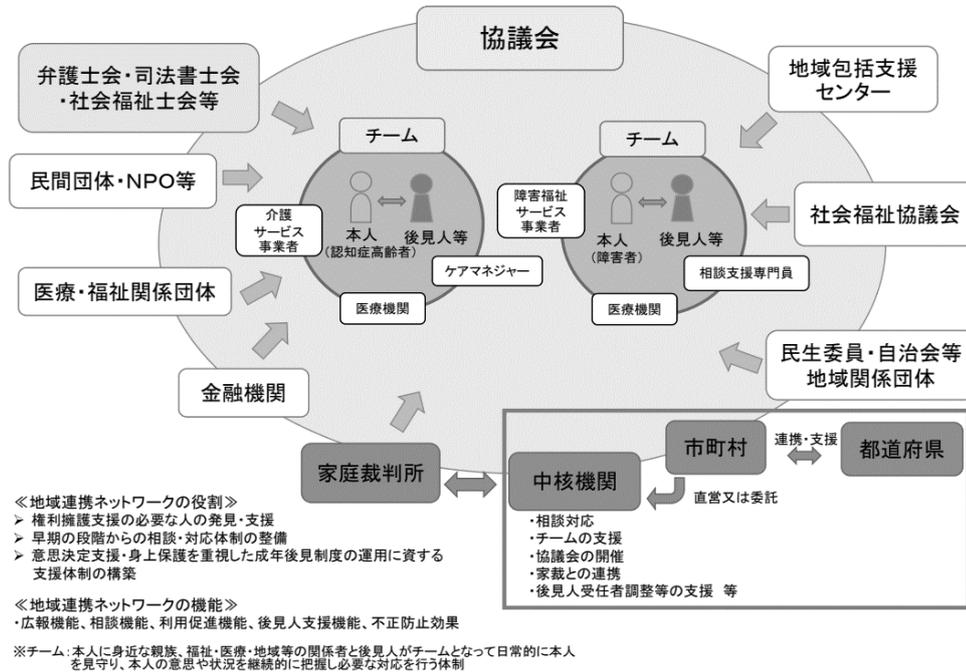
①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

さらに、国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要とされています。具体的な機能としては、広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

を担う機能となっていることから、中核を担うことが適当な機関への委託検討、複数市町村による広域型の設置等の検討を進めます。

■地域連携ネットワークのイメージ



②成年後見制度の利用促進と普及啓発

身寄りのない重度認知症高齢者等が介護保険サービスの利用、財産管理、日常生活上の支援が必要な場合に、申立人がいない方の場合の町長申立、低所得者への後見人等への報酬助成など成年後見制度利用支援事業を実施していきます。

また制度の普及啓発を図るため、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う「日常生活自立事業」を含めた権利擁護全体の制度について、出前説明会や研修会を開催するとともに、居宅介護支援事業所など介護保険サービス事業者に対し周知を行います。

③市民後見人の養成

市民後見人は、専門職以外の方で、本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため、成年後見制度の一定の知識や技術、態度を身に付けた方であり、今後成年後見制度の利用が増えてきた場合に、専門職だけでは後見業務を担うことが難しくなることが予想されることから、後見業務の担い手として期待されているところです。八雲町ではこれまで成年後見制度のニーズも少ないため、市民後見人の養成研修を実施しませんでした。今後は成年後見制度のニーズを見極めながら、必要に応じて養成研修の実施を検討していきます。

(2) 認知症高齢者対策の推進

認知症は75歳を境に急増しており、八雲町においても、今後、後期高齢者数の増加が見込まれる中その対策は急務です。

「認知症は加齢による誰にでも起こる物忘れ」と考えられていることが多く、症状があるにもかかわらず、認知症に対する誤解が原因で受診が遅れることもあります。認知症は、発症を遅らせたり、また、発症しても早期の適切な治療により進行を緩やかにすることができます。

地域で暮らす人々が認知症について理解し、正しい接し方をすることで、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らすことができます。

そのため、地区ごとの介護予防事業の充実や、老人クラブをはじめとする地域での自主的な認知症予防の取組の促進、認知症サポーターの養成など、認知症予防に取り組みます。

■ 認知症対策の取組目標

取組内容		取組目標		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症ケアパスの作成		調査	作成	普及
認知症サポーターの養成	養成人数(人)	20	20	20
認知症初期集中支援チームの活動	チーム員会議開催回数(回)	2	2	2
認知症カフェの開催	開催回数(回/年)	15	15	15
家族会(定例会)の開催	開催回数(回)	4	4	4

1) 認知症に対する啓発活動

地域で暮らす人々が認知症について理解し、正しい接し方が出来るように、これまで広報・啓発活動として認知症サポーター養成講座や一般町民向けに認知症講演会を開催してきたほか、介護予防教室にも認知症予防を目的とした活動を取り入れてきました。

今後もこれらの活動を積極的に継続し、アルツハイマーデーを意識したイベントの開催など認知症の普及・啓発を推進します。

2) 認知症の予防

高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」の拡充や「通いの場」における保健師・栄養士等の専門職による健康相談や、認知症予防に効果のある体操の普及などにより、認知症の予防を推進します。

3) 認知症ケア体制の強化

①見守り体制の構築（SOSネットワークの構築）

認知症高齢者の徘徊は、高齢者の生命にかかわる重要な問題であり、早期に発見し保護する仕組みをつくることが重要です。

八雲町では、町内の会社等に協力機関として登録していただくとともに、一般町民の方々には協力員として認知症高齢者が行方不明となった場合には捜索に協力していただいています。今後も協力機関や協力員、事前登録者を増やす必要があるため、あらゆる機会を通じてSOSネットワークの周知を行います。

②認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を地域や職場で実施してきました。認知症サポーター養成の取組により認知症サポーターの人数は増加しているものの、その後の取組にはつながっていないことが課題となっています。

今後も認知症サポーター養成講座を継続していくとともに、自主的な活動をさらに一歩進め、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるため、「チームオレンジコーディネーター」を配置し、「チームオレンジ」の立ち上げに向けた検討を進めます。

③認知症ケアパスの作成と普及

認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこでどのような医療・介護サービスが受けることができるのかを認知症の人やその家族に提示することを目的に作成されるものです。

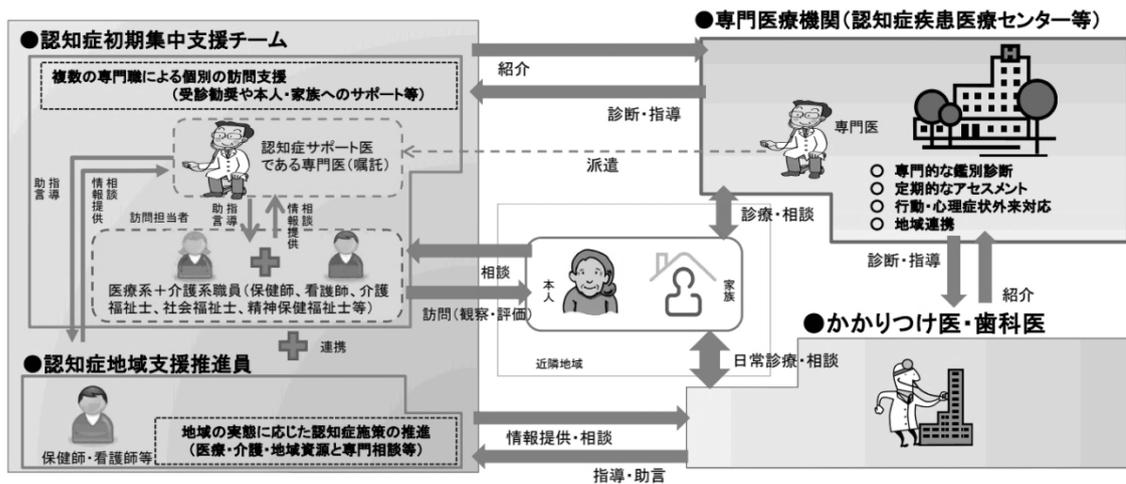
認知症の在宅支援に係る医療や介護サービス及び福祉サービスの情報を体系的に整理し、住民へ情報提供を図ります。

④認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

八雲町では八雲総合病院に業務の一部を委託し、今後も認知症初期集中支援チームによる支援を継続し、認知症が疑われる人や認知症の人への適切な支援を行います。

■認知症初期集中支援チーム



[出典]厚生労働省資料

⑤認知症地域支援推進員の配置

今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれていますが、「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

これらを実現するため、認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、身近な病気として認知症を理解していただく啓発活動及び医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

今後も地域における認知症の理解促進や当事者及び家族と関係機関との連携を推進します。

4) 認知症家族会への支援

八雲町の家族会は、八雲地域には「リフレッシュクラブ」、熊石地域には「熊石介護者とともに歩む会『いがぐりの会』」が組織されています。

認知症高齢者を介護する家族へ総合的な相談支援を行うとともに、家族介護者間の交流や相談、学習会や情報提供などの活動を支援し、介護者の精神的負担の軽減を図っており、家族会とともに認知症カフェを実施しています。

現在介護中の方が介護者の会に参加し、経験者の話を聞くことで、負担軽減が図られ介護を続けていくことができている事例もあり、介護者の会の存在は重要です。今後も介護者の会が継続できるよう、会の運営に協力します。

(3) 地域共生社会の実現

これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、住民参加による「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付け、地域づくりを進めていくことを目指しています。

■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

1) 福祉意識の形成

①福祉意識の啓発

少子高齢化や核家族化が進行する中、福祉活動の重要性が拡大する一方、住民の福祉に関する意識や知識、技術は、まだまだ十分とはいえません。

社会福祉協議会と連携しながら、町民や各関係団体等への働きかけを行い、地域全体で支え合うまちづくりに向けた福祉意識の啓発を図ります。

②福祉教育の推進

町内の小中・高校や幼稚園、保育所では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など、それぞれの地域の特色ある活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後は、感染症対策を考慮した上でこれらの取組について見直しを進めるほか、コミュニティ・スクール事業における地域住民も含めた福祉活動の検討を進めます。

2) 住民参加型の福祉社会の形成

①地域での高齢者見守り体制の強化

八雲町ではこれまで、在宅福祉の推進、安否確認及び孤独死の防止を図るため、独居高齢者地域援護（愛の一声ヤクルト無料配布）事業を行い、令和元年度は173人の配布実績となりました。また、独居高齢者の実態を把握するため独居高齢者調査を実施しました。

独居高齢者地域援護（愛の一声ヤクルト無料配布）事業は令和元年度で廃止となりましたが、社会福祉協議会や民生委員協議会との連携強化を図り、今後も高齢者の見守り活動を継続します。

②ボランティア活動の活性化

八雲町では、ボランティア活動の事務局を社会福祉協議会に設置しており、ボランティアの育成支援を図るボランティアスクールを毎年開催しています。

今後も、地域包括ケアを推進するために地域の見守り体制の強化をしていくことが求められており、広く町民が生活支援、介護サポーターとして役割が担えるよう研修会を開催していく中でボランティア人材の育成を図ります。

③社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を精力的に推進しています。

今後も、円滑な活動支援のための補助金を支出し、連携を図ります。

3) 包括的な支援体制の整備

住民が直面している課題に対して、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能をつくることで制度・分野ごとの『縦割り』を防ぐために必要であると考えられます。

また、地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。

八雲町においても、これらの包括的な相談支援体制のあり方を協議するとともに、町内での体制づくりに向けた検討を進めます。

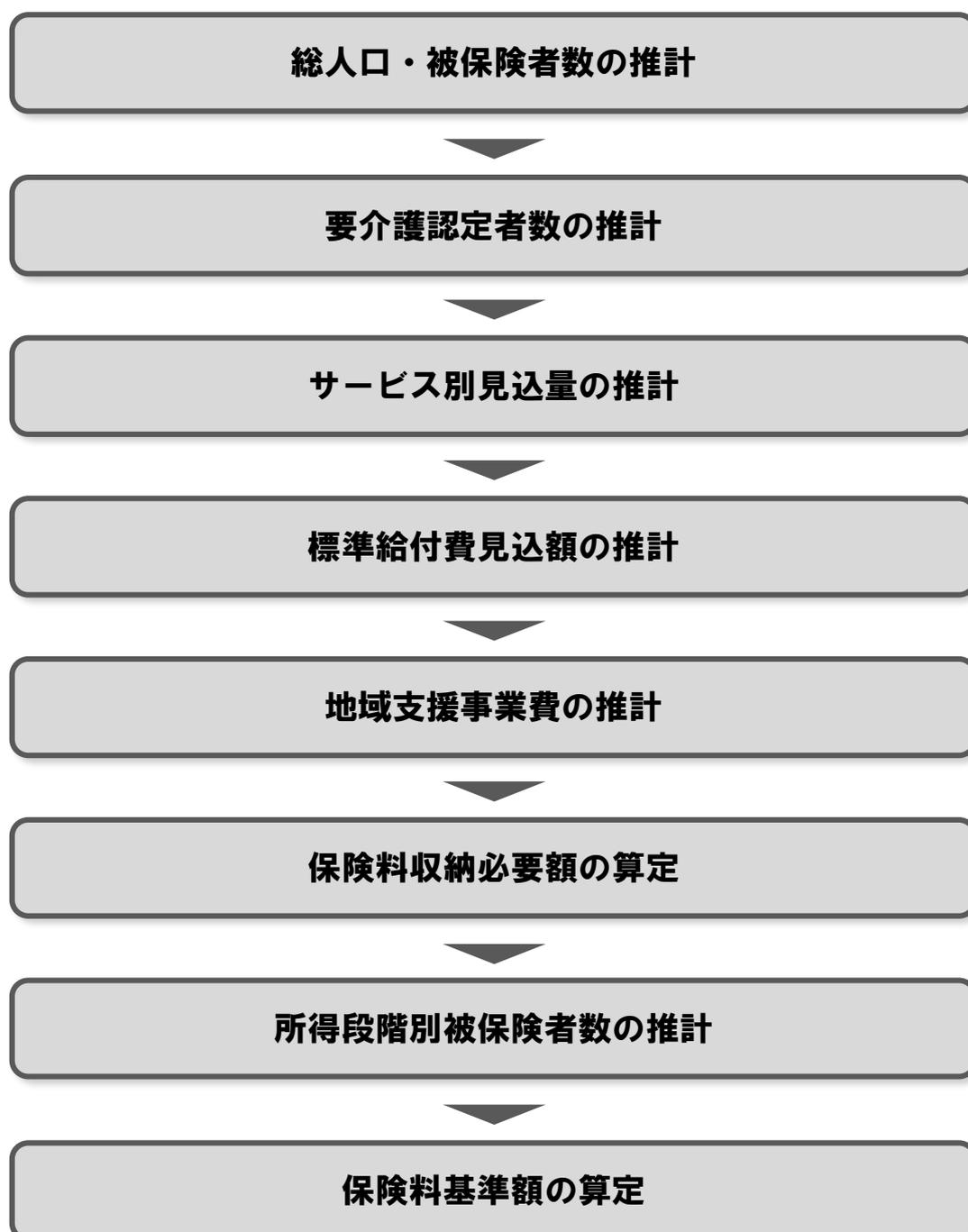
第5章 第8期介護保険事業計画

1 保険料算定の流れ

第1号被保険者の保険料は下記の流れに沿って算定します。

保険料算定にあたっては、第8期計画期間の保険料だけでなく中長期的な視点から令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の算定も行い、将来の保険料の見通しを把握します。

■保険料算定の流れ

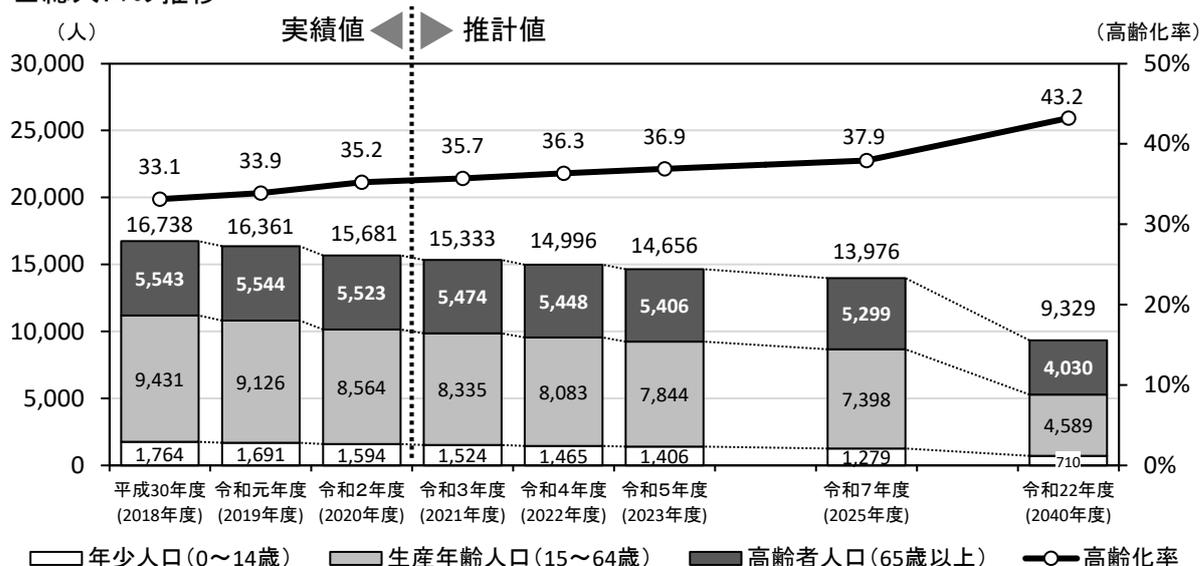


2 将来推計

(1) 総人口の推計

今後の総人口は減少傾向が続くと想定され、過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、令和7年度の総人口は13,976人、令和22年度は9,329人となることが予測されています。

■ 総人口の推移



(単位：人)

	実績値			推計値				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
総人口	16,738	16,361	15,681	15,333	14,996	14,656	13,976	9,329
年少人口 (0~14歳)	1,764 (10.5%)	1,691 (10.3%)	1,594 (10.2%)	1,524 (9.9%)	1,465 (9.8%)	1,406 (9.6%)	1,279 (9.2%)	710 (7.6%)
生産年齢人口 (15~64歳)	9,431 (56.4%)	9,126 (55.8%)	8,564 (54.6%)	8,335 (54.4%)	8,083 (53.9%)	7,844 (53.5%)	7,398 (52.9%)	4,589 (49.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	5,543 (33.1%)	5,544 (33.9%)	5,523 (35.2%)	5,474 (35.7%)	5,448 (36.3%)	5,406 (36.9%)	5,299 (37.9%)	4,030 (43.2%)

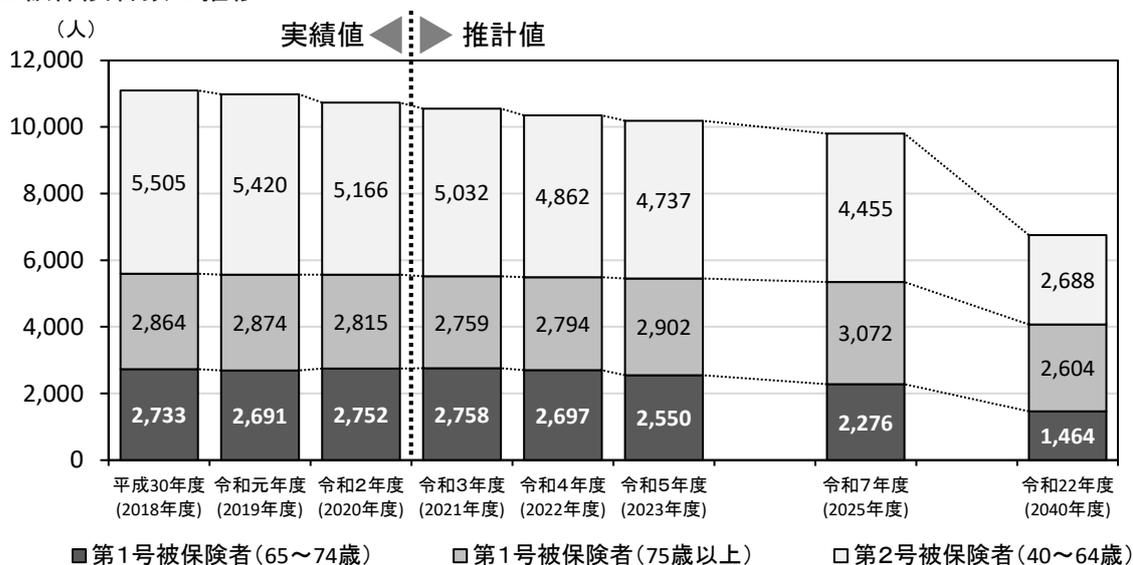
※実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

※（ ）内は総人口に占める割合

(2) 被保険者数の推計

過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、第1号被保険者数は減少傾向が続き、令和7年度には5,348人、令和22年度には4,068人となる見込みです。また、第2号被保険者数は大幅な減少が続き、令和22年度には2,688人となる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位：人)

	実績値			推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
第1号被保険者(65歳以上)	5,597	5,565	5,567	5,517	5,491	5,452	5,348	4,068
65~74歳	2,733	2,691	2,752	2,758	2,697	2,550	2,276	1,464
75歳以上	2,864	2,874	2,815	2,759	2,794	2,902	3,072	2,604
第2号被保険者(40~64歳)	5,505	5,420	5,166	5,032	4,862	4,737	4,455	2,688

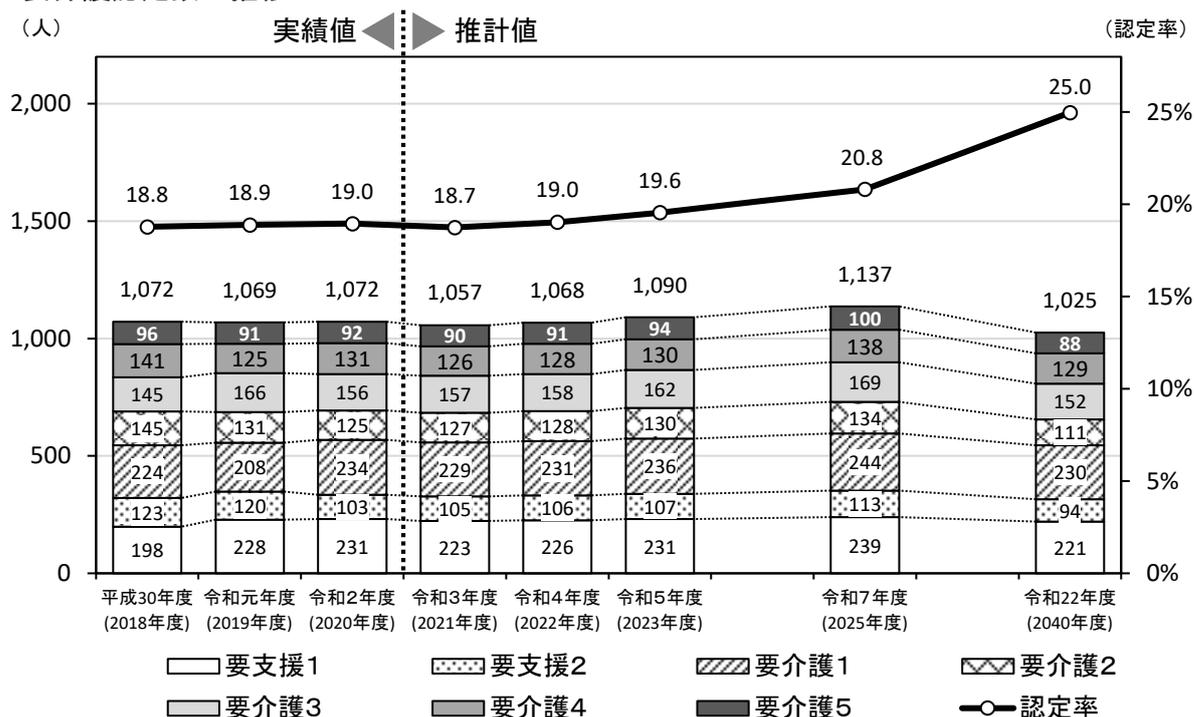
※実績値：介護保険事業状況報告、住民基本台帳（各年9月末）、推計値：コーホート変化率法による推計値

(3) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和3年度から微増が続き、令和7年度には1,137人となる見込みです。令和7年度以降は高齢者数の減少により要介護認定者数は減少し、令和22年度は1,025人になると予想されています。

また、後期高齢者数の増加に伴って要介護認定率は上昇し、令和7年度は20.8%、令和22年度には25.0%になると見込まれます。

■ 要介護認定数の推移



	実績値			推計値				
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
要介護認定者数(人)	1,072	1,069	1,072	1,057	1,068	1,090	1,137	1,025
要支援1	198	228	231	223	226	231	239	221
要支援2	123	120	103	105	106	107	113	94
要介護1	224	208	234	229	231	236	244	230
要介護2	145	131	125	127	128	130	134	111
要介護3	145	166	156	157	158	162	169	152
要介護4	141	125	131	126	128	130	138	129
要介護5	96	91	92	90	91	94	100	88
要介護認定率(%)	18.8	18.9	19.0	18.7	19.0	19.6	20.8	25.0

※実績値：介護保険事業状況報告

※要介護認定率は第1号被保険者を対象として算出

3 サービス見込量の推計

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばい又は微増として算出しています。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
訪問介護	回/月	1,039.0	979.9	868.0	974.2	974.2	985.9	1,004.6	852.6
	人/月	68	64	58	64	64	65	66	56
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	155.0	160.2	202.3	168.9	168.9	168.9	168.9	168.9
	人/月	23	27	29	28	28	28	28	28
訪問リハビリテーション	回/月	175.1	183.7	53.6	159.8	168.8	168.8	176.6	160.8
	人/月	19	22	16	19	20	20	21	19
居宅療養管理指導	人/月	19	15	12	15	16	16	16	14
通所介護	回/月	100	82	103	95.2	95.2	95.2	102.6	95.2
	人/月	13	11	10	11	11	11	12	11
通所リハビリテーション	回/月	509.3	521.9	431.5	541.7	541.7	547.4	567.0	495.7
	人/月	77	79	82	82	82	83	86	75
短期入所生活介護	日/月	966.1	957.5	1,289.5	1,073.4	1,073.4	1,096.7	1,189.3	1,096.3
	人/月	51	51	59	55	55	56	60	55
短期入所療養介護(老健)	日/月	83.8	95.0	84.0	84.5	84.5	90.2	90.2	70.0
	人/月	12	13	12	12	12	13	13	10
福祉用具貸与	人/月	150	159	172	172	173	174	180	161
特定福祉用具購入費	人/月	4	2	3	3	3	3	3	3
住宅改修費	人/月	3	3	3	3	3	3	3	3
特定施設入居者生活介護	人/月	37	25	23	28	30	32	34	32
居宅介護支援	人/月	254	259	267	267	268	270	280	253

②地域密着型サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	5	6	6	6	6	6	6	6
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	384.1	399.0	331.8	350.6	350.6	356.1	362.1	327.5
	人/月	64	67	59	60	60	61	62	56
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	19	20	22	19	19	19	20	18
認知症対応型共同生活介護	人/月	43	44	39	39	40	41	41	39
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	14	14	13	13	14	14	14	12
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

③施設サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

なお、介護療養型医療施設は令和6年3月31日に廃止されるため、介護医療院に転換する必要があります。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護老人福祉施設	人/月	133	133	144	147	148	149	149	129
介護老人保健施設	人/月	98	95	98	98	99	99	104	95
介護医療院	人/月	2	2	1	3	4	7	7	6
介護療養型医療施設	人/月	4	4	3	2	2	0		

(2) 予防給付事業

①介護予防サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	29.6	43.8	75.6	82.3	82.3	82.3	86.0	78.5
	人/月	8	12	21	22	22	22	23	21
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	55.3	42.4	15.6	50.9	50.9	50.9	43.5	36.4
	人/月	8	6	3	7	7	7	6	5
介護予防居宅療養管理指導	人/月	4	4	4	4	4	4	4	4
介護予防通所リハビリテーション	人/月	42	44	42	43	43	43	44	35
介護予防短期入所生活介護	日/月	11.3	13.5	23.4	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
	人/月	1	1	2	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	4.3	1.1	0.0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	人/月	1	0	0	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人/月	66	70	64	65	65	66	69	59
介護予防特定福祉用具購入費	人/月	4	1	2	2	2	2	2	1
介護予防住宅改修費	人/月	3	2	2	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	20	28	30	27	26	26	27	23
介護予防支援	人/月	106	111	110	111	112	113	123	107

②地域密着型介護予防サービスの見込量

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込みは下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値				
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	4	1	2	2	3	3	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 介護保険サービス事業費

①介護給付事業費の給付見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
訪問介護	36,618	37,877	34,184	37,080	37,101	37,551	38,278	32,460
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	10,061	10,643	14,017	12,087	12,094	12,094	12,094	12,094
訪問リハビリテーション	6,639	7,208	2,181	6,270	6,633	6,633	6,944	6,323
居宅療養管理指導	2,047	1,653	1,391	1,842	1,977	1,977	1,977	1,703
通所介護	8,286	7,669	8,469	8,996	9,001	9,001	9,481	9,001
通所リハビリテーション	59,923	60,232	51,376	61,373	61,407	62,027	64,384	55,754
短期入所生活介護	78,505	80,905	112,275	92,622	92,673	94,870	103,909	96,400
短期入所療養介護(老健)	10,855	12,862	11,576	10,846	10,852	11,669	11,669	9,248
福祉用具貸与	19,185	21,146	22,049	22,217	22,413	22,486	23,359	20,790
特定福祉用具購入費	1,626	701	1,608	1,097	1,097	1,097	1,097	1,097
住宅改修費	3,075	3,311	2,487	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
特定施設入居者生活介護	76,928	53,454	48,643	59,475	63,590	67,671	72,155	68,073
居宅介護支援	47,504	48,330	50,340	50,304	50,506	50,848	52,838	47,821
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13,125	14,058	16,780	16,180	16,189	16,189	16,189	16,189
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	31,966	31,944	26,524	28,633	28,649	29,206	29,655	26,640
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	29,461	32,791	34,287	33,082	33,100	33,100	35,577	31,488
認知症対応型共同生活介護	123,501	125,099	116,923	117,315	120,260	123,448	123,493	117,688
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,336	2,180	2,391	2,330	2,331	2,331	2,331	2,331
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	34,630	35,791	33,864	34,946	37,563	37,563	37,678	32,748
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス								
介護老人福祉施設	364,617	367,011	403,589	407,965	410,436	414,583	414,513	358,240
介護老人保健施設	340,638	325,520	337,082	344,907	348,742	348,742	366,454	334,109
介護医療院	8,240	11,520	5,880	11,840	15,795	27,642	27,642	23,693
介護療養型医療施設	16,185	16,279	13,674	9,086	9,091	0		
合計	1,325,950	1,308,185	1,351,588	1,372,307	1,393,314	1,412,542	1,453,531	1,305,704

※端数処理により合計が合わない場合があります。

②予防給付事業費の給付見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
居宅サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,006	3,147	5,440	5,807	5,810	5,810	6,070	5,540
介護予防訪問リハビリテーション	2,251	1,702	639	1,844	1,845	1,845	1,576	1,319
介護予防居宅療養管理指導	531	413	347	423	423	423	423	423
介護予防通所リハビリテーション	15,855	17,284	16,209	16,713	16,722	16,722	16,999	13,361
介護予防短期入所生活介護	622	728	1,431	1,594	1,595	1,595	1,595	1,595
介護予防短期入所療養介護(老健)	435	110	0	539	539	539	539	539
介護予防福祉用具貸与	3,801	3,861	3,777	3,615	3,615	3,669	3,838	3,272
介護予防特定福祉用具購入費	1,237	406	613	550	550	550	550	212
介護予防住宅改修費	2,893	2,121	1,581	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
介護予防特定施設入居者生活介護	15,861	23,856	26,614	23,126	22,026	22,026	23,138	19,455
介護予防支援	5,697	5,928	5,927	5,992	6,049	6,103	6,645	5,779
地域密着型サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,943	2,668	940	1,475	1,476	2,400	2,400	1,476
介護予防認知症対応型共同生活介護	482	0	0	0	0	0	0	0
合計	53,614	62,224	63,519	63,570	62,542	63,574	65,665	54,863

※端数処理により合計が合わない場合があります。

③総給付費の見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和7年度(2025)	令和22年度(2040)
介護給付事業費	1,325,950	1,308,185	1,351,588	1,372,307	1,393,314	1,412,542	1,453,531	1,305,704
予防給付事業費	53,614	62,224	63,519	63,570	62,542	63,574	65,665	54,863
総給付費	1,379,563	1,370,408	1,415,107	1,435,877	1,455,856	1,476,116	1,519,196	1,360,567

※端数処理により合計が合わない場合があります。

4 介護保険料の算定

(1) 標準給付費の見込み

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	第8期 合計	令和 7年度 (2025)	令和 22年度 (2040)
	①総給付費	1,435,877	1,455,856		1,476,116	4,367,849
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③-④)	98,955	91,584	91,724	282,264	94,440	84,366
③特定入所者介護サービス費等給付額	113,440	113,251	113,440	340,130	116,833	104,397
④特定入所者介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	14,484	21,666	21,716	57,867	22,394	20,031
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥-⑦)	38,992	39,267	40,076	118,336	41,804	37,686
⑥高額介護サービス費等給付額	39,251	39,660	40,477	119,388	42,222	38,063
⑦高額介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	259	393	401	1,053	418	377
⑧高額医療合算介護サービス費等給付額	3,624	3,661	3,737	11,022	3,898	3,514
⑨算定対象審査支払手数料	978	988	1,008	2,975	1,052	948
標準給付費見込額 (①+②+⑤+⑧+⑨)	1,578,426	1,591,357	1,612,662	4,782,445	1,660,390	1,487,082

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

第8期計画期間、令和7年度及び令和22年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値				
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業費	30,454	26,164	29,377	28,113	28,408	28,954	30,394	26,204
包括的支援事業(地域包括支援センタ ーの運営)及び任意事業費	28,448	28,738	28,737	28,087	28,383	28,462	30,182	26,208
包括的支援事業(社会保障充実分)	29,968	30,798	22,997	22,959	23,178	23,676	24,507	21,280
地域支援事業費計	88,870	85,700	81,111	79,159	79,969	81,092	85,083	73,692

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(3) 保険料収納必要額の見込み

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期 合計	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	①標準給付費見込額	1,578,426	1,591,357		1,612,662	4,782,445
②地域支援事業費見込額	79,159	79,969	81,092	240,220	85,083	73,692
③事業費合計(①+②)	1,657,585	1,671,326	1,693,754	5,022,665	1,745,473	1,560,774
④第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.4%	26.8%
⑤第1号被保険者負担相当額(③×④)	381,245	384,405	389,563	1,155,213	408,441	418,287
⑥調整交付金相当額	80,327	80,988	82,081	243,396	84,539	75,664
⑦調整交付金見込額	125,953	120,996	120,166	367,115	123,765	160,257
⑧準備基金取崩額				41,700	0	0
⑨財政安定化基金拠出金見込額				0	0	0
⑩保険者機能強化推進交付金等				18,486	6,162	6,162
⑪保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑦-⑧+⑨-⑩)				971,308	363,053	327,533

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(4) 所得段階別被保険者数の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数						基準額に 対する 割合
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期 合計	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)	
第1段階	1,363	1,356	1,347	4,066	1,321	1,006	0.50
第2段階	728	725	720	2,173	706	537	0.75
第3段階	546	544	540	1,630	529	403	0.75
第4段階	513	511	507	1,531	497	378	0.90
第5段階	585	582	578	1,745	567	431	1.00
第6段階	844	840	834	2,518	818	622	1.20
第7段階	552	549	545	1,646	535	407	1.30
第8段階	182	181	180	543	176	134	1.50
第9段階	204	203	201	608	199	150	1.70
第1号被保険者数	5,517	5,491	5,452	16,460	5,348	4,068	
補正後第1号被保険者数	5,034	5,010	4,974	15,018	4,880	3,711	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

(5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料(月額)の基準額は5,500円となります。

	令和3～5年度 (2021～2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料必要収納額	971,308 千円	363,053 千円	327,533 千円
②予定保険料収納率	98.0%	98.0%	98.0%
③補正後第1号被保険者数	15,018 人	4,880 人	3,711 人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	5,500 円	6,326 円	7,506 円

(6) 所得段階別保険料の見込み

第8期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料 段階	対象者の要件	基準額に 対する 割合	介護保険料(円)	
			月額	年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.50 (0.30)	2,750円 (1,650円)	33,000円 (19,800円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75 (0.50)	4,125円 (2,750円)	49,500円 (33,000円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える	0.75 (0.70)	4,125円 (3,850円)	49,500円 (46,200円)
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.90	4,950円	59,400円
第5段階	○本人が町民税非課税(世帯員課税)かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	1.00	5,500円	66,000円
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	6,600円	79,200円
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.30	7,150円	85,800円
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.50	8,250円	99,000円
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上	1.70	9,350円	112,200円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

第6章 計画の推進と評価

1 計画の周知と連携

本計画は、八雲町の高齢者施策の総合的な体系を示したものです。

本計画の推進にあたっては、国や北海道、関係機関との連携を図るとともに、住民、事業所、各種団体との協力が不可欠であるところから、広く本計画の周知を図り、行政と住民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策の展開に努めます。

また、高齢者の問題は多岐にわたっており、庁内各課の連携により計画を推進します。

2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図ります。

3 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

介護保険事業の運営については、町民の意見を十分に反映しながら、円滑に、かつ適切に行われるよう運営委員会を設置し、サービスの種類ごとの利用状況や計画の実施状況等について進捗状況の点検・評価を行い、制度の充実に向けて取り組みます。